

（素案）

第2期荒川区子ども・子育て支援計画  
（令和2～6年度）

令和2年1月  
荒川区



## 目次

<b>第1章</b>	<b>第2期荒川区子ども・子育て支援計画策定の趣旨</b> . . . . .	<b>2</b>
第1節	計画策定の背景 . . . . .	2
第2節	計画の位置付け . . . . .	4
第3節	計画期間 . . . . .	5
第4節	計画の策定体制等 . . . . .	5
<b>第2章</b>	<b>荒川区における子ども・子育てを取り巻く現状</b> . . . . .	<b>6</b>
第1節	人口の推移等 . . . . .	6
第2節	人口推計 . . . . .	28
第3節	ニーズ調査結果 . . . . .	35
<b>第3章</b>	<b>第1期荒川区子ども・子育て支援計画の評価と 今後の方向性</b> . . . . .	<b>64</b>
第1節	第1期計画の取り組みと評価 . . . . .	64
第2節	第2期計画の推進に向けて . . . . .	80
<b>第4章</b>	<b>第2期荒川区子ども・子育て支援計画</b> . . . . .	<b>81</b>
第1節	基本理念 . . . . .	81
第2節	計画策定にあたっての視点及び基本目標 . . . . .	81
第3節	計画の体系図 . . . . .	83
第4節	荒川区子ども・子育て支援計画事業 . . . . .	88
第5節	子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと確保方策 . . . . .	152
<b>第5章</b>	<b>第2期荒川区子ども・子育て支援計画の推進状況の把握</b> . . . . .	<b>168</b>
第1節	計画の推進状況の把握 . . . . .	168
第2節	地域・関係団体・関係機関との連携・協働 . . . . .	168

# 第1章 第2期荒川区子ども・子育て支援計画策定の趣旨

## 第1節 計画策定の背景

国では、近年の急速な少子化の進行や核家族化・高齢化の進行など、家族や地域、就労・雇用など子どもや子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を策定し、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策（次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備）を推進してきました。さらに、平成27年には、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が施行され、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な取組みが推進されています。

その後、国では、平成29年6月に「子育て安心プラン」を策定し、平成30・31年度の2年間で保育園の待機児童解消に必要な22万人の受け皿を確保するとともに、2022年（令和4年）までの5年間で女性就業率80%に対応できる32万人の受け皿を整備することを目標に掲げました。さらに、平成30年9月に、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ（学童クラブ）の「小1の壁」・「待機児童」を解消し、その後も女性就業率の上昇に対応する受け皿を整備するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進することを定め、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図るための目標を設定しました。また、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、子育て世帯の負担を軽減し少子化対策につなげるとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」を開始しました。

さらに、令和元年12月から「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育基本法）」が施行され、子ども子育て支援事業計画の策定にあたっては、妊娠・出産期から成育過程の各段階において生じる心身の健康に関する問題等を包括的にとらえ、医療・保健・教育・福祉等に関するサービス等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めることとされました。

荒川区では、次世代育成支援対策推進法に基づき、「次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援施策に計画的に取り組んできました。平成27年度からは、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、国民運動計画である「健やか親子21」の推進のための「母子保健計画」を一体とした「荒川区子ども・子育て支援計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、ライフステージを軸に切れ目ない支援を構築していくために、基本理念と4つの基本目標を設定し、施策の展開を図ってきました。

今般、国や区における対策が進められる中でも、出産・子育てへの不安や孤立感を持つ保護者の増加や児童虐待、待機児童の発生、子どもの貧困など、子どもや子育てをめぐる環境は厳しさを増しており、継続的な支援や多様な機関が連携した対応の必要性が高まっています。また、中途退学、若者無業者（ニート）やひきこもりなど、本人や家族だけでは解決できない困難を抱える若者への支援も求められています。

そのため、荒川区では、第1期計画に包含していた3つの計画に加え、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者育成支援計画」を含んだ総合的な計画として、妊娠から出産、子育て、子どもの成長を通じて切れ目のない支援を行い、子どもの権利を守ることを基本として、子どもと子育て家庭に対する支援、子ども・若者の健全育成、児童虐待の未然防止と児童相談所の設置運営、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の自立支援、母子保健、困難を抱える若者の支援などを一体的に盛り込んだ「第2期荒川区子ども・子育て支援計画」を策定します。

## 第2節 計画の位置付け

第2期荒川区子ども・子育て支援計画は、子育て支援に関連する次の5つの法律等に基づく計画として位置付けます。

子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

(以下「子ども・子育て支援事業計画」といいます。前期に続き、第2期子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。)

次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」

(以下「次世代育成支援行動計画」といいます。)

子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」

(以下「子ども・若者計画」といいます。)

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村計画」

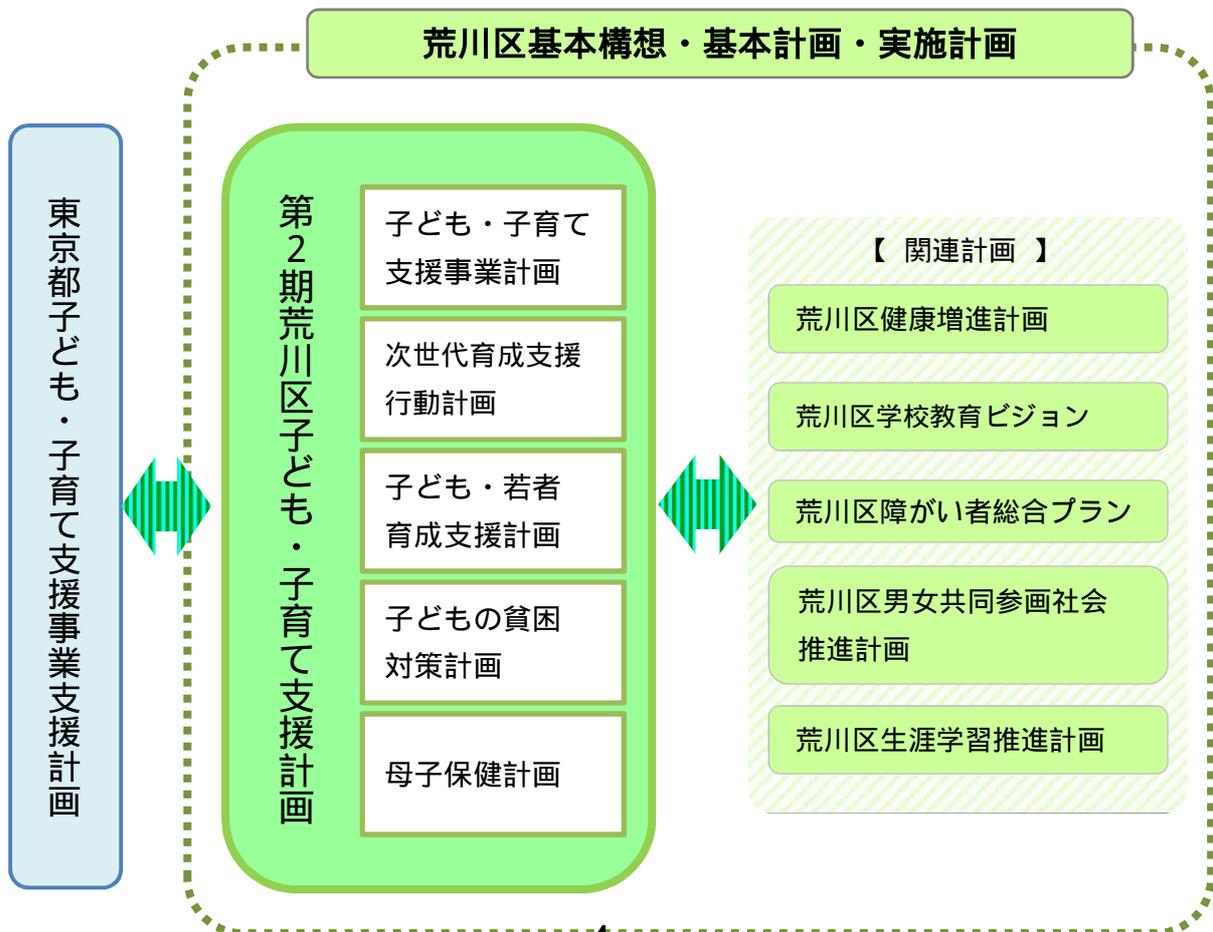
(以下「子どもの貧困対策計画」といいます。)

厚生労働省通知「健やか親子21」に基づく「母子保健計画」

加えて、国が定める「子育て安心プラン」及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づく行動計画として位置づけます。

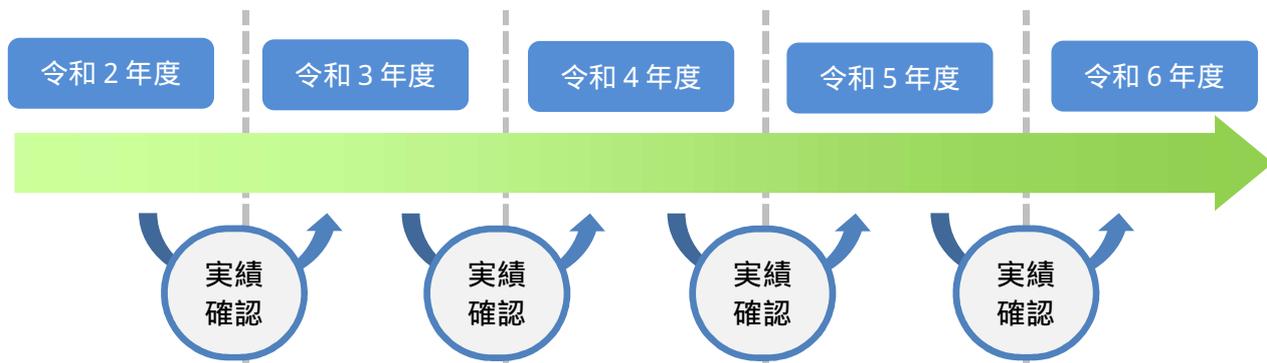
また、区の方角性を示す「荒川区基本構想」のほか、「荒川区基本計画」、「荒川区実施計画」を上位計画として調和を保った計画とします。

さらに、「荒川区健康増進計画」や「荒川区学校教育ビジョン」等、関連する計画とも整合性を保ちつつ策定します。



### 第3節 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。



計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを検討します。

### 第4節 計画の策定体制等

「第2期荒川区子ども・子育て支援計画」の策定にあたっては、子どもの保護者や子育て支援に関する事業者、学識経験者などで構成された区長の附属機関である、「荒川区子ども・子育て会議」の意見を聴きました。

また、庁内関係部署で構成する「荒川区子ども・子育て支援計画検討委員会」を設置し、検討しました。

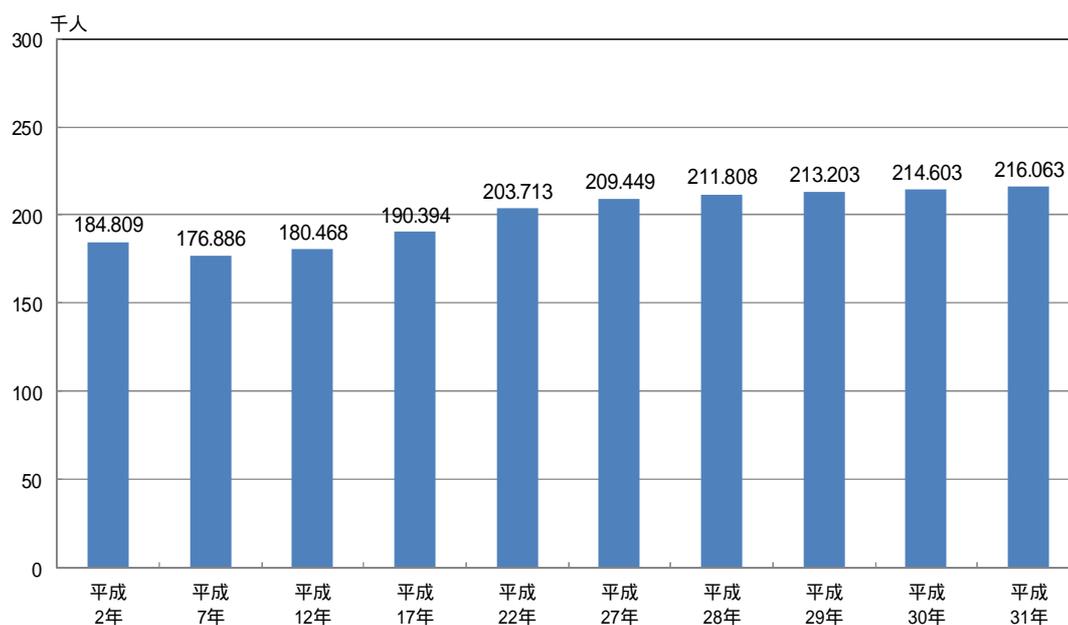
## 第2章 荒川区における子ども・子育てを取り巻く現状

### 第1節 人口の推移等

#### 1 人口の推移

荒川区の人口は平成7年に最小となる176,886人を記録しました。その後は増加に転じ、平成22年以降は200,000人を超え、平成31年4月1日現在で216,063人となっています。

総人口の推移



平成2年～平成12年は国勢調査による

平成17年～平成31年は荒川区住民基本台帳等(外国人含む。各年4月1日現在)による

## 2 18歳未満人口の推移

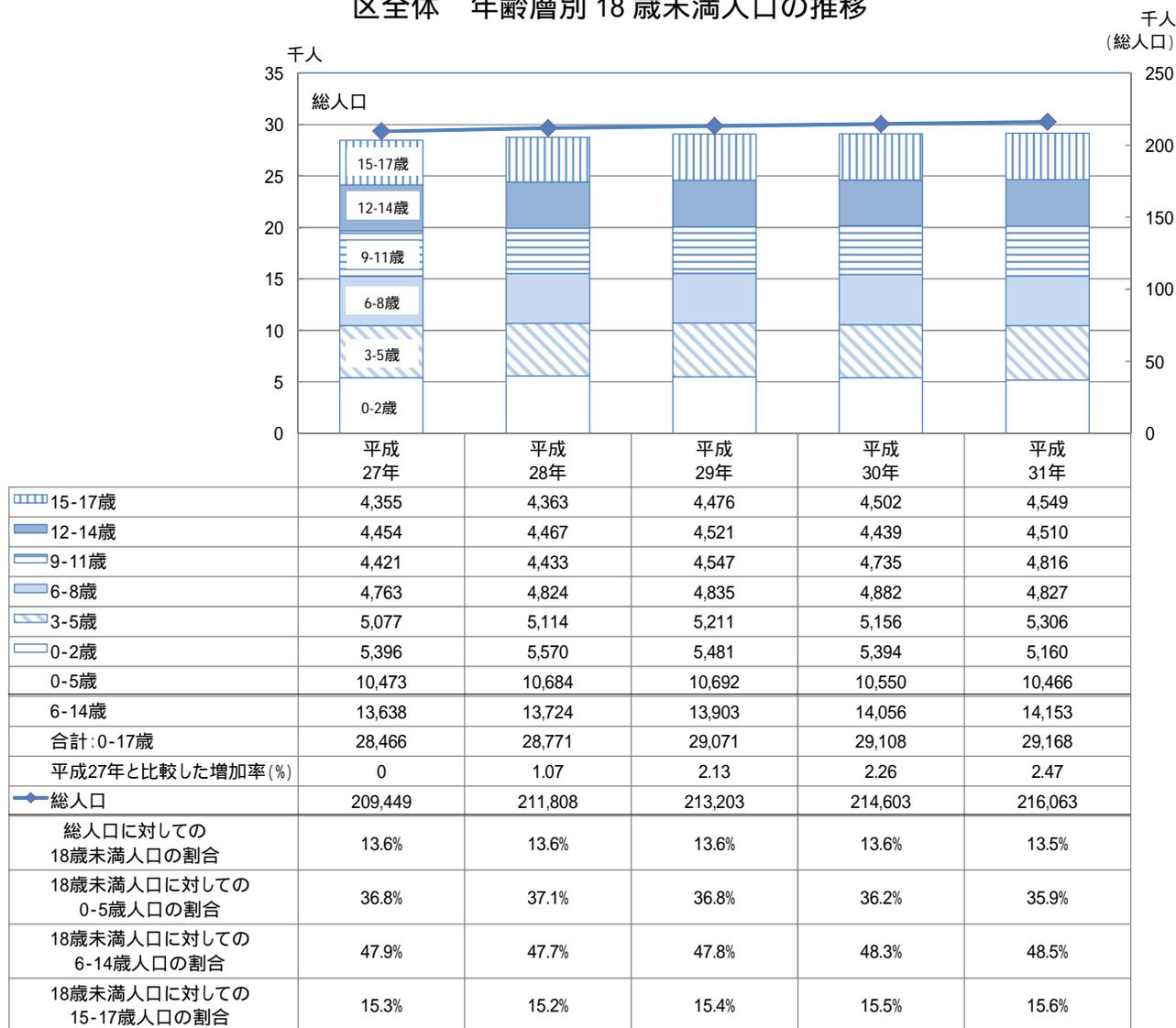
### 【区全体】

平成31年4月1日現在の18歳未満人口は29,168人で、総人口に対する比率は13.5%となっています。

平成31年の18歳未満の人口は、平成27年の18歳未満の人口と比較して702人増加し、増加率は2.47%ですが、総人口に対する比率は横ばいとなっています。

0歳～2歳以下の人口は、平成28年をピークに減少傾向がみられます。

区全体 年齢層別18歳未満人口の推移



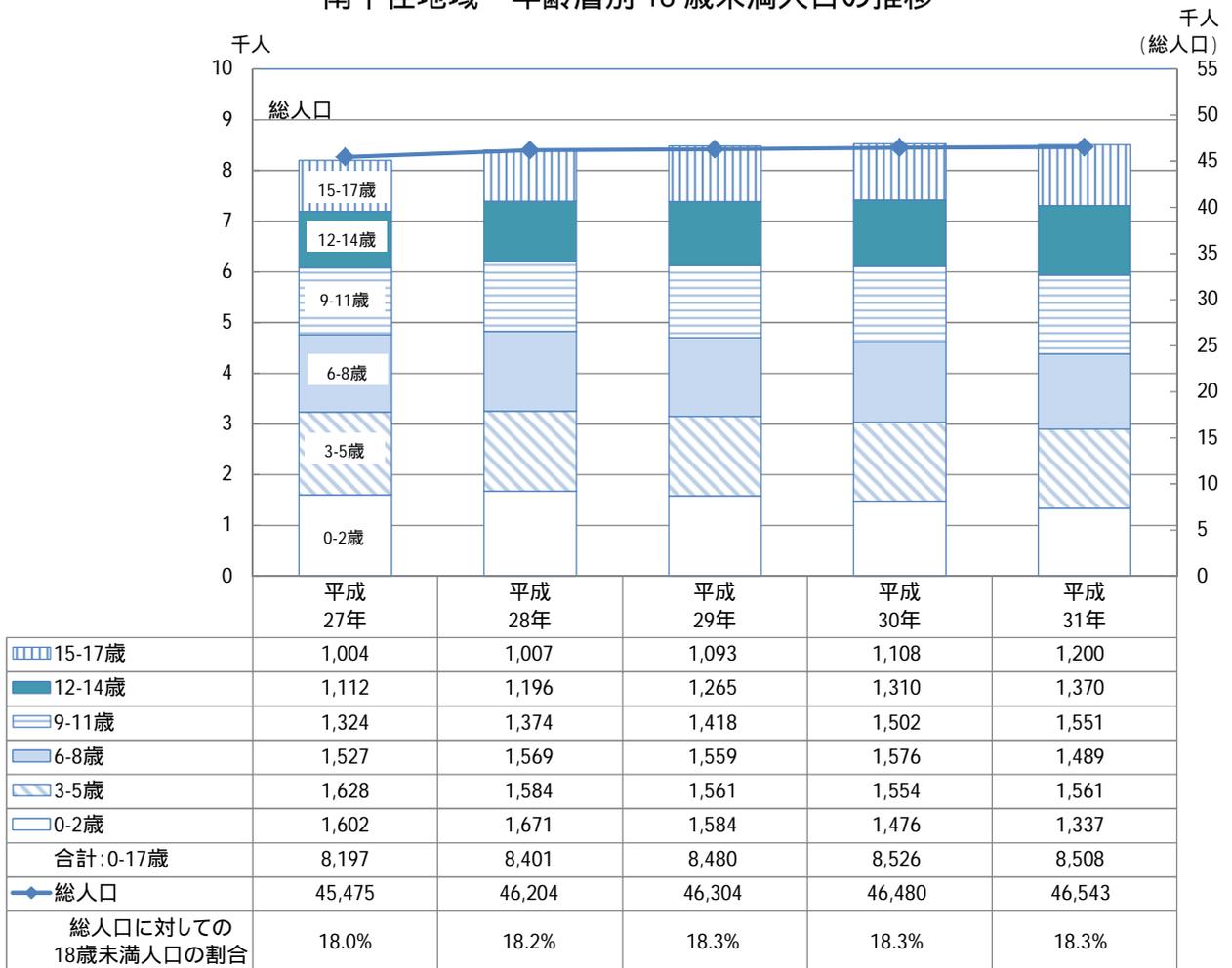
荒川区住民基本台帳等（外国人含む。各年4月1日現在）による

## 【南千住地域】

18歳未満の人口及び総人口に対しての18歳未満人口の割合が最も高い地域です。

年齢層別では、平成31年は平成27年と比較して、0歳～2歳以下の人口が大きく減少しています。一方、9歳以上18歳未満の人口は増加傾向がみられます。

南千住地域 年齢層別18歳未満人口の推移



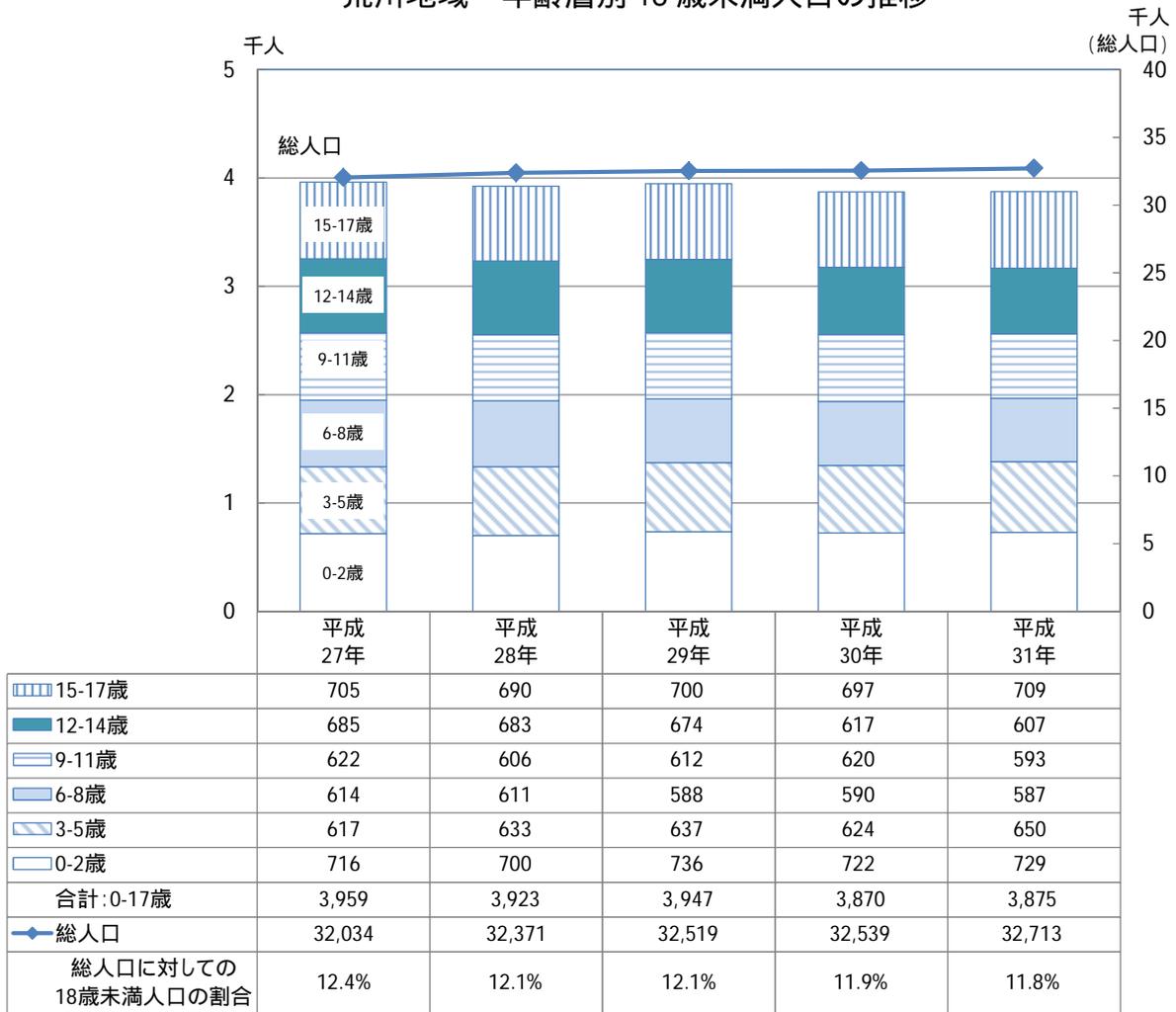
荒川区住民基本台帳等（外国人含む。各年4月1日現在）による

## 【荒川地域】

総人口は増加傾向にあります。18歳未満の人口及び総人口に対しての18歳未満人口の割合は減少傾向がみられる地域です。

年齢層別では、平成31年は平成27年と比較して、0歳～5歳以下の人口は増加傾向がみられますが、12歳以上14歳以下の人口は減少傾向がみられます。

荒川地域 年齢層別 18歳未満人口の推移



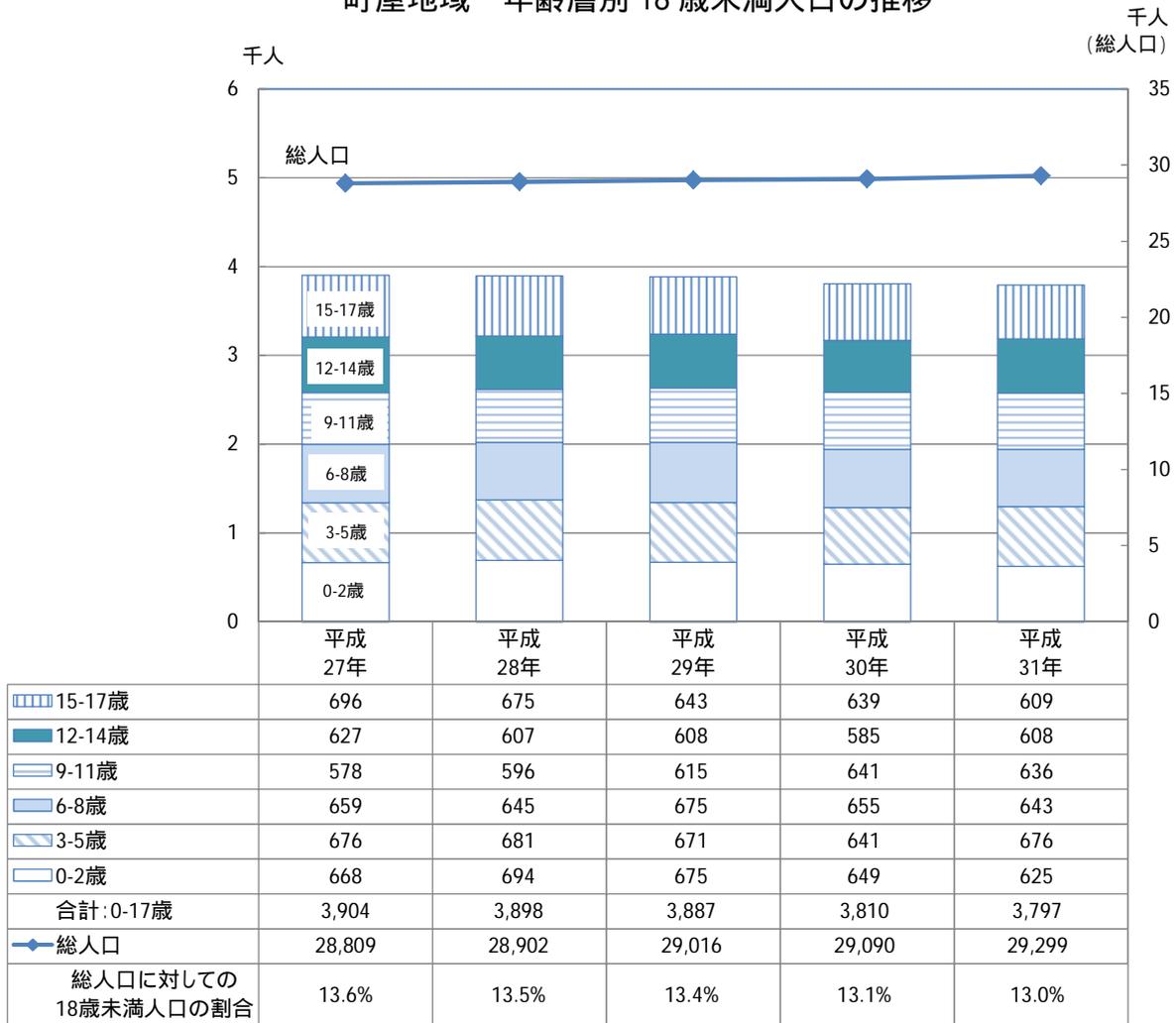
荒川区住民基本台帳等（外国人含む。各年4月1日現在）による

## 【町屋地域】

総人口は増加傾向にあります。18歳未満の人口及び総人口に対しての18歳未満人口の割合は減少傾向がみられる地域です。

年齢層別では、平成31年は平成27年と比較して、9歳以上11歳以下の人口は増加傾向がみられます。

町屋地域 年齢層別 18歳未満人口の推移



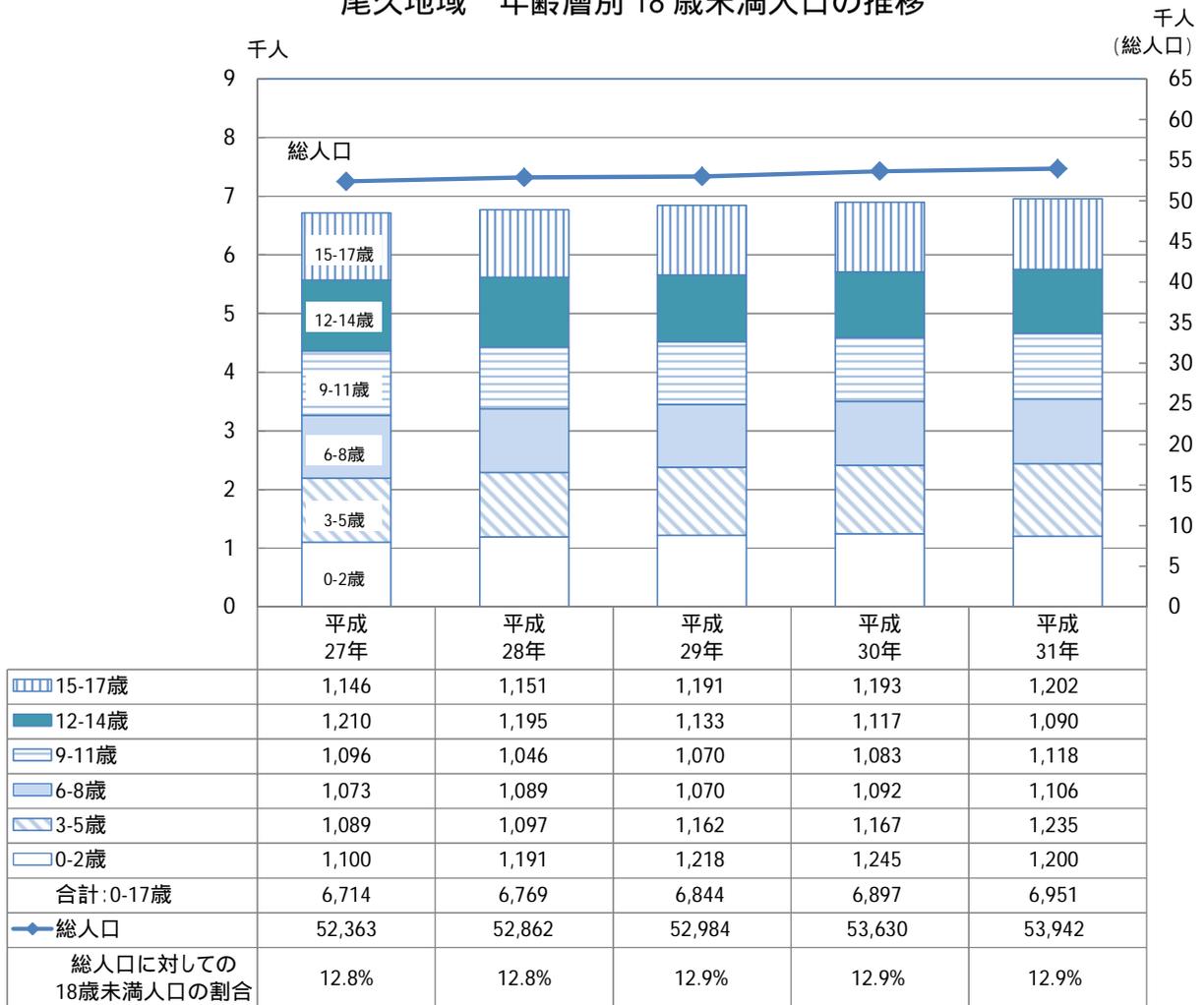
荒川区住民基本台帳等（外国人含む。各年4月1日現在）による

## 【尾久地域】

18歳未満の人口が総人口と同様に増加しており、総人口に対しての18歳未満人口の割合に横ばい傾向がみられる地域です。

年齢層別では、平成31年は平成27年と比較して、12歳以上14歳以下を除き、どの年齢層においてもおおむね増加傾向がみられ、3歳～5歳以下の人口は特に増加しています。

尾久地域 年齢層別18歳未満人口の推移

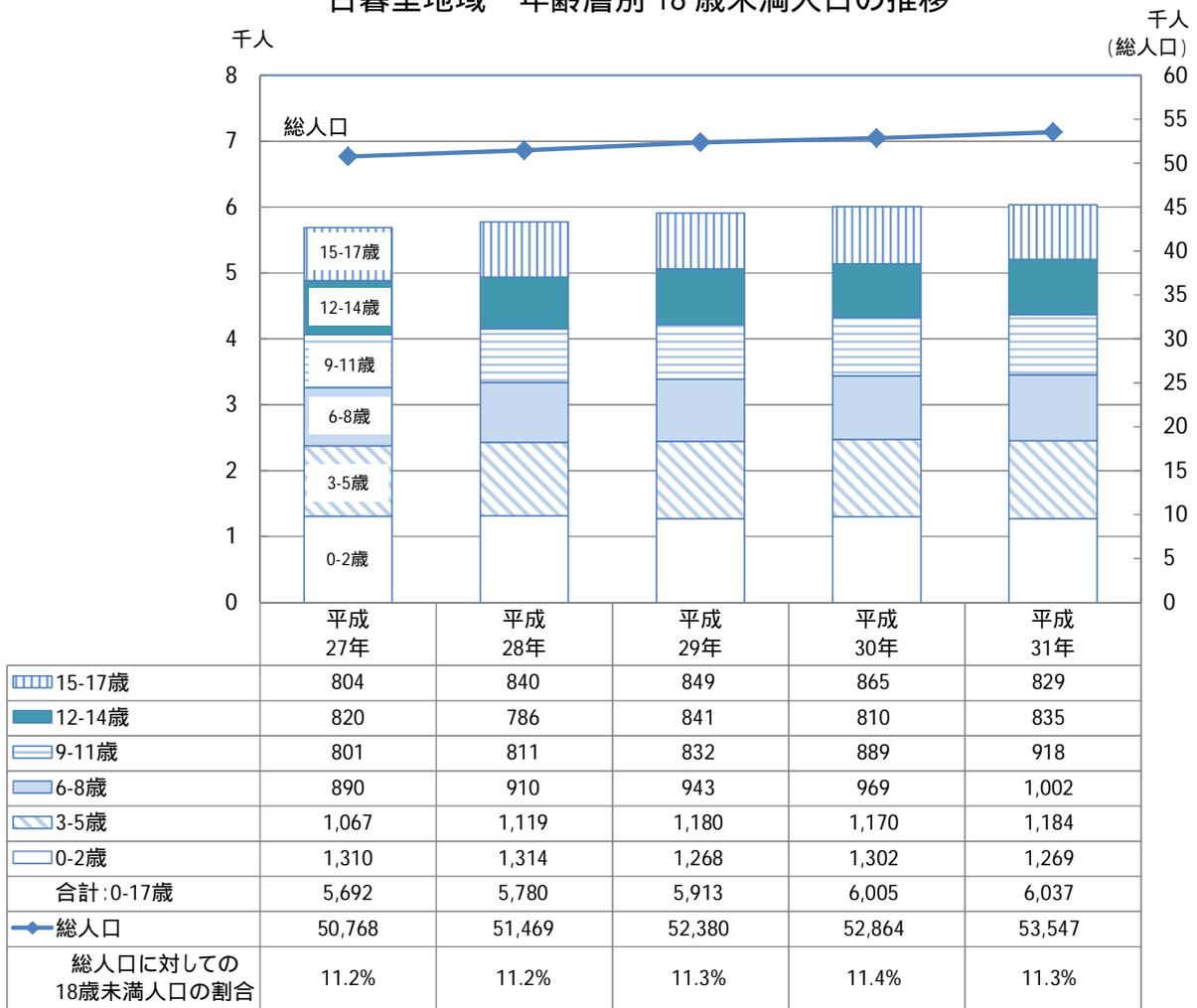


荒川区住民基本台帳等（外国人含む。各年4月1日現在）による

## 【日暮里地域】

18歳未満の人口及び総人口に対しての18歳未満人口の割合に増加傾向がみられる地域です。年齢層別では、平成31年は平成27年と比較して、3歳以上11歳以下の人口は増加傾向がみられます。

日暮里地域 年齢層別 18歳未満人口の推移



荒川区住民基本台帳等（外国人含む。各年4月1日現在）による

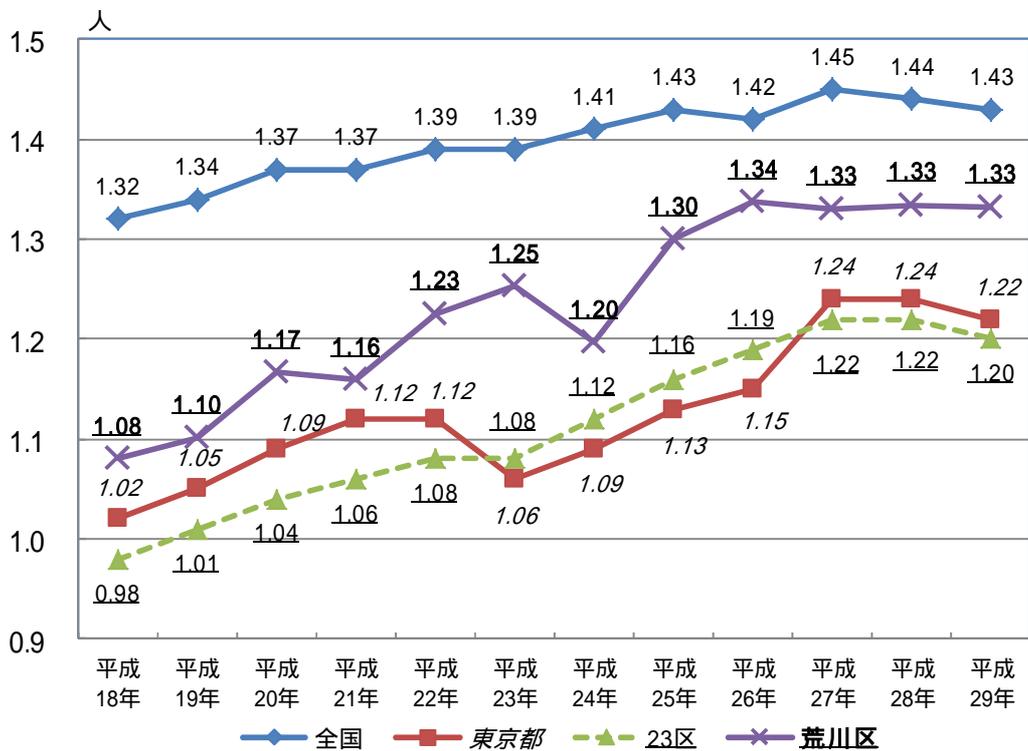
### 3 合計特殊出生率及び出生数の推移

#### 【合計特殊出生率】

全国の合計特殊出生率は、平成 18 年以降回復傾向にあり、平成 24 年には 1.41 を超えましたが、平成 27 年以降は下降傾向が見られます。

荒川区の合計特殊出生率は、平成 26 年までは上昇傾向にありましたが、平成 26 年以降は横ばい傾向が見られ、平成 29 年には 1.33 となっています。

合計特殊出生率の推移

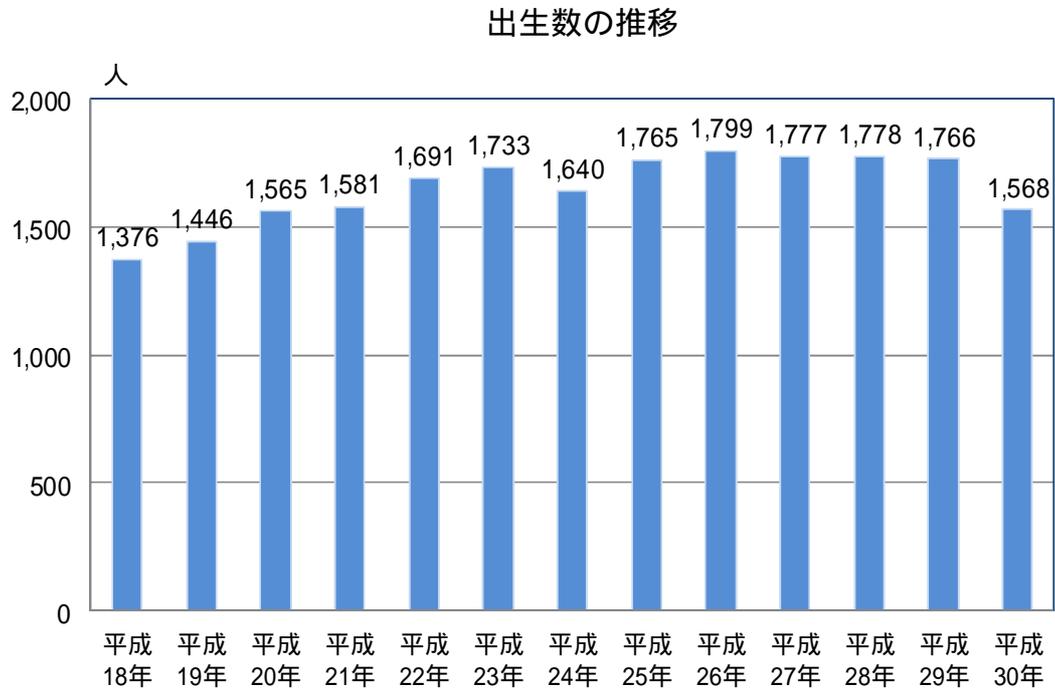


全国は厚生労働省人口動態統計による

東京都、23区、荒川区は東京都人口動態統計による

## 【出生数】

平成 18 年以降の出生数は、平成 24 年を除き、おおむね増加傾向にありましたが、平成 30 年は減少し 1,568 人となっています。



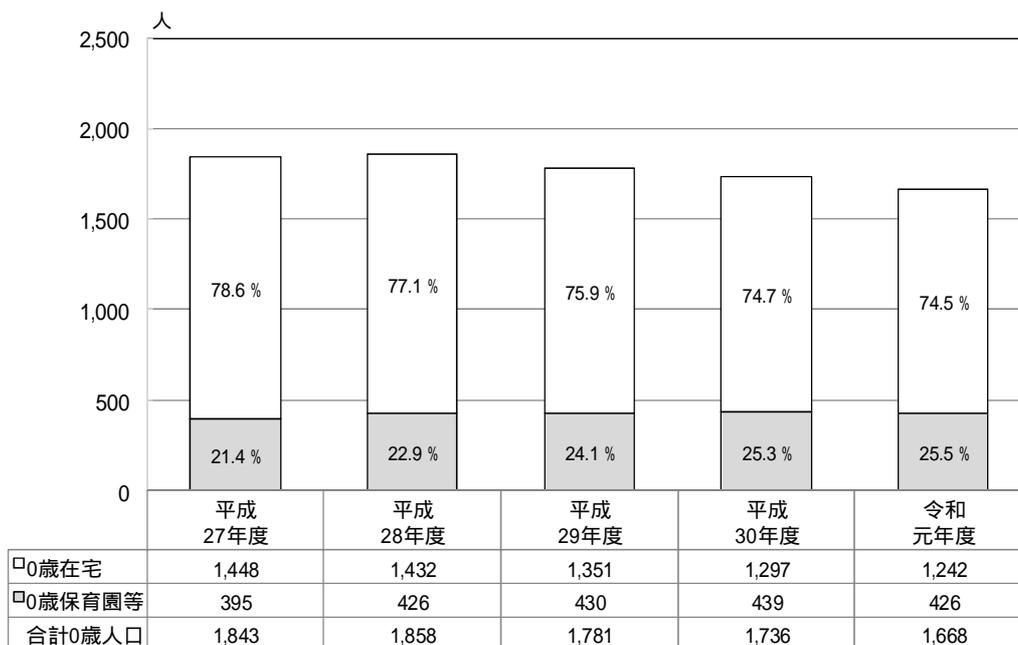
荒川区保健事業概要による

#### 4 保育園等児数・幼稚園等児数と在宅育児数の割合の推移

##### 【0歳】

0歳の保育園等児の比率は、平成27年度は21.4%でしたが、令和元年度には25.5%と4.1ポイント増加しています。

0歳 保育園等児・在宅育児の推移



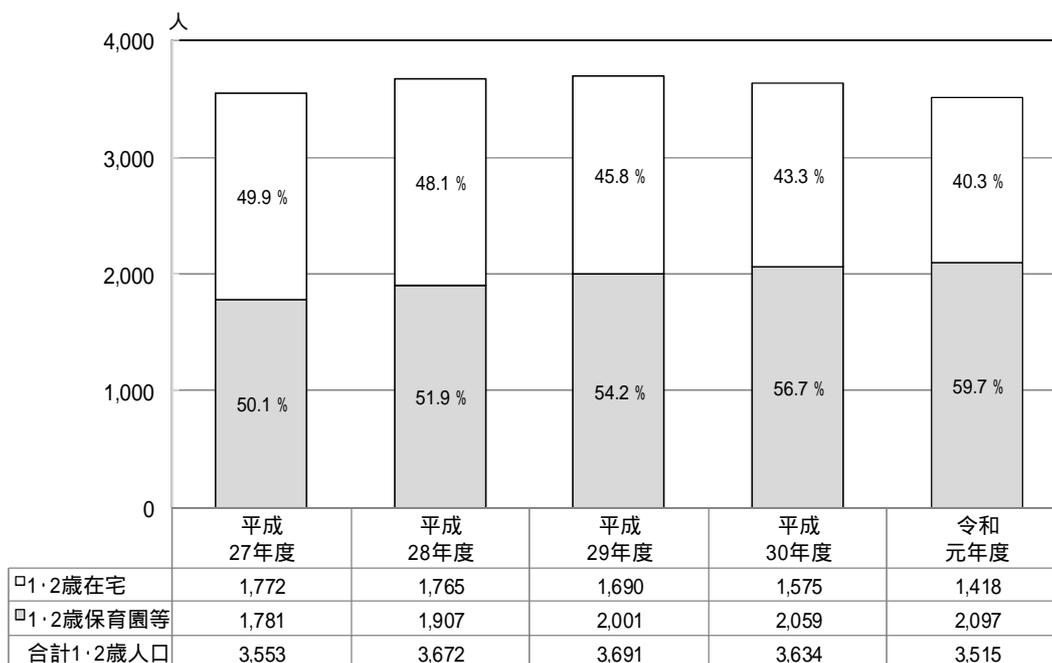
各年度5月1日現在

## 【1・2歳】

1・2歳の在宅児の比率は、平成27年度は49.9%でしたが、令和元年度には40.3%と9.6ポイント減少しています。

1・2歳の保育園等児の割合は、50%台を占めており、1歳を契機に保育園等の利用を始める方が多いことがわかります。

1・2歳 保育園等児・在宅育児の推移



各年度5月1日現在

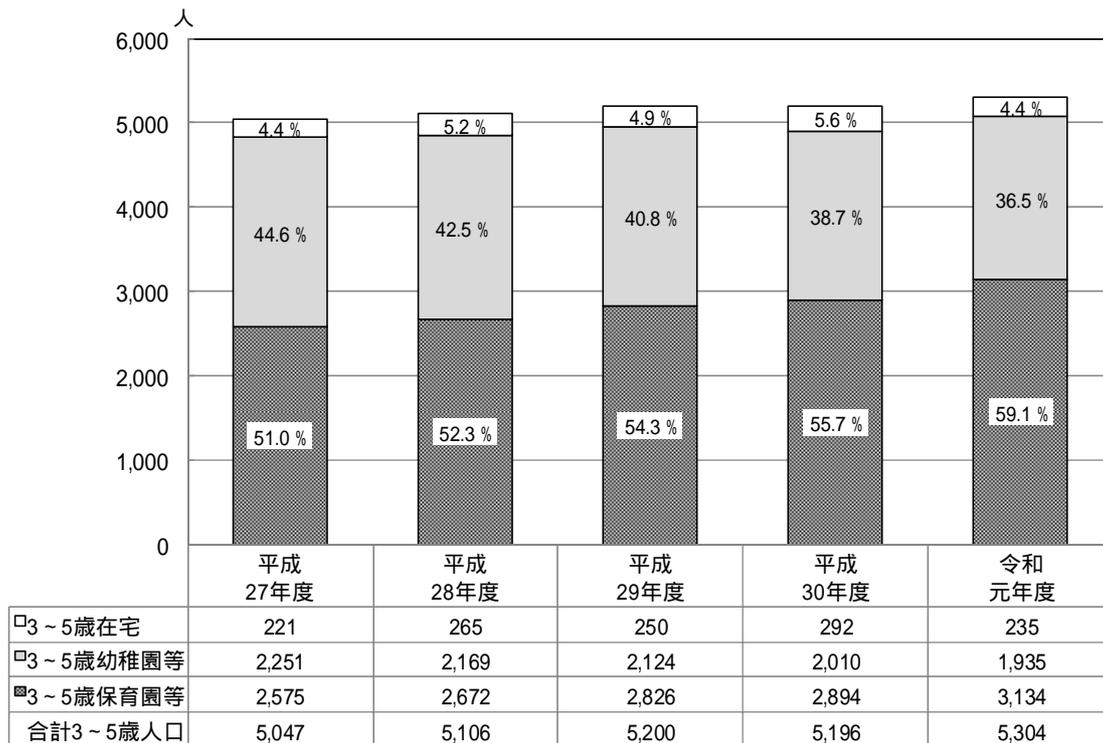
### 【3～5歳】

3～5歳の保育園等児の比率は、平成27年度は51.0%でしたが、令和元年度には59.1%と8.1ポイント増加しています。

3～5歳の幼稚園等児の比率は、平成27年度は44.6%でしたが、令和元年度には36.5%と8.1ポイント減少しています。

平成27年度から令和元年度にかけて、幼稚園等児の割合が低くなり、保育園等児の割合が高くなっていることから、年々保育園等の利用者が増加していることがわかります。

3～5歳 保育園等児・在宅育児の推移

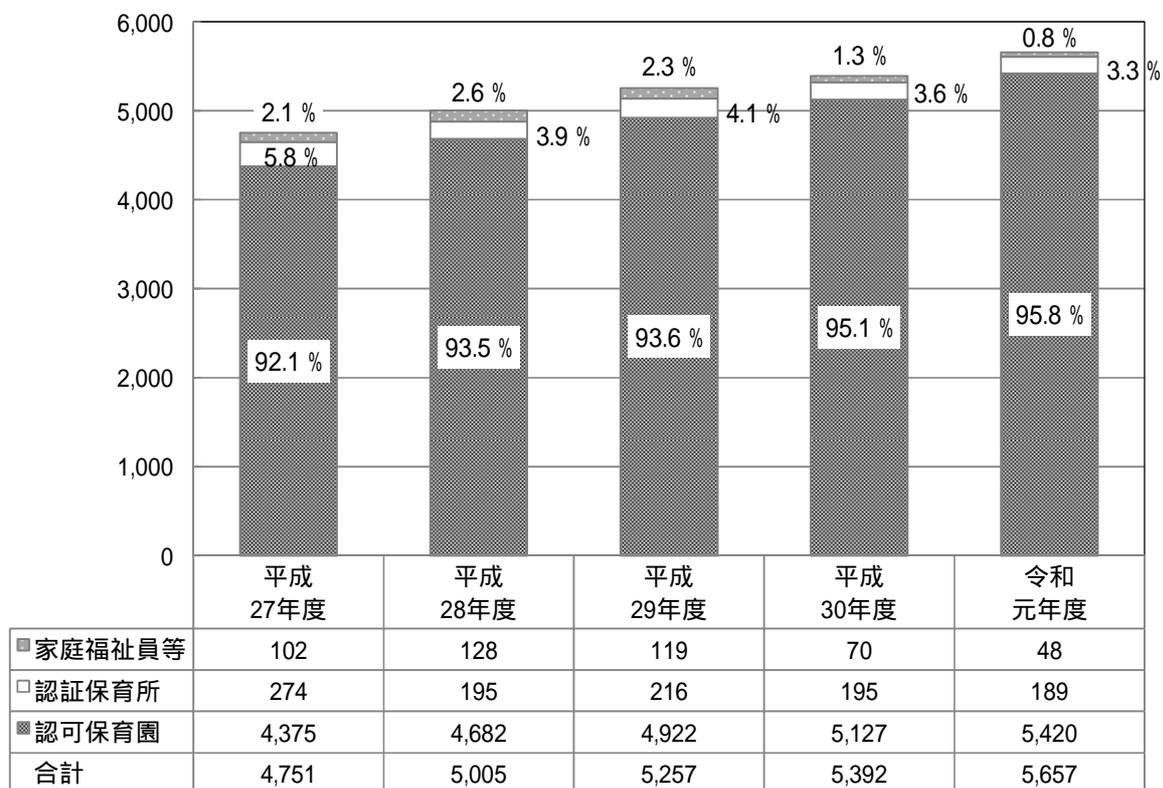


各年度5月1日現在

## 【保育利用者数】

認証保育所、家庭福祉員の利用者は減少傾向にあります。認可保育園の利用者は増加傾向にあり、全体をみると、増加傾向にあります。

保育利用者数の推移



各年度 5月1日現在

## 【待機児童数】

全体をみると、待機児童数は平成 28 年度及び平成 29 年度は 150 人以上となっていましたが、平成 30 年度以降は 100 人を下回り、平成 31 年度の待機児童数は 45 人となっています。

地域別でみると、待機児童数は、平成 29 年度まで日暮里地域以外で増加していますが、平成 31 年度にはすべての地域で 10 人程度に減少しています。

年齢別でみると、平成 29 年度は 0 歳児～3 歳児において待機児童がおりましたが、平成 31 年度の待機児童は、1 歳児のみとなっています。

### < 地域別 >

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
南千住	6	24	41	6	8
荒川	6	14	30	8	8
町屋	7	18	25	14	8
尾久	18	41	43	37	10
日暮里	11	67	42	15	11
合計	48	164	181	80	45

各年度 4 月 1 日現在

### < 年齢別 >

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳児	1	54	35	12	0
1歳児	47	89	94	49	45
2歳児	0	21	48	19	0
3歳児	0	0	4	0	0
4～5歳児	0	0	0	0	0
合計	48	164	181	80	45

各年度 4 月 1 日現在

## 5 養育困難家庭・要保護児童・児童虐待防止等に関する現状

### 【子ども家庭支援センターにおける相談受案件数】

相談受案件数は、平成 27 年度は合計 920 件となっていました。平成 28 年度以降 1,000 件を超えています。

項目別にみると、「児童虐待」、「養育困難等」の件数が全体の約 4 割を占めており、横ばいの傾向がみられます。

#### 子ども家庭支援センターにおける相談受案件数の推移

(件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童虐待	241	303	284	281
養育困難等	224	155	256	204
保健	1	3	5	4
障害	11	3	4	4
非行	2	0	1	0
育成	36	66	81	76
再掲(不登校)	(8)	(8)	(16)	(17)
再掲(育児・しつけ)	(28)	(58)	(65)	(59)
その他	405	494	585	554
合計	920	1,024	1,216	1,123

### 【児童虐待相談受案件数】

平成 28 年度には 300 件を超える相談受案件数となりましたが、平成 30 年度は 281 件と横ばいとなっています。

項目別にみると、「身体的」虐待が平成 29 年度以降は要因の 1 番になっています。「心理的」虐待は減少傾向にあります。また、「ネグレクト」は増加傾向にあります。

#### 子ども家庭支援センターにおける児童虐待相談受案件数の推移

(件)

	子ども家庭支援センター			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体的	82	112	132	107
ネグレクト	53	75	61	85
性的	2	2	1	1
心理的	104	114	90	88
合計	241	303	284	281

各年度 3 月 31 日現在

## 6 子どもの貧困に関する現状

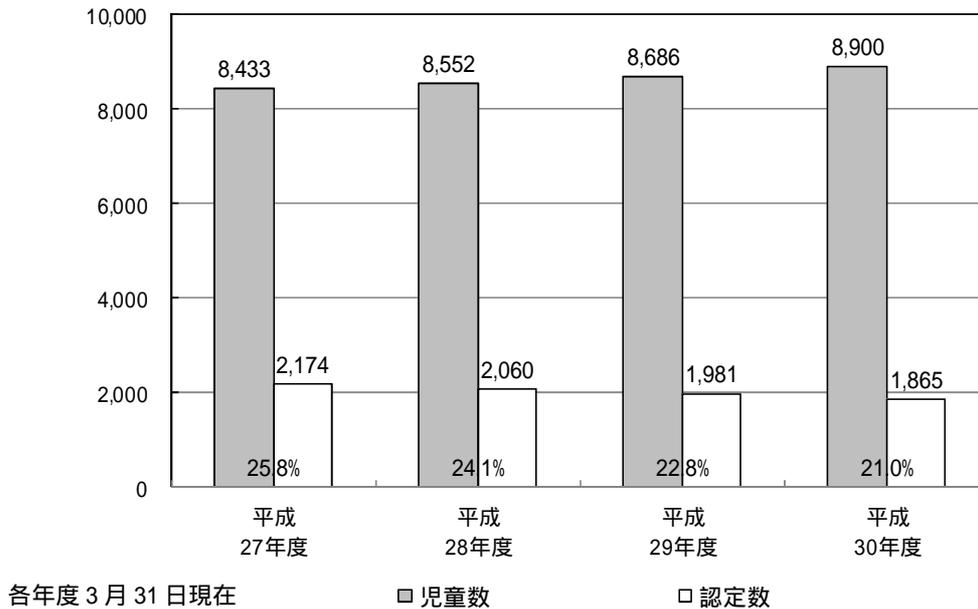
### 【就学援助認定数】

小学校の児童数は、年々増加傾向にあり、平成 30 年度には 8,900 人となっています。一方、就学援助認定数は減少傾向にあり、平成 30 年度には 1,856 人となっています。

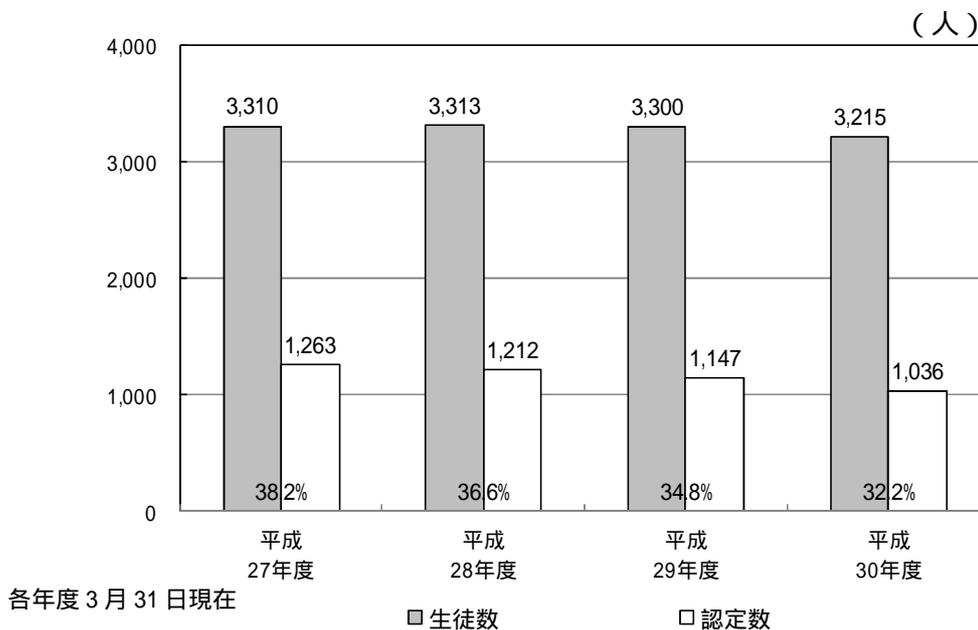
中学校の生徒数は、平成 28 年度以降、ほぼ横ばいであり、平成 30 年度には 3,215 人となっています。就学援助認定数においては減少傾向がみられ、平成 30 年度には 1,036 人となっています。

就学援助率は、小学校、中学校のいずれも減少傾向にあり、平成 30 年度に小学校は 21.0%、中学校は 32.2%となっています。

小学校児童数・就学援助認定数の推移



中学校生徒数・就学援助認定数の推移

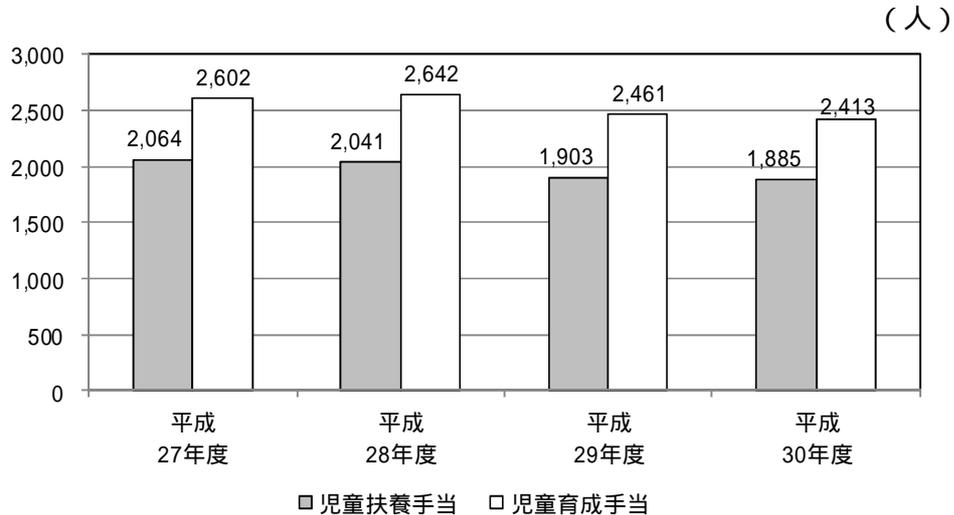


## 7 ひとり親家庭に関する現状

### 【児童扶養手当と児童育成手当（育成手当）の支給対象児童数】

児童扶養手当の支給対象児童数は、平成 27 年度及び平成 28 年度にかけては 2,000 人を超え、児童育成手当の支給対象児童数は 2,600 人を超えていましたが、児童扶養手当は平成 27 年度以降、児童育成手当は平成 29 年以降、減少傾向がみられます。

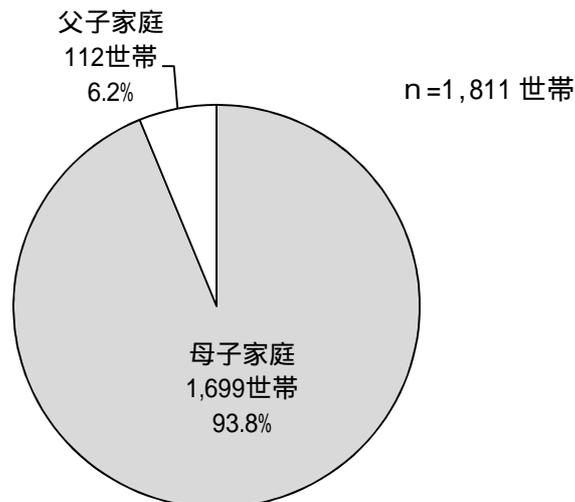
支給対象児童数の推移



各年度 3 月 31 日現在

### 【児童育成手当（育成手当）の受給者数の内訳】

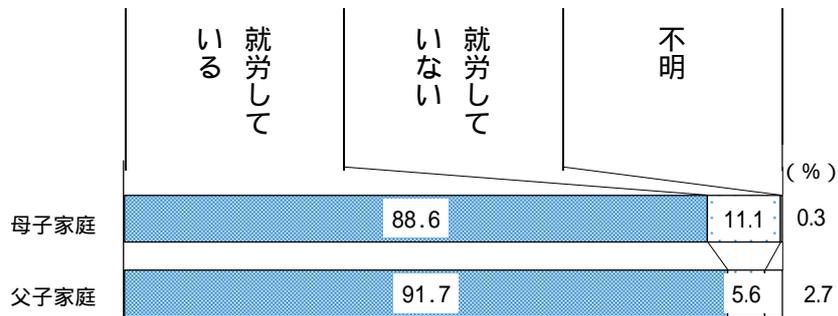
児童育成手当受給者のうち、母子家庭が 1,699 世帯で 93.8% を占めており、父子家庭は 112 世帯で 6.2% となっています。



平成 31 年 3 月 31 日現在

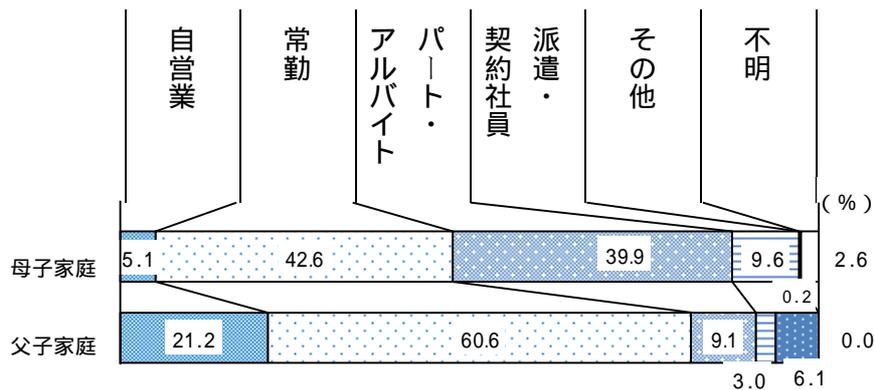
### 【児童育成手当（育成手当）の受給者の就労状況】

母子家庭、父子家庭ともに、「就労している」割合が高くなっており、母子家庭が88.6%、父子家庭が91.7%となっています。



### 【児童育成手当（育成手当）の受給者の雇用形態】

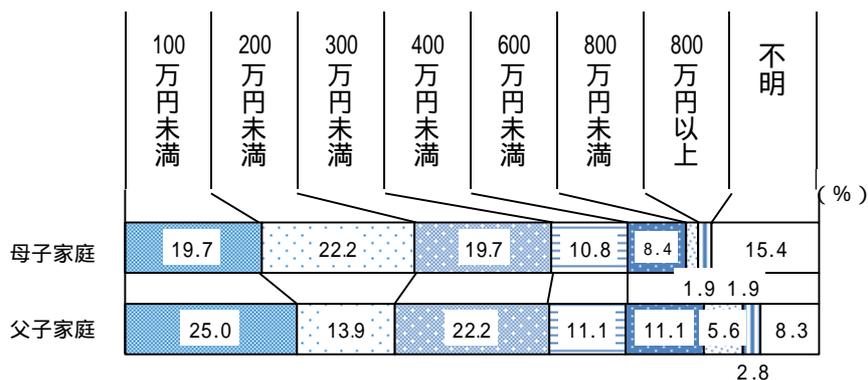
母子家庭は「常勤」が42.6%で最も高く、次いで「パート・アルバイト」が39.9%となっています。一方、父子家庭は、「常勤」が60.6%で最も高く、次いで「自営業」が21.2%となっています。



### 【児童育成手当（育成手当）の受給者の世帯年収】

母子家庭は「100万円以上～200万円未満」が22.2%で最も高く、次いで「100万円未満」「200万円以上～300万円未満」が19.7%となっています。一方、父子家庭は「100万円未満」が25.0%で最も高く、次いで「200万円以上～300万円未満」が22.2%、「100万円以上～200万円未満」が13.9%となっています。

母子家庭、父子家庭ともに、300万円未満が半数以上を占めていることがわかります。



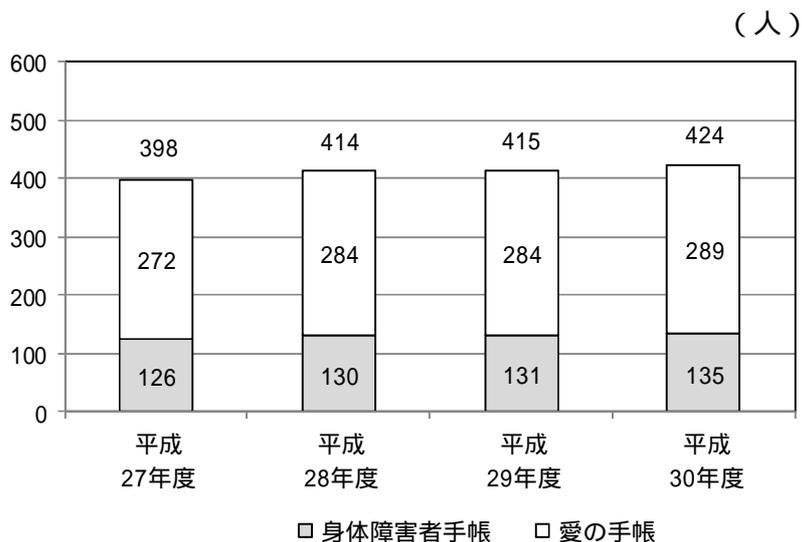
平成28年度実施「ひとり親家庭アンケート調査」結果による

## 8 特別な支援を必要とする子どもに関する現状

### 【障がい者手帳交付数の推移】

障害者手帳の交付数は、平成 27 年度以降は、微増で推移しています。

18 歳未満の身体障害者手帳及び愛の手帳交付数の推移

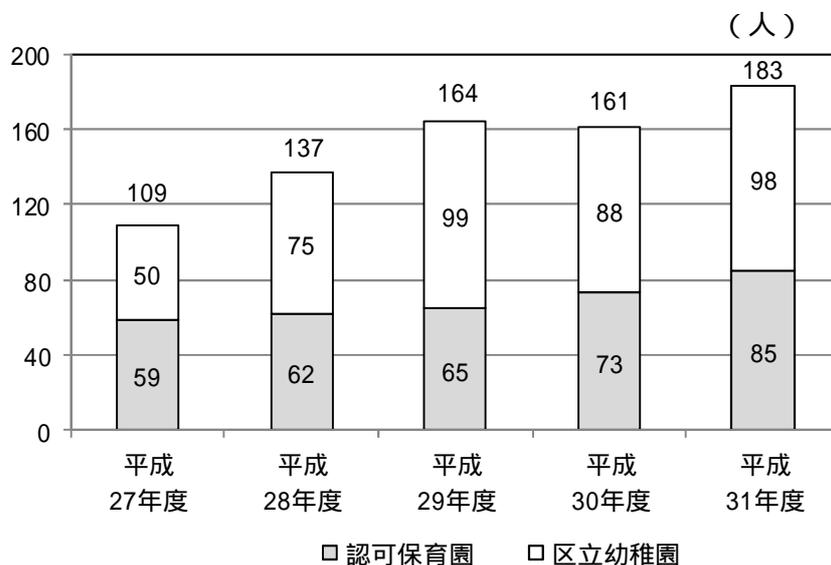


各年度 3 月 31 日現在

### 【認可保育園・区立幼稚園等における特別な支援を必要とする子ども】

特別な支援を必要とする子どもの在籍数は、全体で、おおむね増加傾向にあり、平成 28 年度以降は 160 人を超えています。

特別な支援を必要とする子どもの各施設での在籍数の推移



各年度 3 月 31 日現在

## 9 就労に関する現状

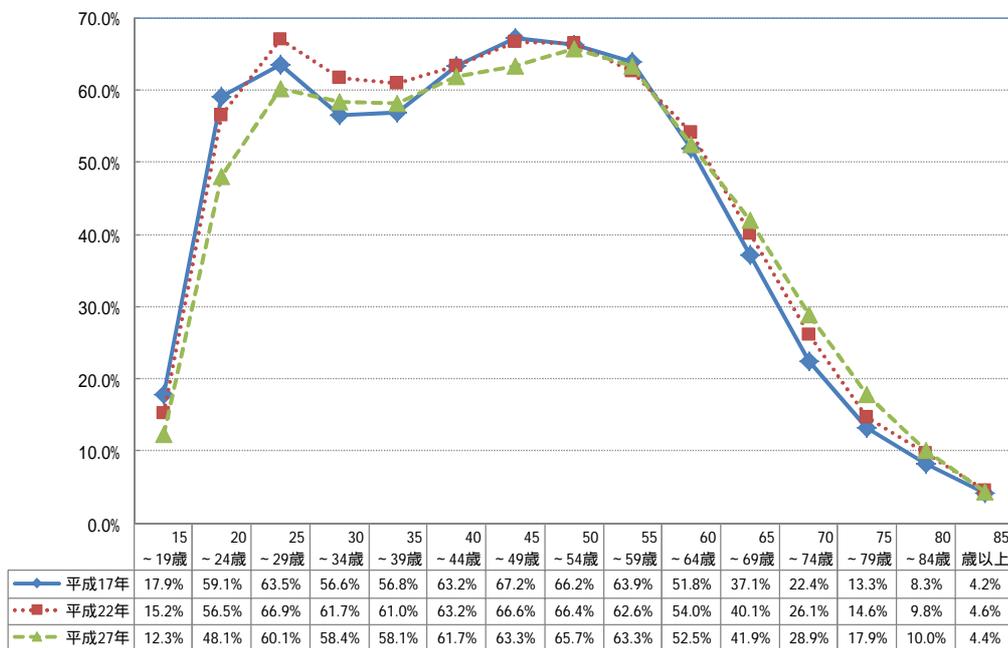
### 【女性の年齢別労働力率】

女性の年齢別労働力率は、25歳～29歳で高くなった後、30歳～39歳の結婚・出産・育児にあたる年齢で一旦低下する傾向がやや見られ、いわゆるM字カーブが描かれています。

平成27年の年齢別労働力率は、平成17年、平成22年と比較してM字の谷が浅くなっています。

平成27年の20歳～24歳の労働力率は平成17年と比較すると、11ポイント低くなっています。

女性の年齢別労働力率の推移

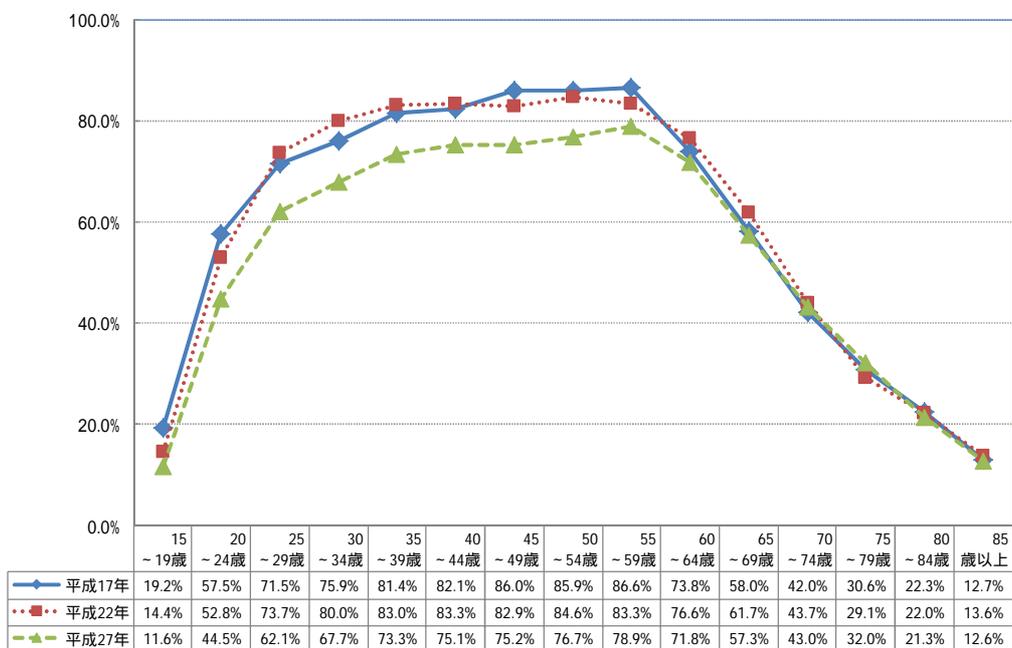


国勢調査による

## 【男性の年齢別労働力率】

平成 27 年の男性の年齢別労働力率は、平成 17 年、平成 22 年と比較して、70 歳代を除くすべての年齢で労働力率が低くなっています。

男性の年齢別労働力率の推移

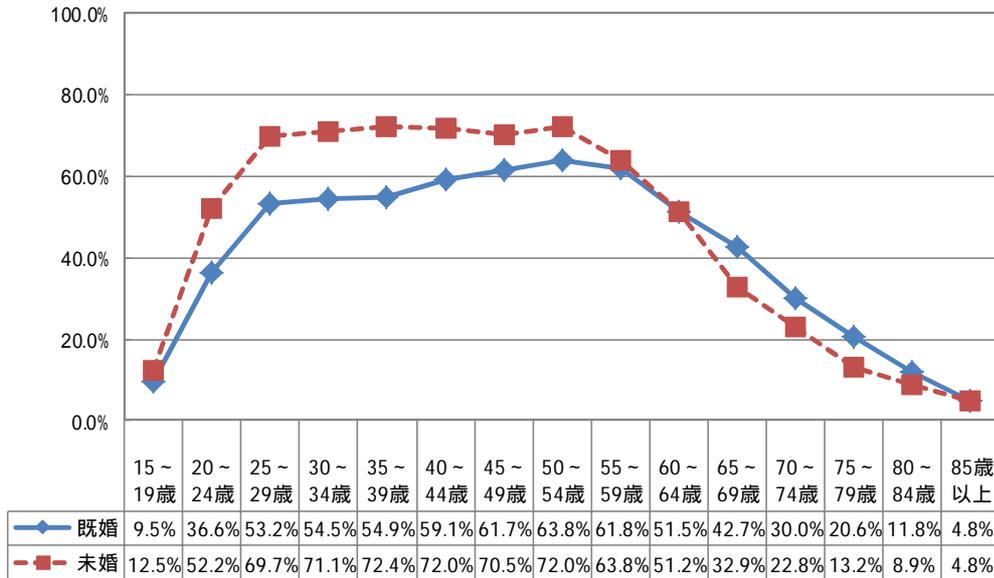


国勢調査による

## 【女性の未婚・既婚別労働力率】

女性の未婚・既婚別労働力率は、既婚が15歳～59歳で未婚を下回っています。20歳～44歳で大きな差がみられ、35歳～39歳では17.5ポイントの差があり、25～34歳でも16ポイント程度の差がみられます。

女性の未婚・既婚別労働力率の比較

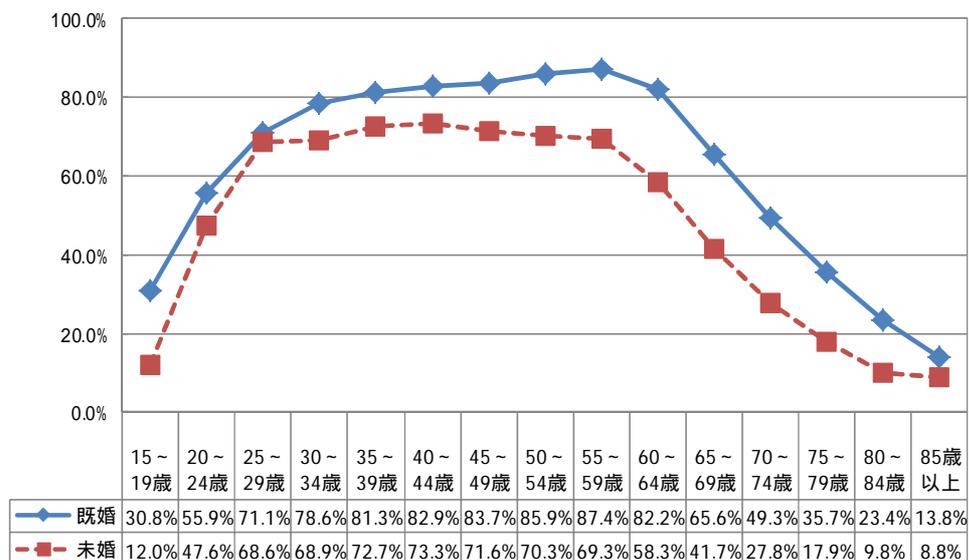


国勢調査による

## 【男性の未婚・既婚別労働力率】

男性の未婚・既婚別労働力率は、未婚がすべての年齢で既婚を下回っています。

男性の未婚・既婚別労働力率の比較



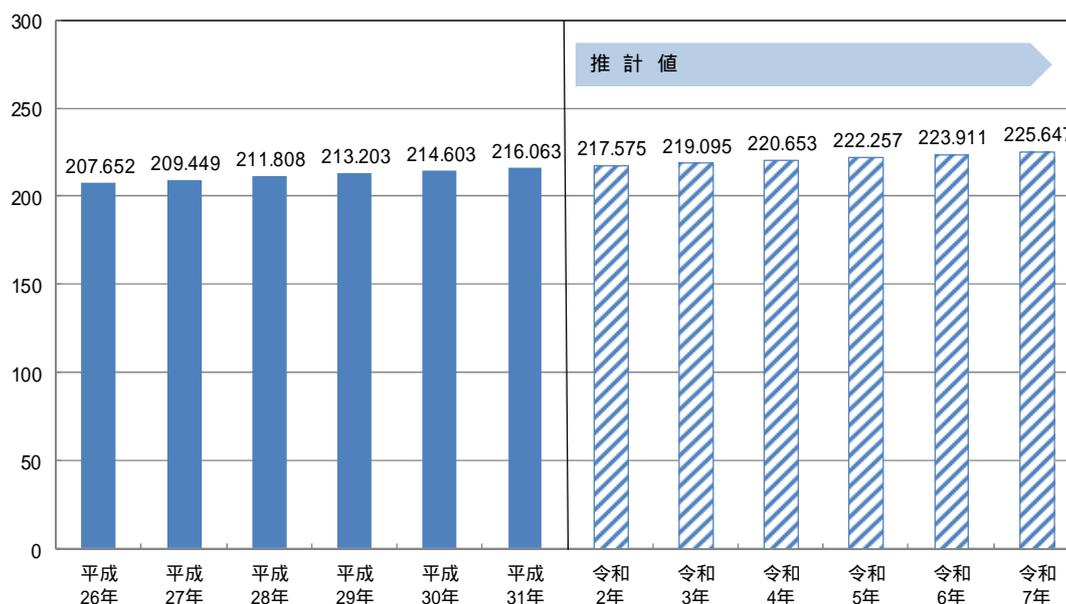
国勢調査による

## 第2節 人口推計

### 1 人口推計

住民基本台帳人口を基準に令和2年以降の総人口を推計した結果、今後も総人口は増加し、令和4年以降は220,000人を超えることが予測されます。

総人口の推移



実績値については、平成26年から平成31年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用しています。

人口推計値は、自然増減要因（出生・死亡）と社会増減要因（転入・転出）を用いて推計するコーホート要因法の手法により推計しました。

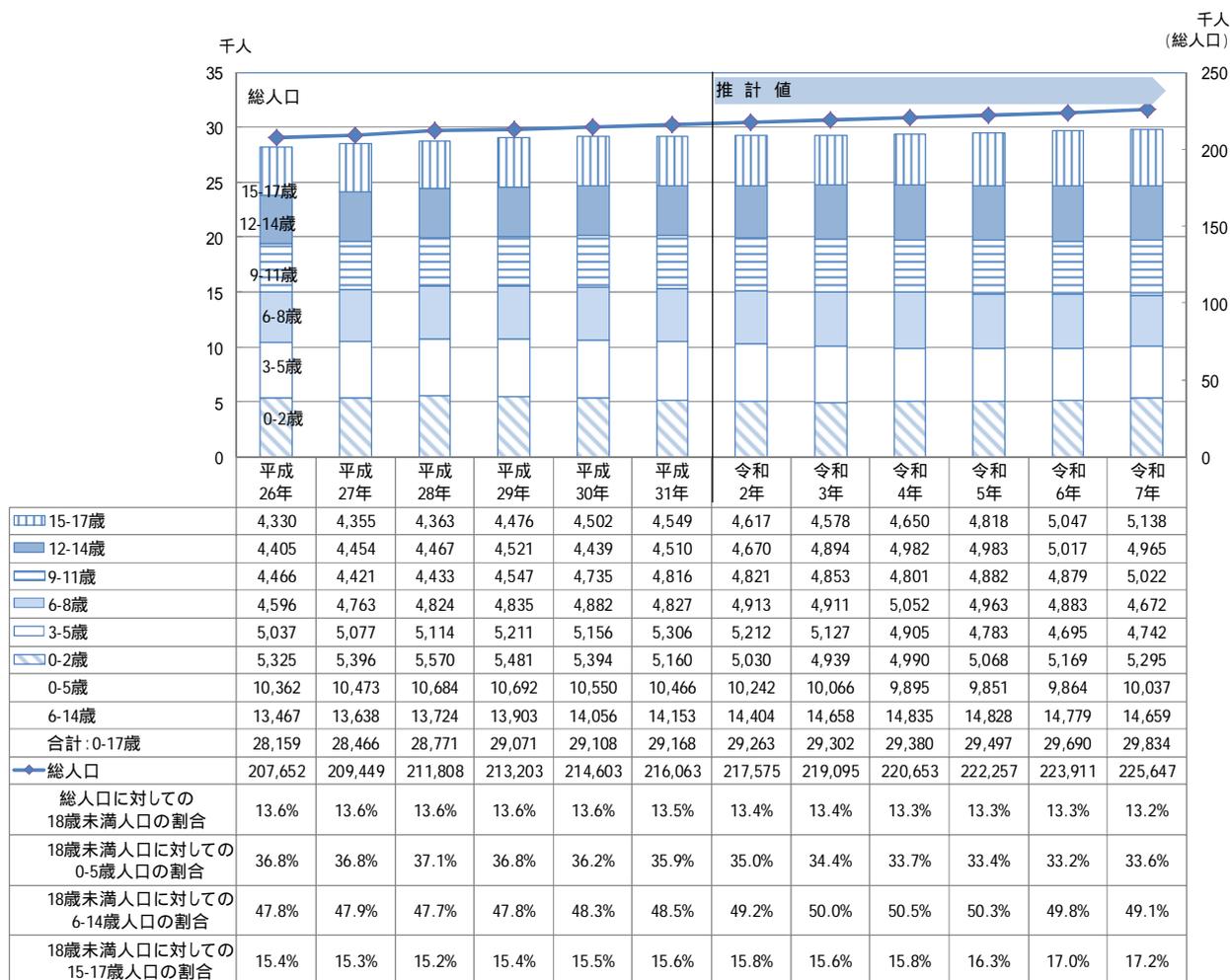
0歳児人口については、合計特殊出生率や0歳児の性別比率（平成31年4月1日現在の住民基本台帳人口）等を使用して推計しています。

## 2 18歳未満人口推計

### 【区全体】

住民基本台帳人口を基準に令和2年以降の18歳未満人口を推計した結果、今後も18歳未満人口は増加し、令和7年には29,834人まで増加することが予測されます。

区全体 年齢層別18歳未満人口の推移



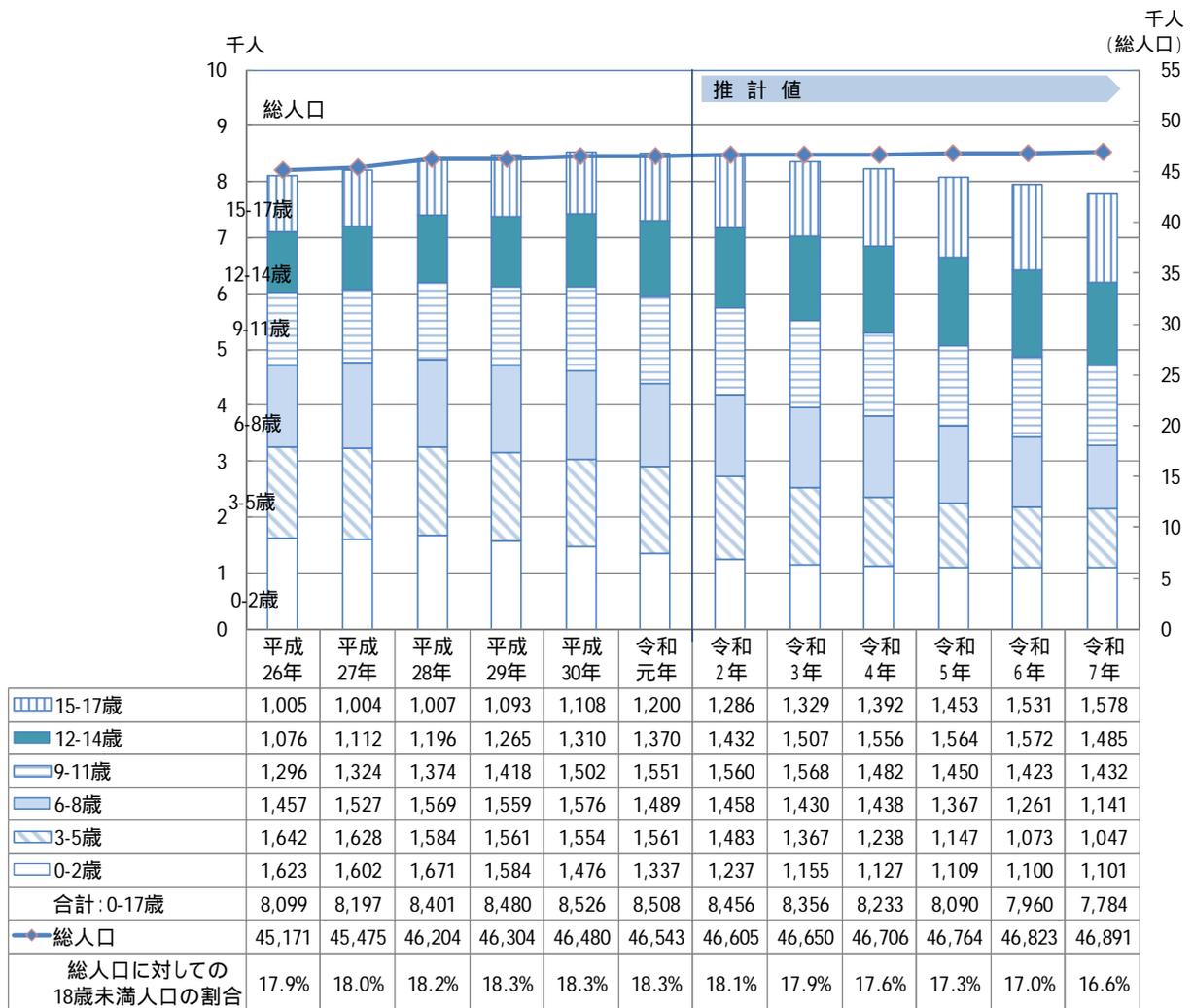
荒川区住民基本台帳等（外国人含む。各年4月1日現在）による  
令和2年以降は荒川区推計（コーホート要因法）による

## 【南千住地域】

南千住地域の令和7年の人口は、他地域と比較して、18歳未満の人口の総人口に対する割合が最も高くなります。

令和元年と令和7年の人口を比較すると、令和7年の18歳未満人口は672人減少し、総人口に対する比率は1.7ポイント減少を見込んでいます。

南千住地域 年齢層別18歳未満人口の推移

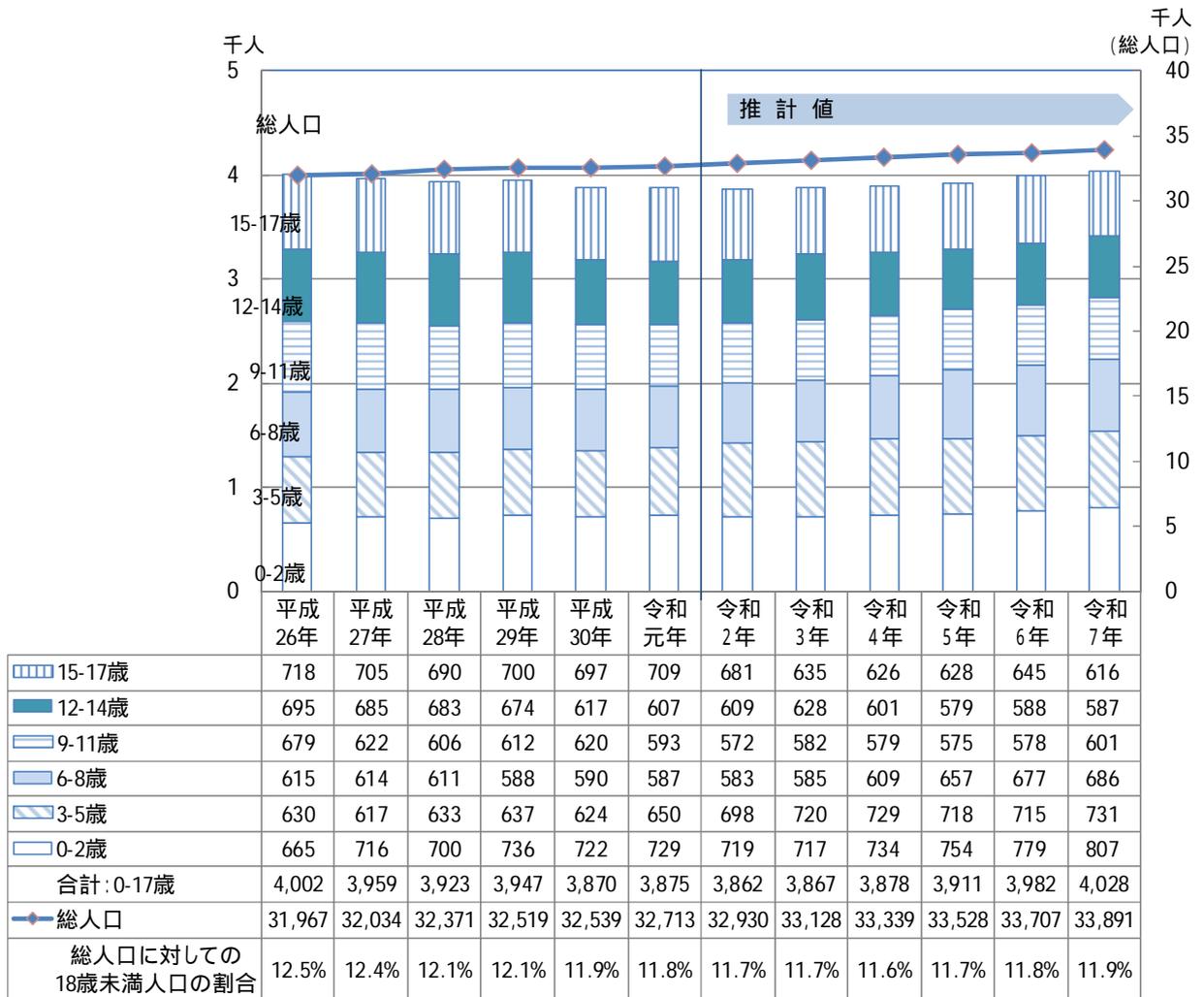


荒川区住民基本台帳等（外国人含む。各年4月1日現在）による  
令和2年以降は荒川区推計（コーホート要因法）による

## 【荒川地域】

荒川地域の令和7年と令和元年の人口を比較すると、令和7年の18歳未満人口の総人口に対する比率に差はみられませんが、18歳未満人口は153人増加すると見込んでいます。

荒川地域 年齢層別18歳未満人口の推移

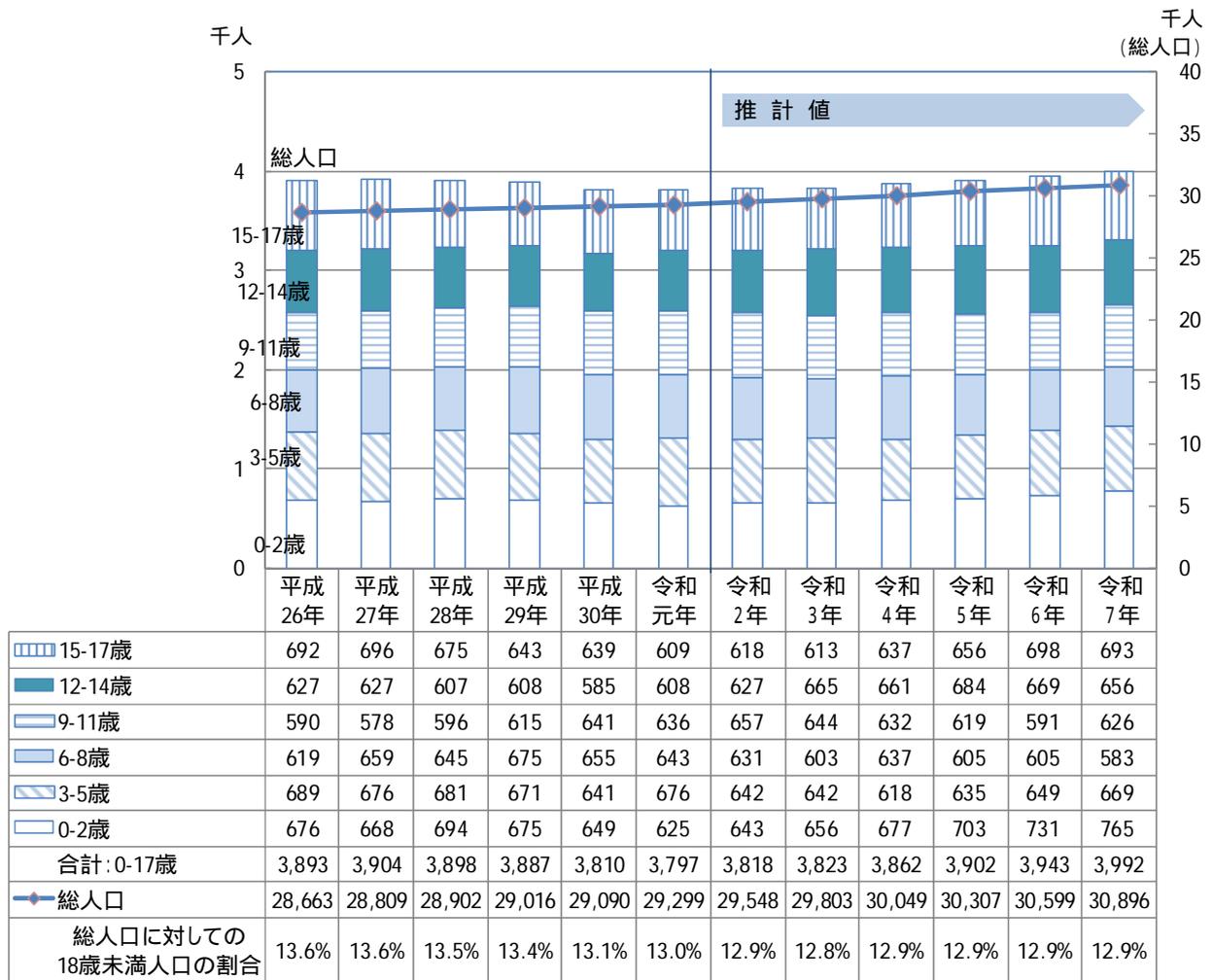


荒川区住民基本台帳等（外国人含む。各年4月1日現在）による  
令和2年以降は荒川区推計（コーホート要因法）による

## 【町屋地域】

町屋地域の令和7年と令和元年の人口を比較すると、令和7年の18歳未満人口は195人増加すると見込んでいますが、総人口に対する比率は0.1ポイント減少すると見込んでいます。

町屋地域 年齢層別18歳未満人口の推移

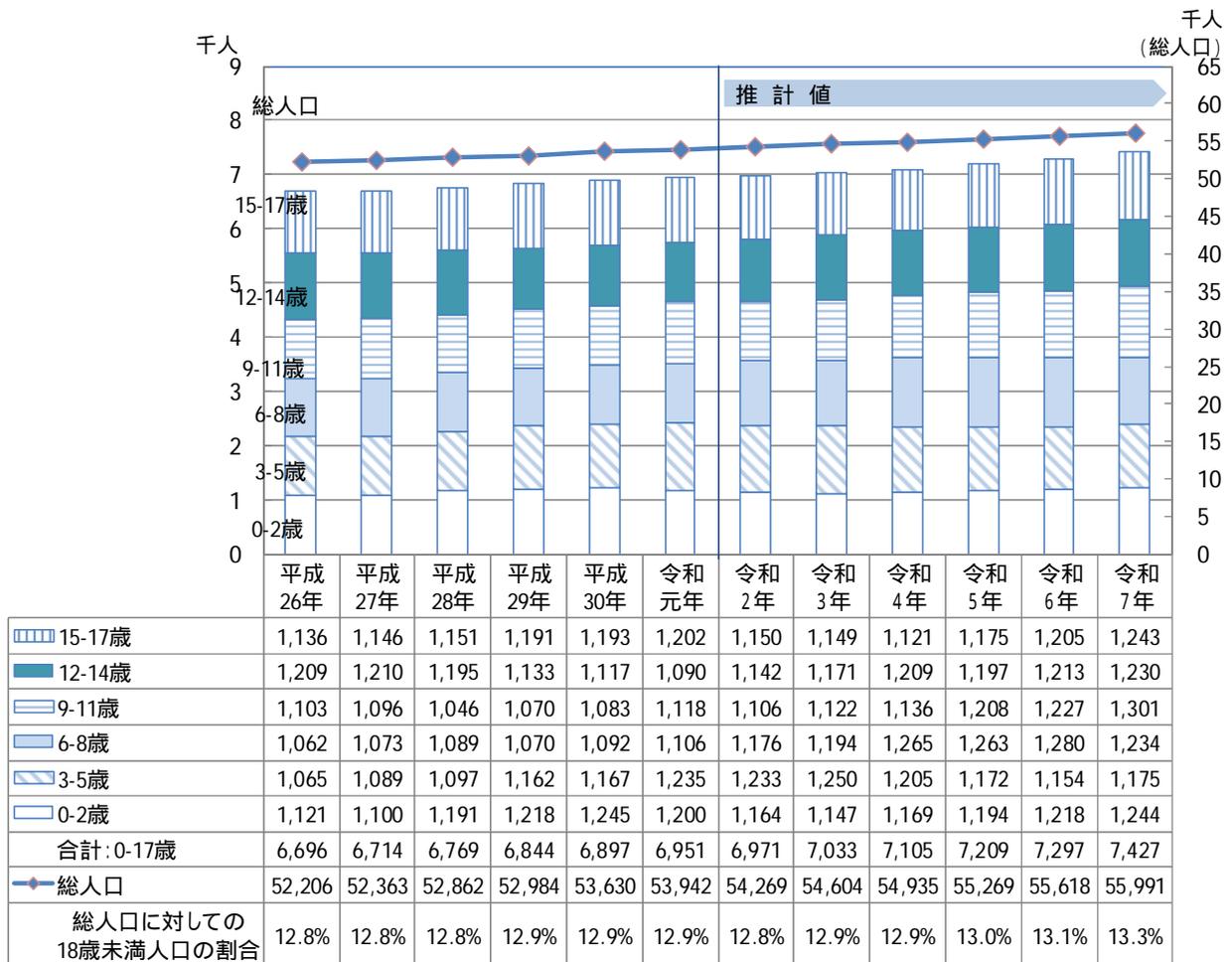


荒川区住民基本台帳等（外国人含む。各年4月1日現在）による  
令和2年以降は荒川区推計（コーホート要因法）による

## 【尾久地域】

令和7年と令和元年の尾久地域の人口を比較すると、令和7年の18歳未満人口は476人増加し、総人口に対する比率は0.4ポイント増加すると見込んでいます。

尾久地域 年齢層別18歳未満人口の推移

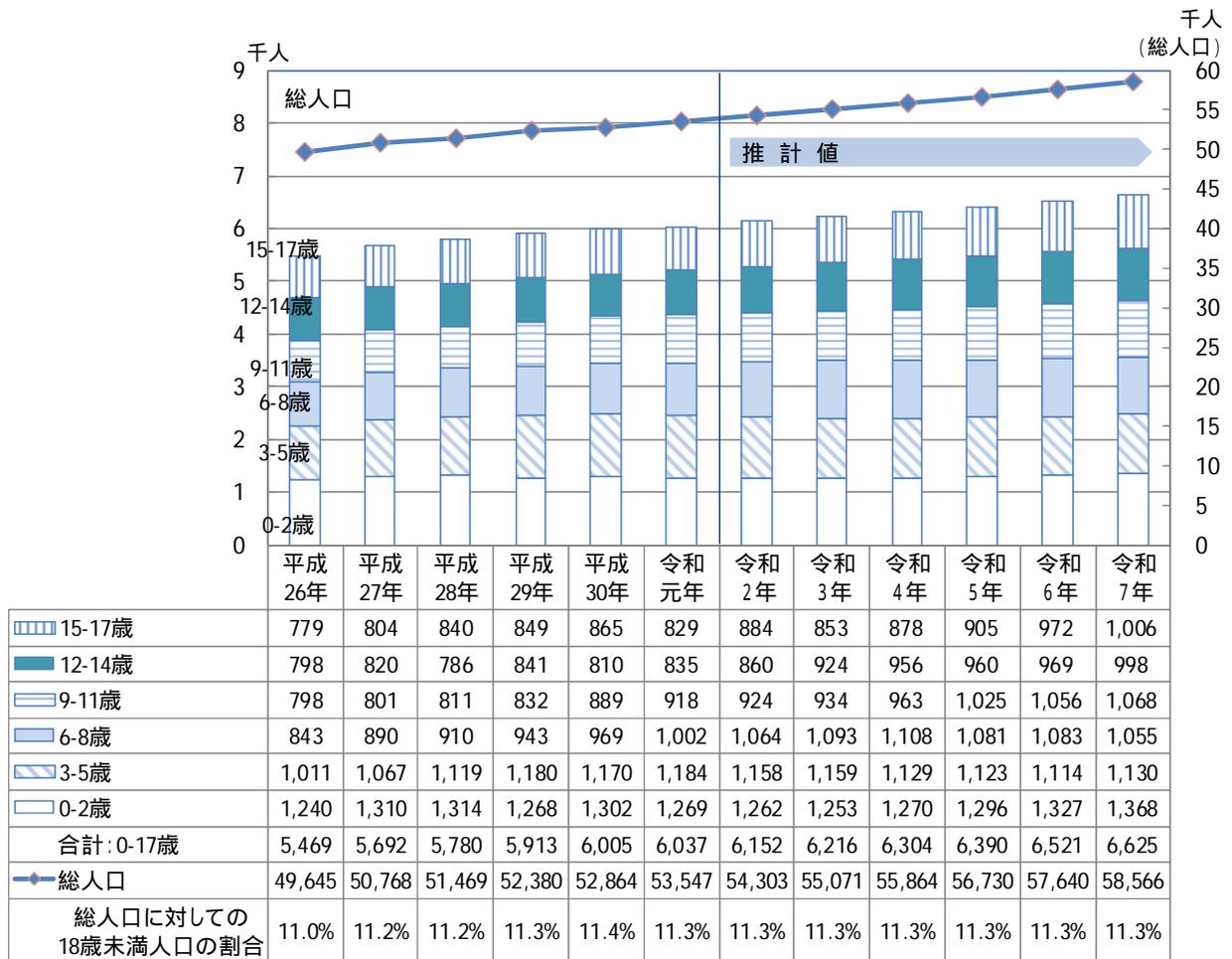


荒川区住民基本台帳等（外国人含む。各年4月1日現在）による  
令和2年以降は荒川区推計（コーホート要因法）による

## 【日暮里地域】

日暮里地域の令和7年と令和元年の人口を比較すると、令和7年の18歳未満人口は588人の増加すると見込んでいますが、18歳未満人口の総人口に対する比率に差はないものと見込んでいます。

日暮里地域 年齢層別18歳未満人口の推移



荒川区住民基本台帳等（外国人含む。各年4月1日現在）による  
令和2年以降は荒川区推計（コーホート要因法）による

### 第3節 ニーズ調査結果

#### 1 調査実施の目的

荒川区では、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、令和2年度から6年度までを計画期間とする「第2期荒川区子ども・子育て支援計画」を策定するにあたり、区の教育・保育サービスや子育て支援事業に関する区民ニーズの動向分析等を行い、区の現状と今後の課題を整理することを目的とし、アンケート調査を実施しました。

#### 2 調査の種類

調査名	調査対象
1．未就学児用	未就学児童のいる保護者
2．就学児用	小学1年生から6年生までの児童のいる保護者

#### 3 調査方法と回収状況

調査方法：郵送による配布・回収（ただしweb回答も併用）

調査期間：平成30年9月27日（木）～10月19日（金）

< 回収状況 >

調査名	発送数	回収数	回収率
1．未就学児用	2,100件	1,313件	62.5%
2．就学児用	1,900件	1,246件	65.6%
合計	4,000件	2,559件	64.0%

#### 4 調査項目

調査名	調査項目
1．未就学児用	1．子どもと家族の状況 2．子どもの育ちをめぐる環境 3．保護者の就労状況 4．平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 5．土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望 6．地域の子育て支援事業の利用状況 7．病気の際の対応 8．不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用状況 9．小学校就学後の放課後の過ごし方 10．子育てと職場の両立支援制度 11．生活実態について 12．子育て全般について
2．就学児用	1．子どもと家族の状況 2．子どもの育ちをめぐる環境 3．保護者の就労状況 4．子どもの放課後や土日の過ごし方 5．不定期の保育・教育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用状況 6．生活実態について 7．子育て全般について

## 5 調査結果を見る上での注意事項

### (1) 年齢の定義

就学前児童の年齢区分	該当する生年月
0歳児	平成29年4月以降
1歳児	平成28年4月～平成29年3月
2歳児	平成27年4月～平成28年3月
3歳児	平成26年4月～平成27年3月
4歳児	平成25年4月～平成26年3月
5歳児	平成24年4月～平成25年3月

就学児童の年齢区分	該当する生年月
6歳児	平成23年4月～平成24年3月
7歳児	平成22年4月～平成23年3月
8歳児	平成21年4月～平成22年3月
9歳児	平成20年4月～平成21年3月
10歳児	平成19年4月～平成20年3月
11歳児	平成18年4月～平成19年3月
12歳児	平成17年4月～平成18年3月

- (2) 本文、表、グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数です。
- (3) 百分率(%)の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しました。したがって、単数回答(1つだけ選ぶ問)においても、四捨五入の影響で%を足し合わせて100%にならない場合があります。
- (4) 複数回答(2つ以上回答を選択できる設問)においては、%の合計が100%を超える場合があります。
- (5) 本文、表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合があります。
- (6) 無回答を除く回答者数が20未満の場合、比率が上下しやすいため、%表示でなく回答者数で表示している場合があります。

## 6 調査結果の要約

### (1) 子どもの育ちをめぐる環境（未就学児・就学児）

#### 日頃子どもをみてもらえる親族や友人・知人

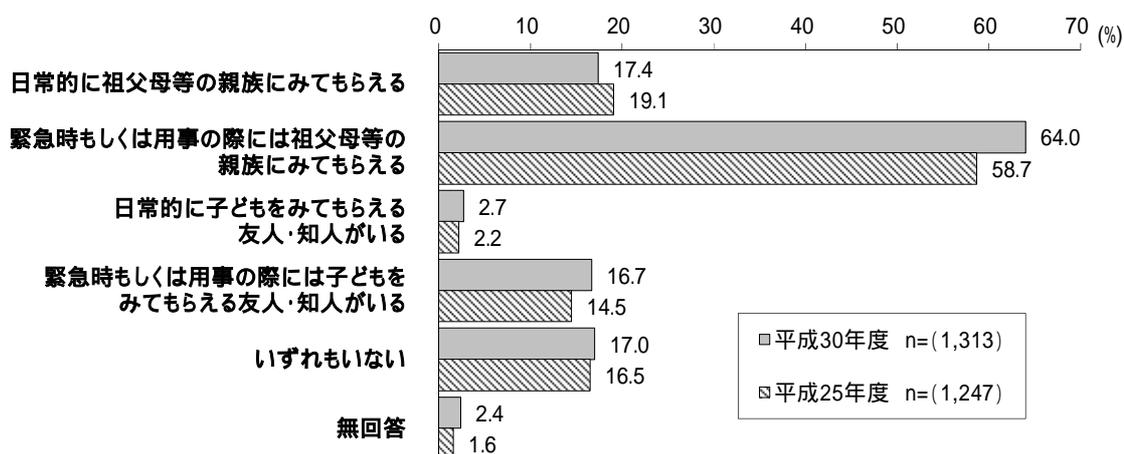
未就学児・就学児ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高くなっていますが、就学児では未就学児に比べ、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」割合も高くなっています。

平成25年度調査と比較すると、未就学児・就学児ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」は平成30年度が平成25年度よりも高くなっています。

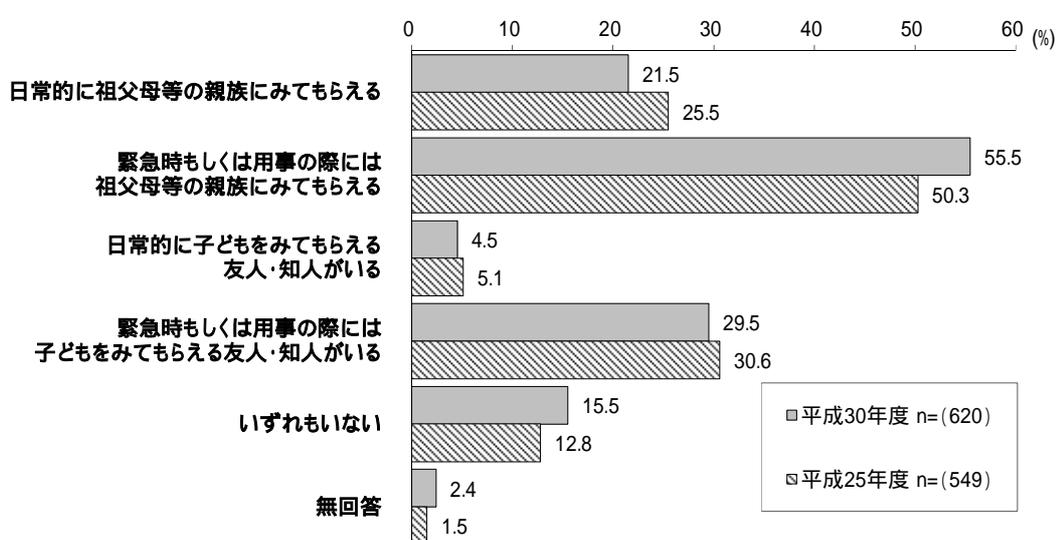
#### 日頃子どもをみてもらえる親族や友人・知人

問 親族や友人・知人などで、あて名のお子さんをみてもらえる人はいますか。あてはまる番号すべてにをつけてください。

#### 未就学児



#### 就学児



親族・友人・知人に子どもを預かってもらっている状況

祖父母等の親族については、未就学児・就学児ともに、「身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が6割台で最も高くなっています。

友人・知人に子どもを預かってもらっている状況も、祖父母等の親族同様、未就学児・就学児ともに、「身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が最も高くなっていますが、回答は4割台で、祖父母等親族と比較すると低い傾向がみられます。

親族・友人・知人に子どもを預かってもらっている状況

日常的または緊急時もしくは用事の際には、子どもをみてもらえる親族や友人・知人がいる方にお伺いします。

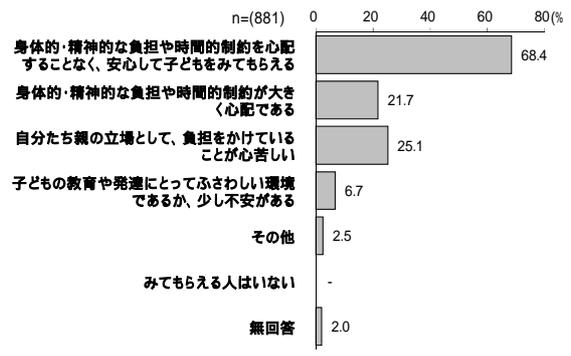
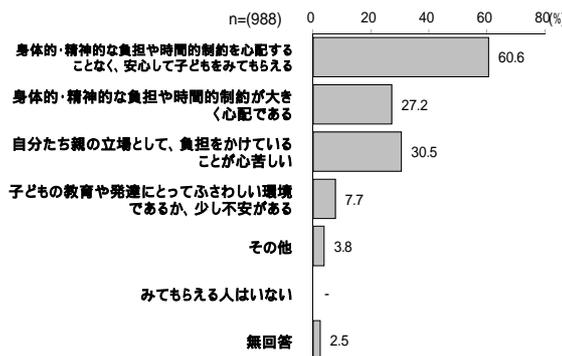
問 お子さんをみてもらっている状況について、親族・友人・知人それぞれあてはまる番号すべてにをつけてください。

未就学児

就学児

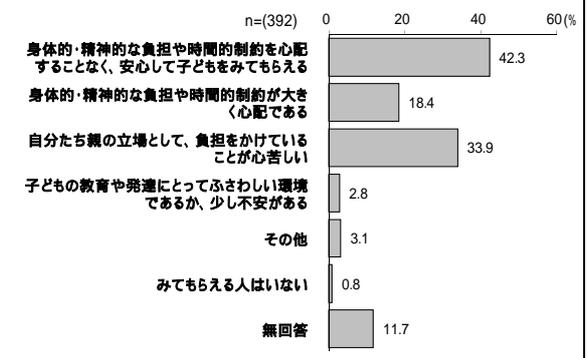
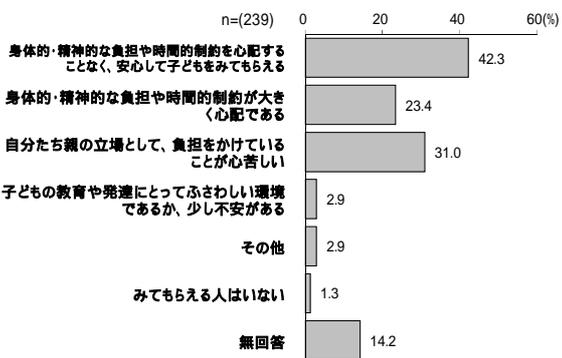
【祖父母等の親族】

【祖父母等の親族】



【友人・知人】

【友人・知人】



子育てに関して、気軽に相談できる先

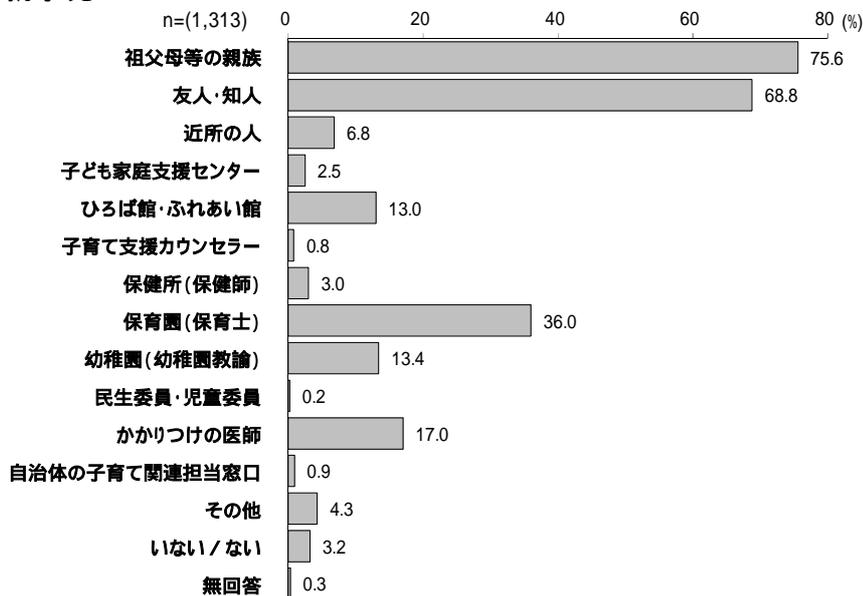
未就学児では、「祖父母等の親族」が7割台半ばで最も高く、次いで「友人・知人」が7割近くとなっており、就学児では、「友人・知人」が7割で最も高く、次いで「祖父母等の親族」が6割半ばとなっています。

未就学児・就学児ともに、気軽に相談ができる先は、祖父母等の親族や友人・知人であることがわかります。

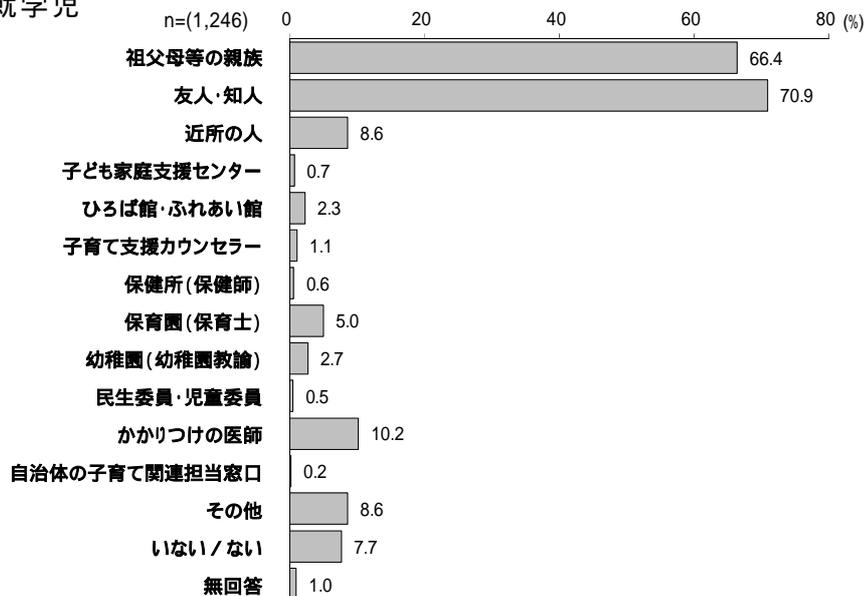
子育てに関して、気軽に相談できる先

問 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。あてはまる番号すべてに をつけてください。

未就学児



就学児



(2) 保護者の就労状況 (未就学児・就学児)

保護者の就労状況

未就学児・就学児ともに、両親とも「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も高くなっています。

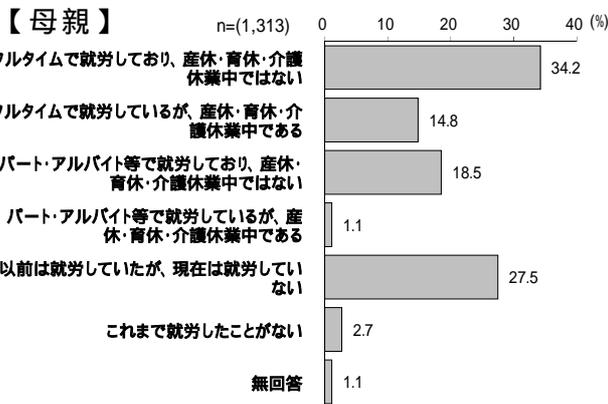
平成25年度調査と比較すると、未就学児・就学児ともに、父親の就労状況に変化はみられませんが、母親の就労状況については「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない」が、平成30年度調査のほうが高くなっています。

家庭類型をみると、未就学児・就学児ともに、「フルタイム×フルタイム」が最も高くなっています。が、未就学児では、次いで「専業主婦(夫)」が高く、就学児では「フルタイム×パートタイム」が高くなっています。

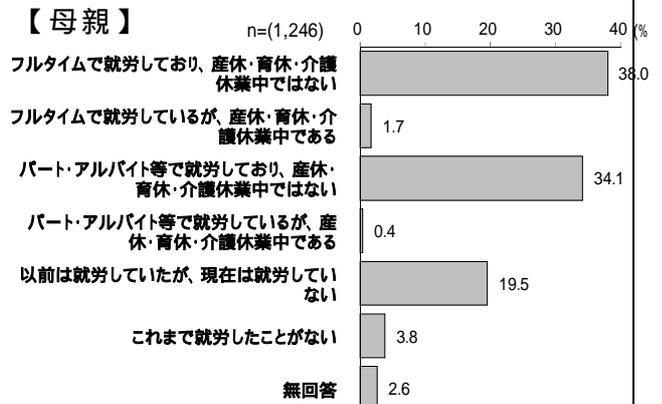
保護者の就労状況

問 現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をお伺いします。あてはまる番号1つにをつけてください。

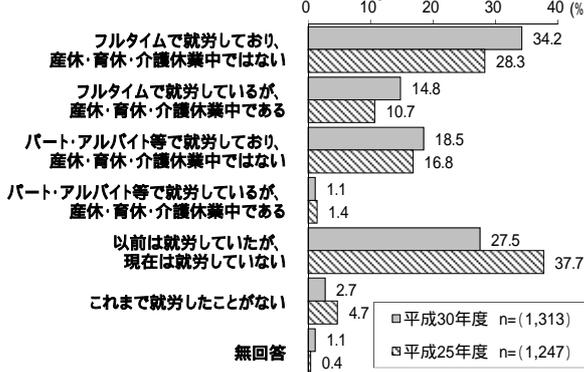
未就学児



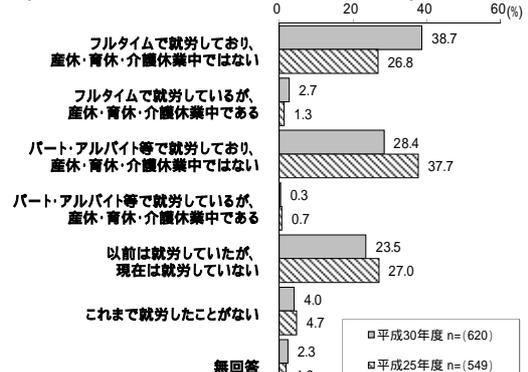
就学児



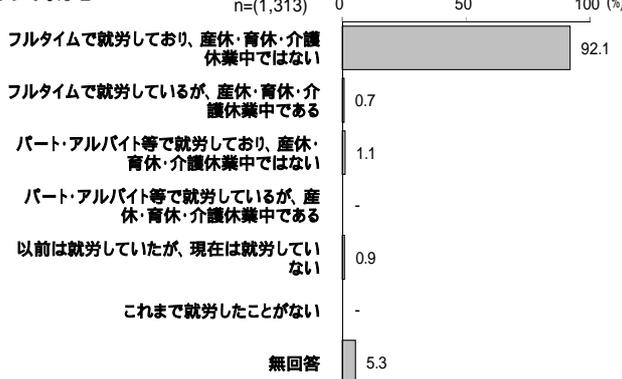
(平成25年度調査との比較)



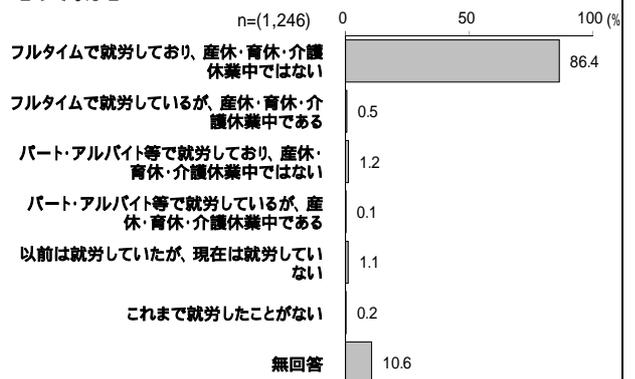
(平成25年度調査との比較)



【父親】

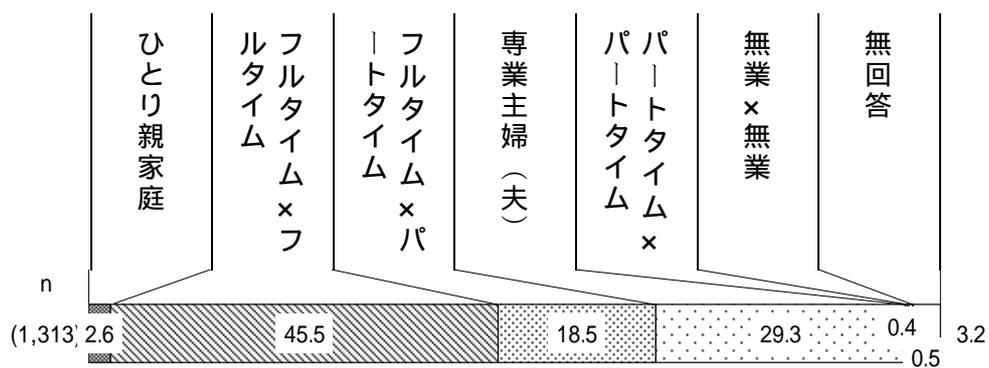


【父親】

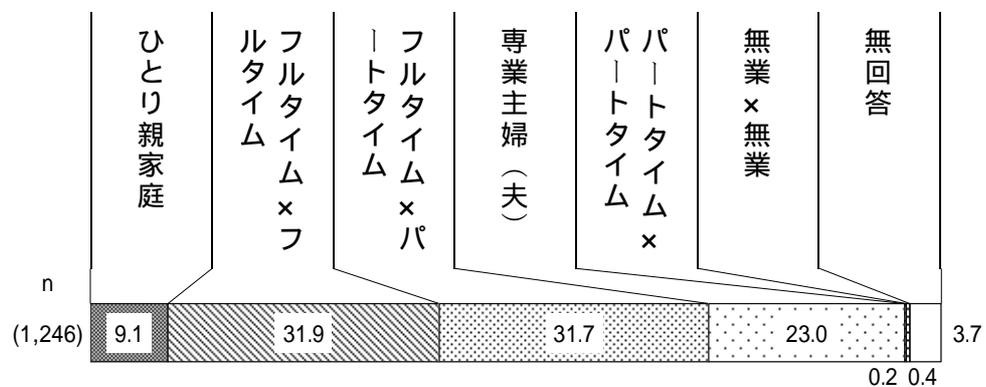


# 家庭類型

## 未就学児



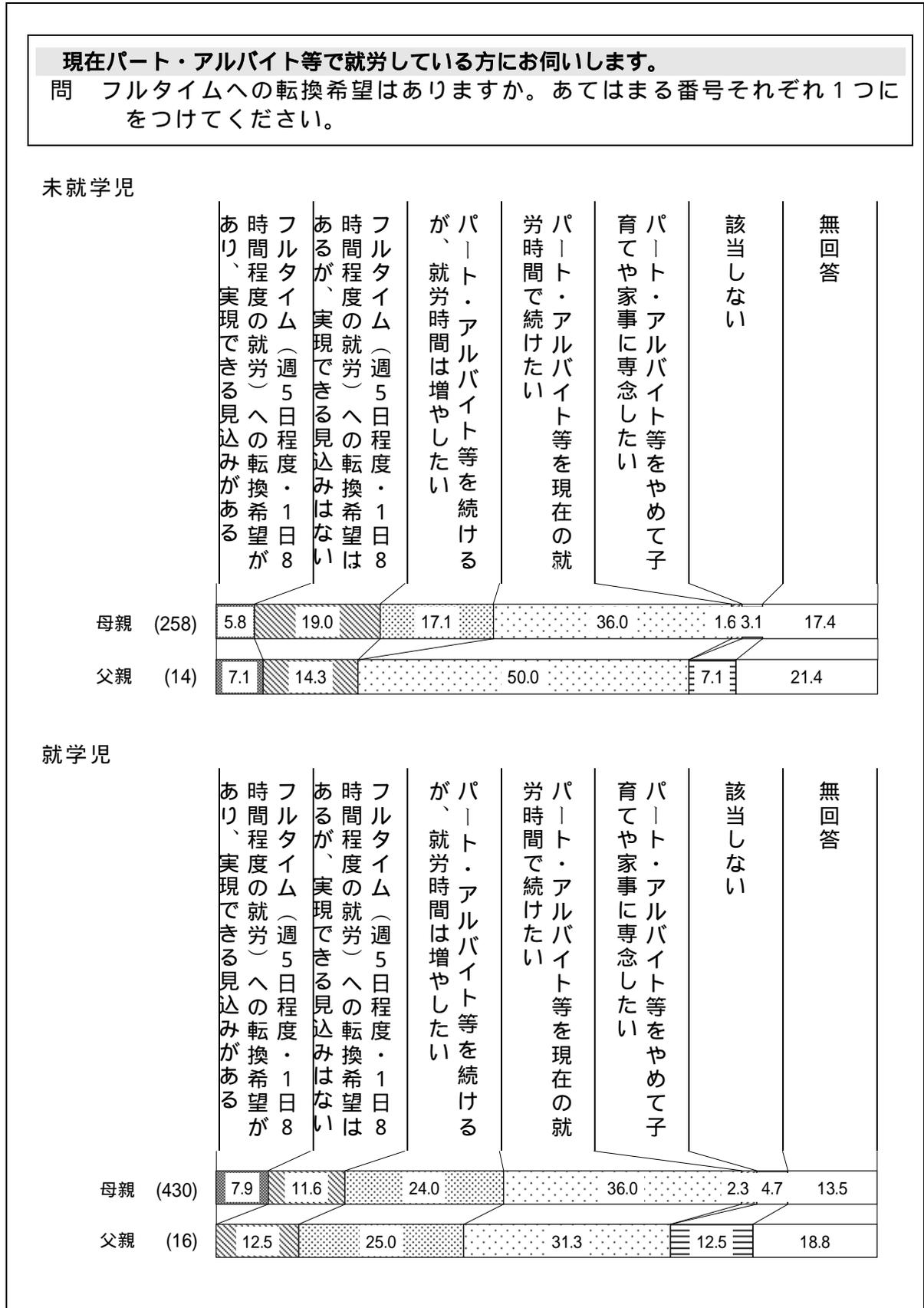
## 就学児



母親のフルタイムへの転換希望

「パート・アルバイト等を現在の就労時間で続けたい」が36.0%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等を続けるが、就労時間は増やしたい」が就学児では24.0%となっており、フルタイムへの転換希望は低くなっています。

母親のフルタイムへの転換希望



(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（未就学児）

平日に利用している教育・保育事業

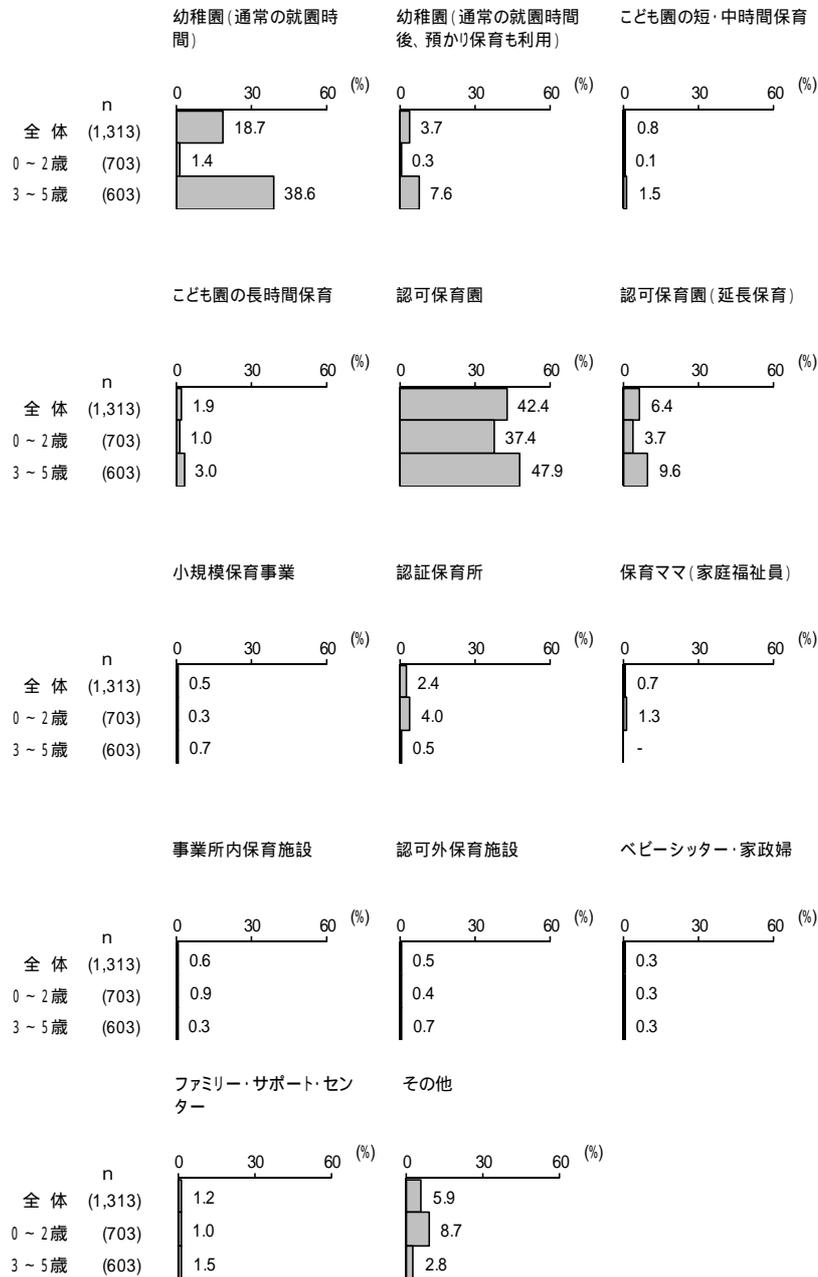
全体では、「認可保育園」が42.4%で最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間）」が18.7%となっています。

年齢別にみると、「認可保育園」は0～2歳、3～5歳ともに高く、0～2歳で37.4%、3～5歳で47.9%となっています。また、「幼稚園（通常の就園時間）」は3～5歳で38.6%となっています。

平日に利用している教育・保育事業

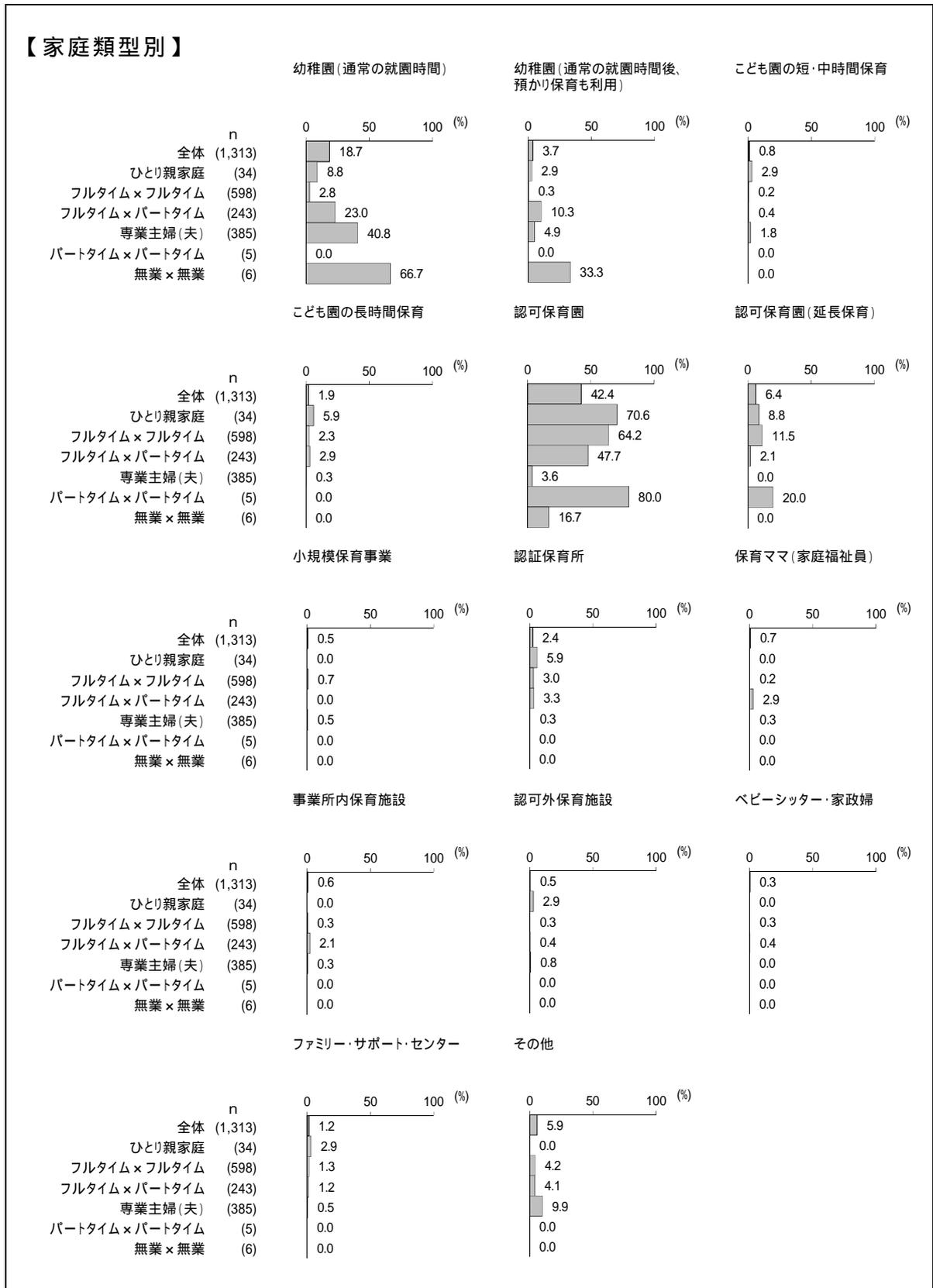
問 あて名のお子さんは、平日どのような教育・保育事業を利用していますか。年間を通じて定期的に利用している事業すべてに をつけ、1週当たり何日、1日当たり何時間（何時から何時まで）利用しているかを、24時間制で、枠内に数字でご記入ください。

未就学児



家庭類型別にみると、「認可保育園」は、ひとり親家庭が70.6%で高く、次いでフルタイム×フルタイムが64.2%となっています。

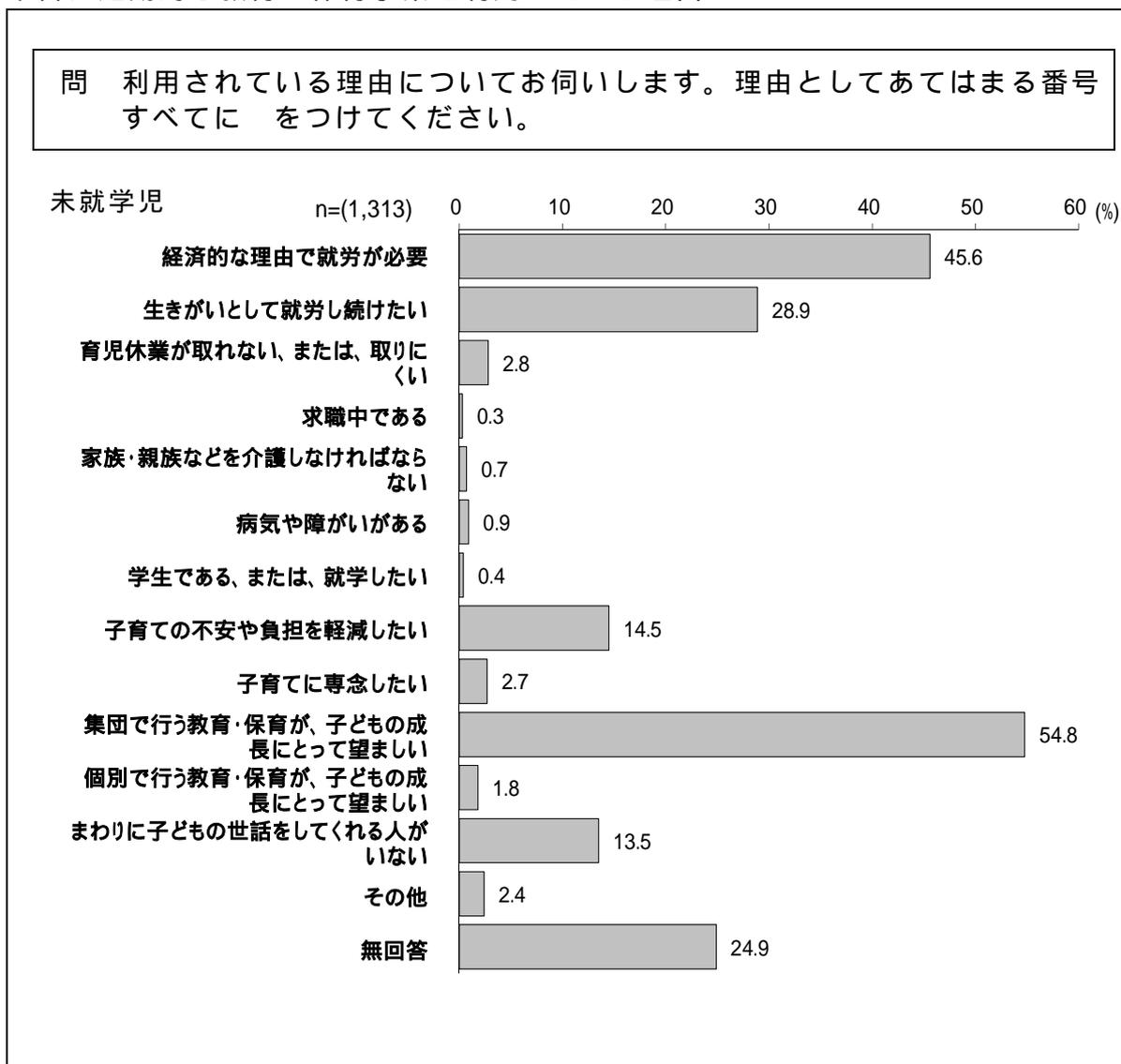
一方、「幼稚園（通常の就園時間）」は、専業主婦（夫）が40.8%で高く、フルタイム×フルタイムとは、38.0ポイントの差がみられます。



平日に定期的な教育・保育の事業を利用している理由

「集団で行う教育・保育が、子どもの成長にとって望ましい」が54.8%で半数を超えています。

平日に定期的な教育・保育事業を利用している理由



平日の教育・保育事業で定期的にご利用したい事業

平日の教育・保育事業で定期的にご利用したい事業は、「認可保育園」が52.1%で最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間）」が31.4%、「幼稚園（通常の就園時間後、預かり保育も利用）」が23.5%となっています。

年齢別で定期的な教育・保育事業の利用状況と比較すると、0～2歳、3～5歳ともに「幼稚園（通常の就園時間後、預かり保育も利用）」は、利用状況に対して利用希望が高く、0～2歳で23.9ポイント、3～5歳で15.0ポイントの差がみられます。

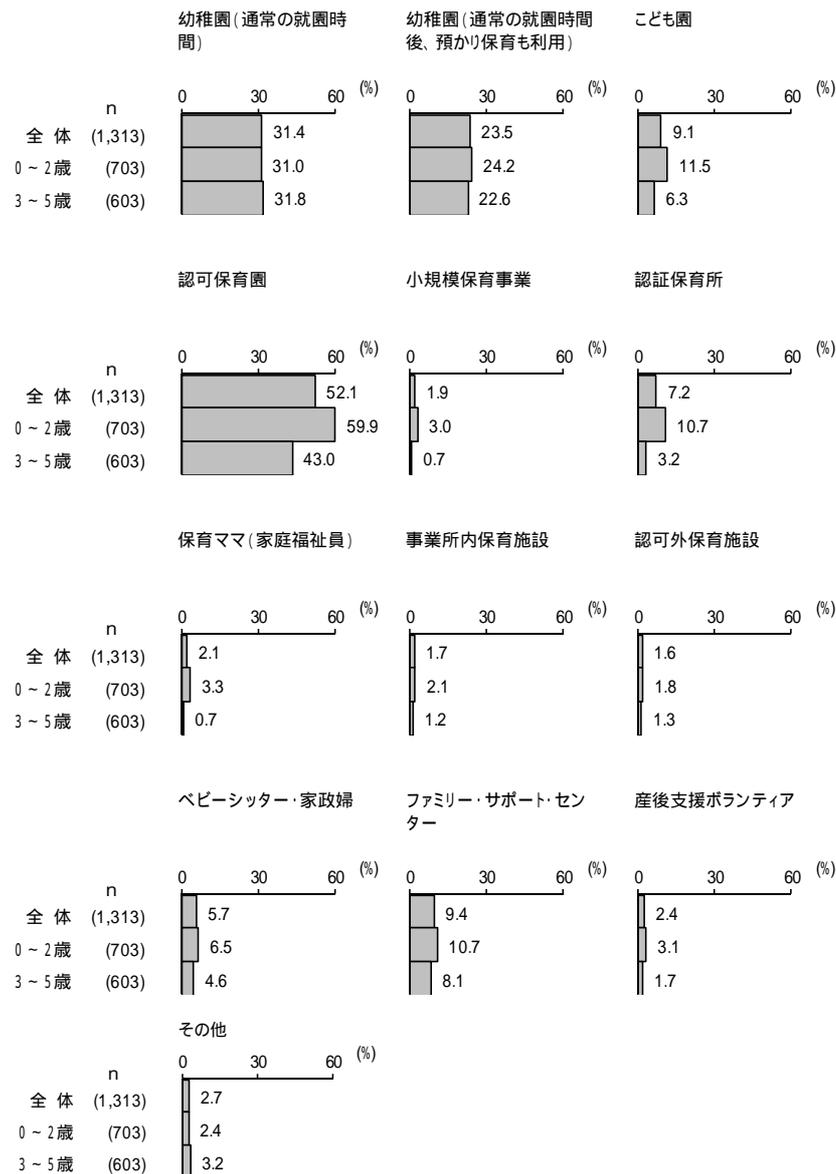
また、「認可保育園」も0～2歳で利用状況に対して利用希望が高く、22.5ポイントの差がみられます。

平日の教育・保育事業で定期的にご利用したい事業

問 あて名のお子さんの平日の教育・保育事業として、現在利用している、いないに関わらず、今後定期的にご利用したい事業すべてに をつけてください。なお、事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

また、1週あたり何日、1日あたり何時間（何時から何時まで）利用したいかを、24時間制で、枠内に数字でご記入ください（延長保育などの時間も含めます）。

未就学児



## 幼稚園の利用希望

の設問で幼稚園を挙げている回答者の中で、特に幼稚園を希望している割合は、61.6%となっています。

特に幼稚園を希望している理由は、「集団生活を経験させたい」が80.3%で最も高く、次いで「小学校へ入学する前に教育を受けさせたい」が70.2%となっています。

## 幼稚園の利用希望

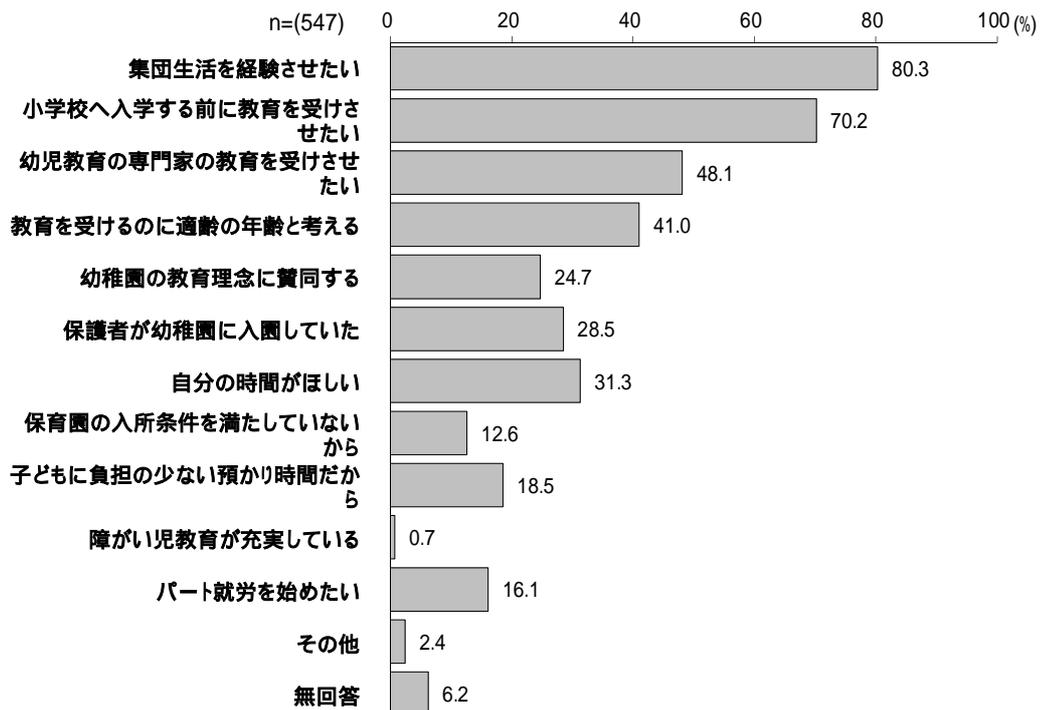
平日の教育・保育事業で、今後幼稚園を定期的に利用したいと回答し、その他の事業も利用したいと回答した方にお伺いします。

問 今後定期的に利用したい平日の教育・保育事業の中で、特に幼稚園の利用を強く希望しますか。



平日の教育・保育事業で、今後定期的に幼稚園を「利用したい」を選ばれた方にお伺いします

問 幼稚園を利用したい主な理由は何ですか。あてはまる番号すべてにをつけてください。



(4) 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望（未就学児）

未就学児の土曜日・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望は、「利用希望はない」が66.1%で最も高くなっており、日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望は、「利用希望はない」が81.4%で最も高くなっています。

長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望は、「休みの期間中、週に数日利用したい」が49.6%で最も高くなっています。

長期休暇中、毎日ではなく、たまに利用したい理由は、「息抜きのため」が53.5%で最も高く、次いで「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」が50.4%となっています。

未就学児の土曜日・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望

問 あて名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育事業の利用希望がありますか（一時的な利用は除きます）。

【土曜日】

n = 1,313

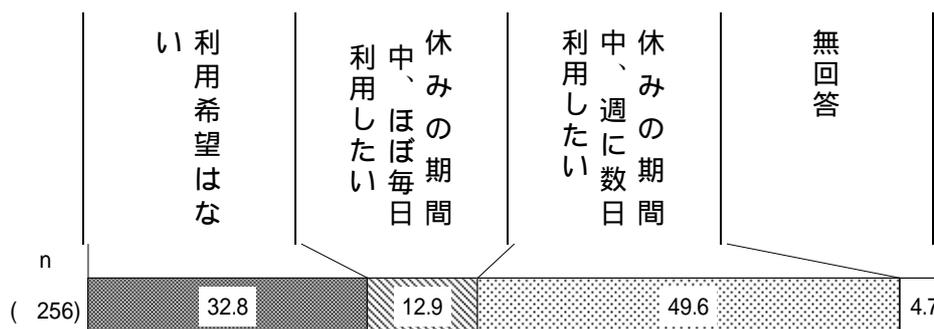
1. 利用希望はない	66.1%	3.月に1~2回は利用したい	23.9%
2. ほぼ毎週利用したい	7.8%	無回答	2.1%

【日曜・祝日】

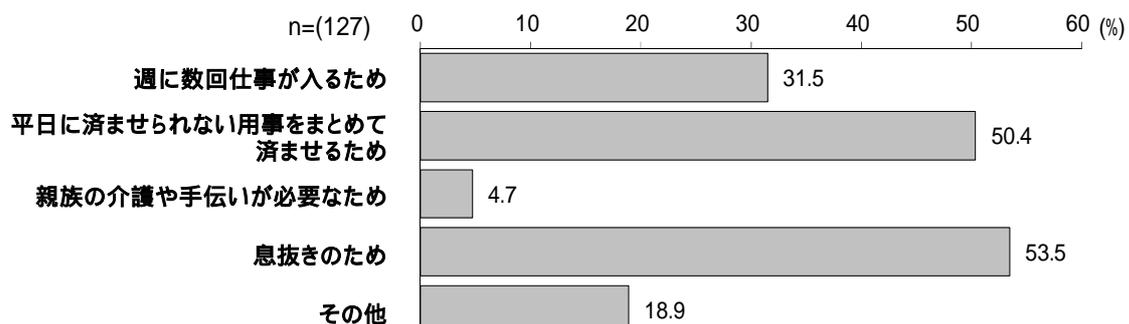
n = 1,313

1. 利用する必要はない	81.4%	3.月に1~2回は利用したい	13.6%
2. ほぼ毎週利用したい	1.8%	無回答	3.2%

【長期休暇中の幼稚園の利用希望】



【長期休暇中、毎日ではなく、たまに利用したい理由】



( 5 ) 地域の子育て支援事業の利用状況 ( 未就学児 )

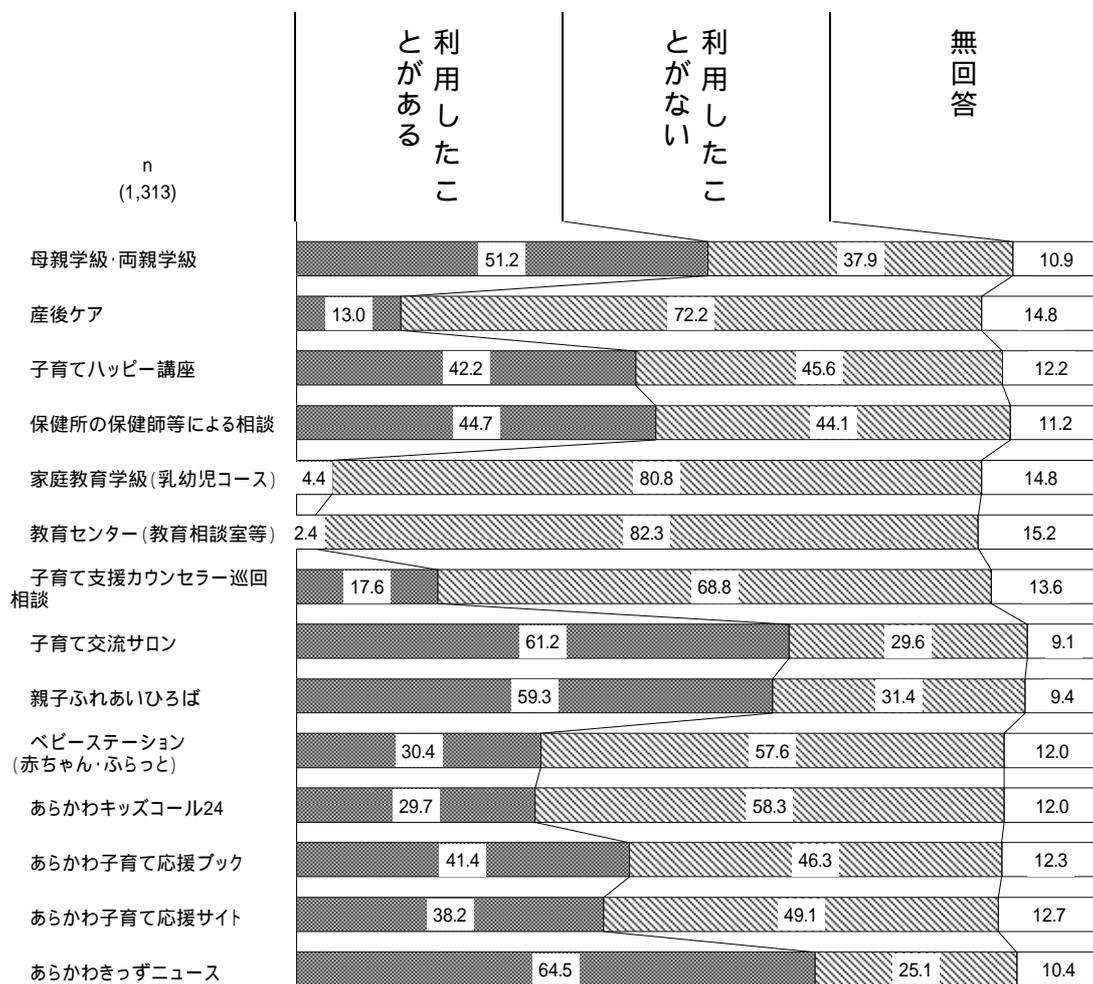
子育て支援事業の利用経験

子育て支援事業の利用経験は、「利用したことがある」が、 母親学級・両親学級が51.2%、 子育て交流サロンが61.2%、 親子ふれあいひろばが59.3%、 あらかわきッズニュースが64.5%と高くなっています。

一方、「利用したことがない」は、 家庭教育学級 ( 乳幼児コース ) が80.8%、 教育センター ( 教育相談室等 ) が82.3%で高くなっています。

子育て支援事業の利用経験

問 下記の事業でこれまでに利用したことがあるもの、今後利用したいと思うものをお答えください。

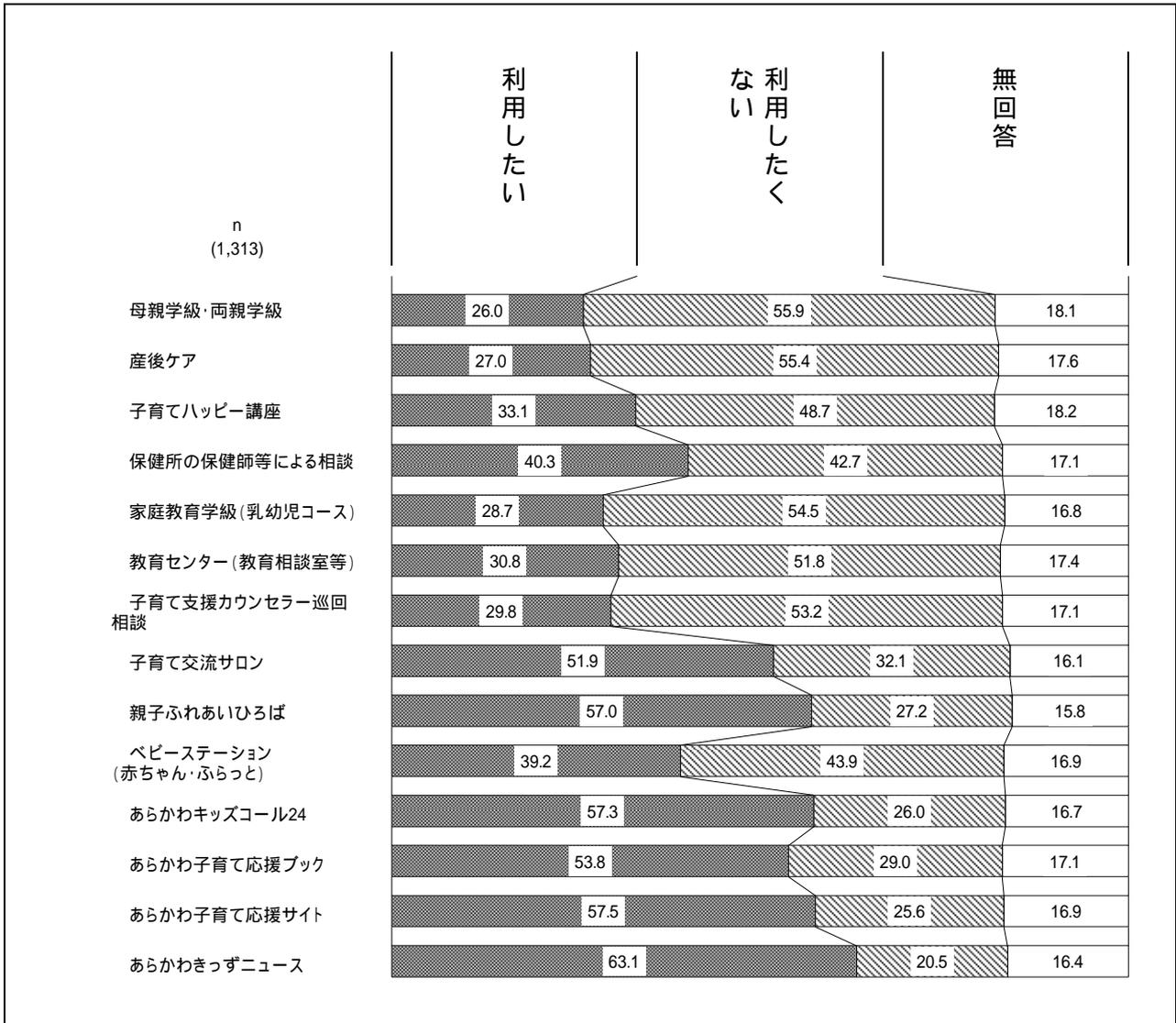


## 今後の利用希望

子育て支援事業の今後の利用希望は、「利用したい」で、子育て交流サロンが51.9%、親子ふれあいひろばが57.0%、あらかわキッズコール24が57.3%、あらかわ子育て応援ブックが53.8%、あらかわ子育て応援サイトが57.5%、あらかわきつずニュースが63.1%と高くなっています。

利用経験と比較すると、教育センター（教育相談室等）は、「利用したことがある」が2.4%に対して「利用したい」が30.8%と、28.4ポイントの差がみられます。

子育て支援事業の今後の利用希望



( 6 ) 病気の際の対応 ( 未就学児 )

子どもが病気やケガで事業が利用できなかったこと

子どもが病気やケガで事業が利用できなかったことは、「あった」が50.1%で高くなっています。

しかし、病児・病後児のための保育施設等は、「利用したいとは思わない」が56.2%で高くなっています。

病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思わない理由は、「親が仕事を休んで対応する」が53.2%で最も高く、次いで「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が48.9%となっています。

子どもが病気やケガで事業が利用できなかったこと

問 この1年間に、あて名のお子さんが病気やケガで、普段利用している教育・保育事業が利用できなかったことはありますか。

利用できなかった経験

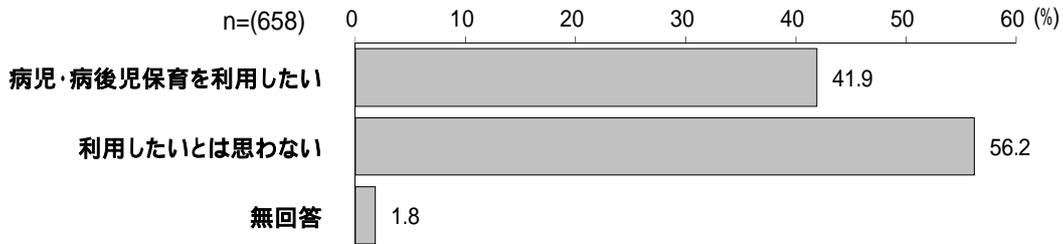
n = 1,313

1 . あった 50.1%	2 . なかった 28.7%	無回答 21.2%
------------------	-------------------	--------------

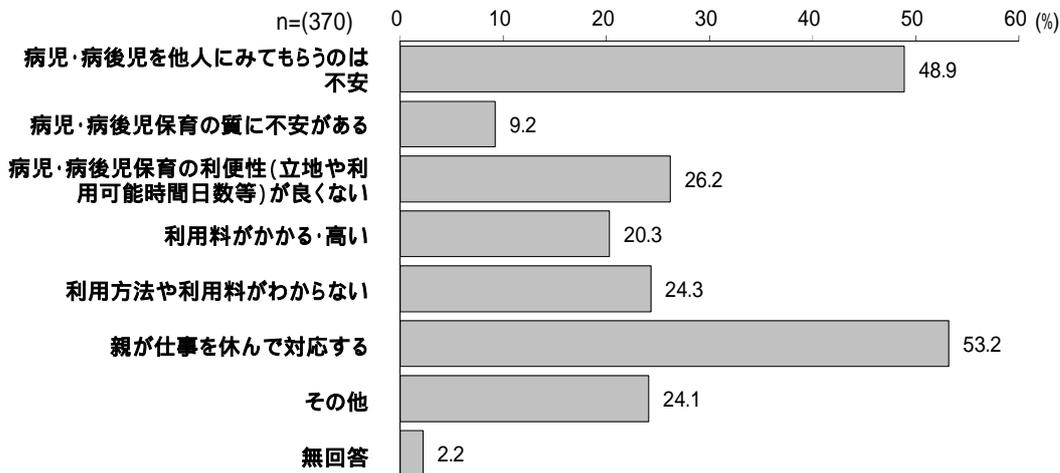
問 その際、「病児・病後児保育を利用したい」と思われましたか。

なお、病児・病後児保育の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

利用希望



【病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思わない理由】



( 7 ) 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用状況（未就学児・就学児）

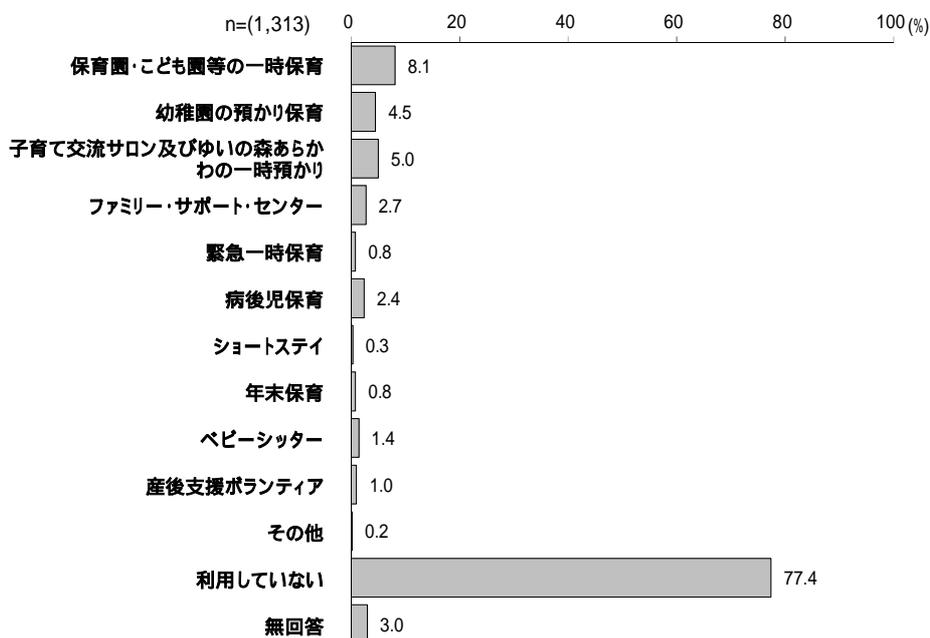
不特定の教育・保育事業の利用状況

未就学児・就学児ともに「利用していない」が高く、未就学児が77.4%、就学児が96.0%となっています。

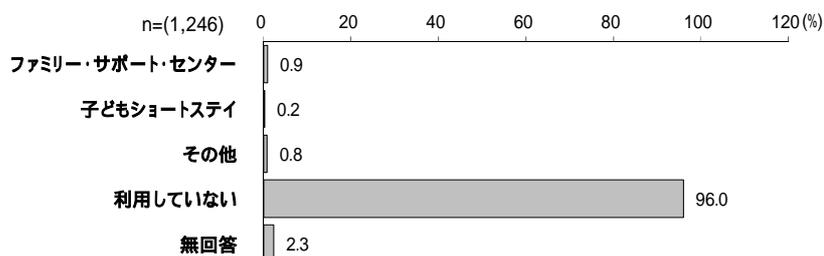
不特定の教育・保育事業の利用状況

問 あて名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、保護者の通院、不特定の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。

未就学児



就学児



## 不定期の一時預かり事業の利用状況

不定期な一時預かり事業の利用希望は、未就学児で「利用したい」が49.7%で約半数となっています。

未就学児で不定期な一時預かり事業の利用を希望する理由は、「私用（買物、子どもや親の習い事等）、リフレッシュ」が70.6%で最も高くなっています。また、利用希望日数は、年間平均15.4日となっています。

## 不定期な一時預かり事業の利用希望

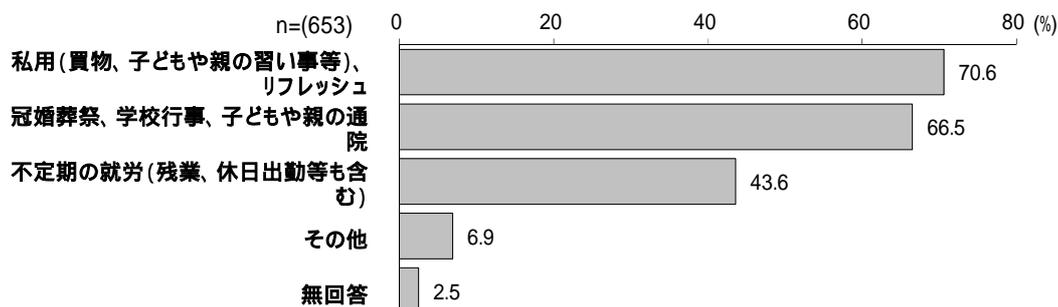
問 あて名のお子さんについて、私用や親の通院、就労（残業、休日出勤など）のため、不定期の一時預かり事業を年間で何日くらい利用する必要があると思いますか。利用希望の有無についてもお答えください。

n = 1,313

	【未就学児 (n=1,313)】	【就学児 (n=1,246)】
1. 利用したい	49.7%	21.3%
2. 利用する必要はない	44.9%	74.9%
無回答	5.4%	3.8%

### 未就学児

#### 【利用を希望する理由】



#### 【利用希望日数】

	調査数	年1~4日	年5~9日	年10~19日	年20~29日	年30~39日	年40~49日	年50日以上	無回答	平均
年間の合計	266	48	47	63	33	11	4	13	47	15.4
	100.0	18.0	17.7	23.7	12.4	4.1	1.5	4.9	17.7	
私用(買物、子どもや親の習い事等)、リフレッシュ	138	48	36	43	6	-	1	3	1	8.0
	100.0	34.8	26.1	31.2	4.3	-	0.7	2.2	0.7	
冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院	129	66	39	18	3	-	1	-	2	5.1
	100.0	51.2	30.2	14.0	2.3	-	0.8	-	1.6	
不定期の就労(残業、休日出勤等も含む)	142	42	27	42	13	7	2	6	3	12.4
	100.0	29.6	19.0	29.6	9.2	4.9	1.4	4.2	2.1	
その他	21	4	7	3	2	-	-	1	4	12.4
	100.0	19.0	33.3	14.3	9.5	-	-	4.8	19.0	

( 8 ) 子どもの放課後の過ごし方 ( 未就学児 )

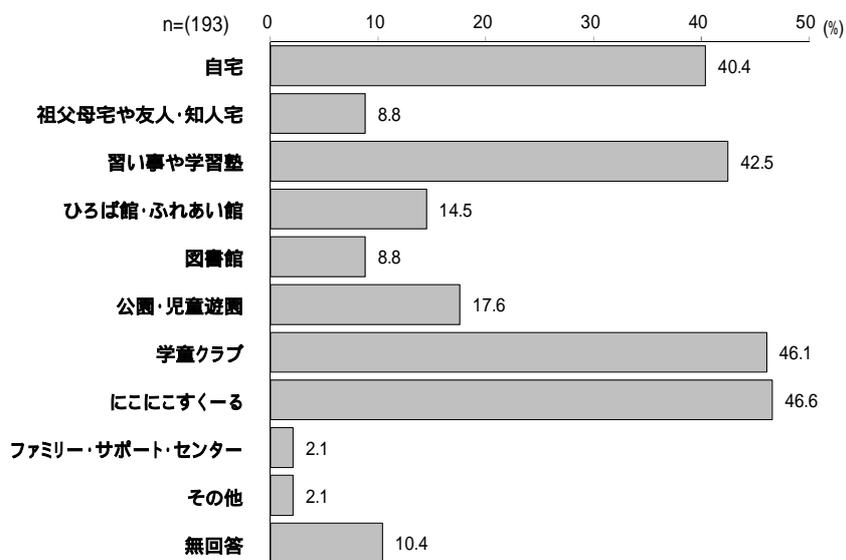
未就学児が小学生になったら、子どもを放課後過ごさせたい場所

未就学児が小学生になったら、子どもを放課後過ごさせたい場所は、「にこにこすくーる」が46.6%、「学童クラブ」が46.1%と高く、「習い事や学習塾」が42.5%、「自宅」が40.4%となっています。

未就学児が小学生になったら、子どもを放課後過ごさせたい場所

問 あなたのお子さんについて、小学生になったら、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。

未就学児



## 就学児の放課後の過ごし方

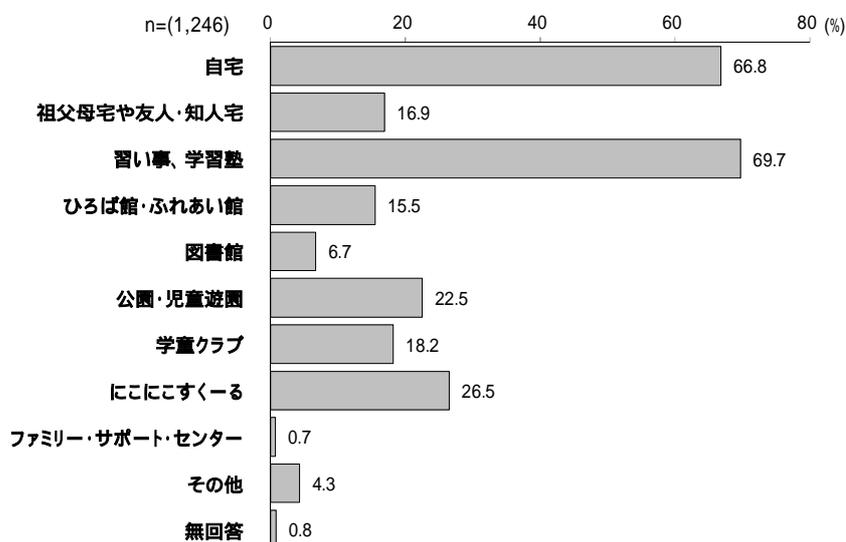
就学児の放課後の過ごし方は、「習い事、学習塾」が69.7%で最も高く、次いで「自宅」が66.8%となっています。

学年別でみると、「学童クラブ」は小学1～3年生が小学4～6年生よりも29.5ポイント、「にこにこすくーる」も小学1～3年生が小学4～6年生よりも29.4ポイント高くなっています。一方、「自宅」は小学4～6年生が小学1～3年生よりも25.2ポイント、「公園・児童遊園」も小学4～6年生が小学1～3年生よりも14.1ポイント、「習い事、学習塾」も小学4～6年生が小学1～3年生よりも12.5ポイント高くなっています。

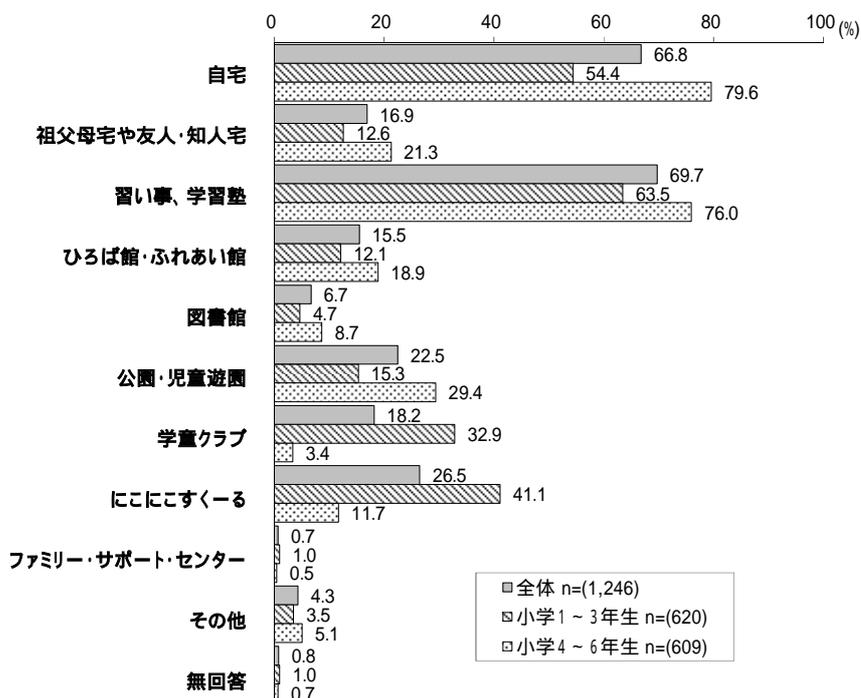
## 就学児の放課後の過ごし方

問 平日の放課後の日常的なお子さんの過ごし方で、あてはまる番号すべてにつけ、それぞれ週当たりの利用日数を枠内に数字でご記入ください。

### 就学児



### 【学年別】



( 9 ) 子育てと職場の両立支援制度 ( 未就学児 )

育児休業の取得状況

母親は「利用した(利用中)」が49.4%で高くなっています。一方、父親は、「利用していない」が88.3%で高くなっています。

育児休業給付・保険料免除の認知状況

「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が49.2%で最も高く、次いで「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が24.4%となっています。

育児休業の取得状況、育児休業給付・保険料免除の認知状況

問 あて名のお子さんについて、父母のいずれかもしくは双方が育児休業制度を利用しましたか。あてはまる番号1つに をつけてください。また、「3 .」を選ばれた方は利用しなかった理由についてもあわせてご記入ください。

n = 1,313

母親	父親
1 . 働いていなかった 32.4%	1 . 働いていなかった 0.8%
2 . 利用した(利用中) 49.4%	2 . 利用した(利用中) 3.5%
3 . 利用していない 16.1%	3 . 利用していない 88.3%
無回答 2.1%	無回答 7.4%

問 子どもが原則1歳(保育所における保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は1歳6カ月)になるまで育児休業給付が支給される仕組み」や「子どもが満3歳になるまでの育児休業等(法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置)期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組み」があることをご存じでしたか。

n = 1,313

1 . 育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた	49.2%
2 . 育児休業給付のみ知っていた	22.8%
3 . 保険料免除のみ知っていた	0.9%
4 . 育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった	24.4%
無回答	2.7%

(10) 生活実態について (未就学児・就学児)

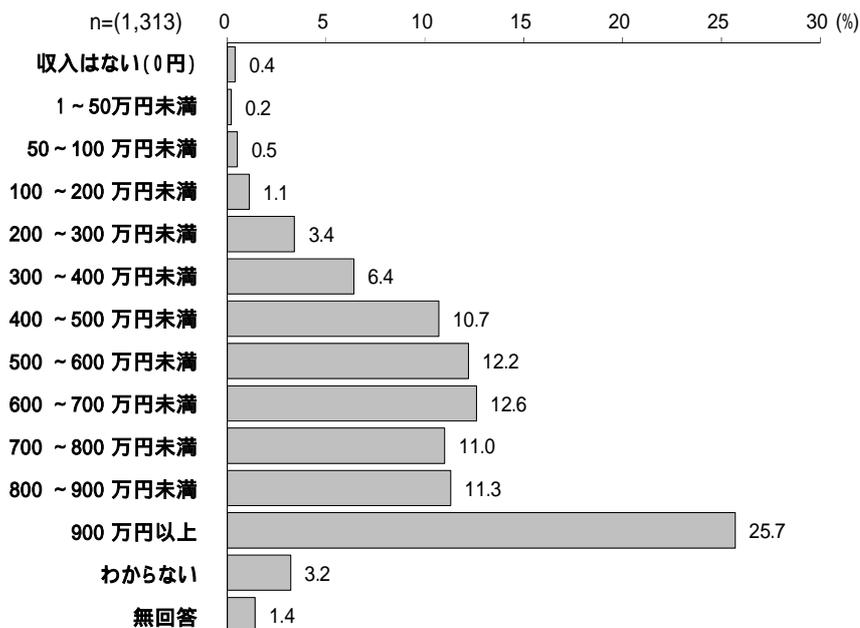
世帯年収について

世帯年収は、未就学児、就学児ともに「900万円以上」が最も高くなっています。

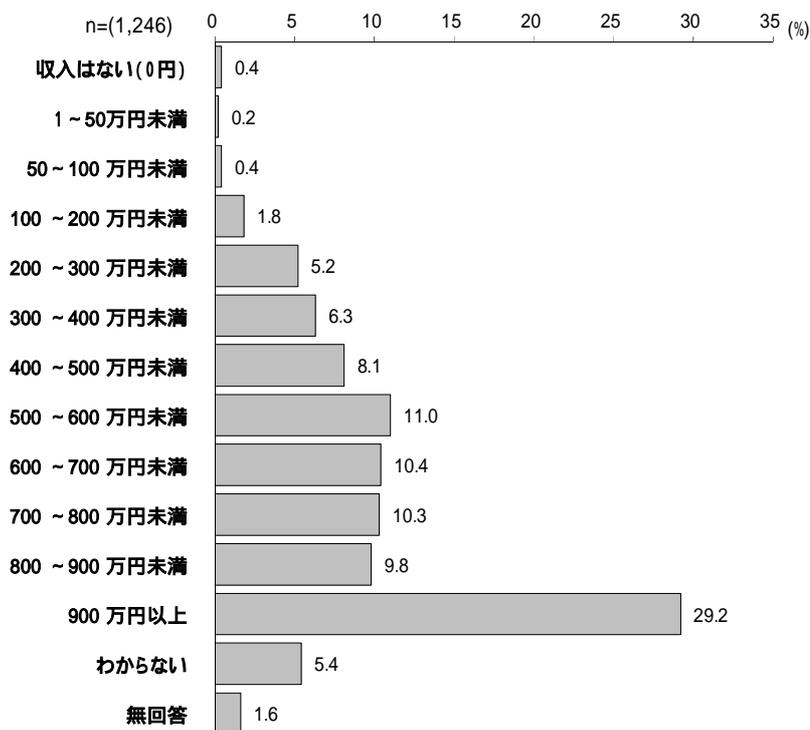
世帯年収 (低所得)

問 あて名のお子さんと生計を共にしている世帯全員の方の、おおよその年間収入(税込)はいくらですか。あてはまる番号1つにをつけてください。

未就学児



就学児



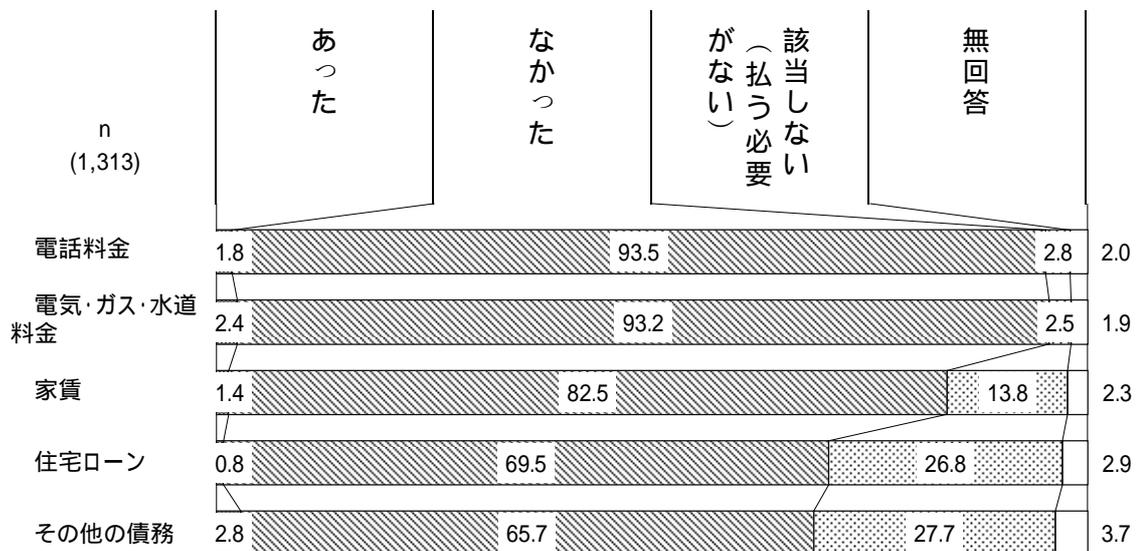
光熱水費・家賃等の滞納の経験

光熱水費、家賃の滞納の経験は、未就学児、就学児ともにどのサービス・料金も「なかった」、「該当しない(払う必要がない)」が大半を占めており、「あった」は、5%以下となっています。

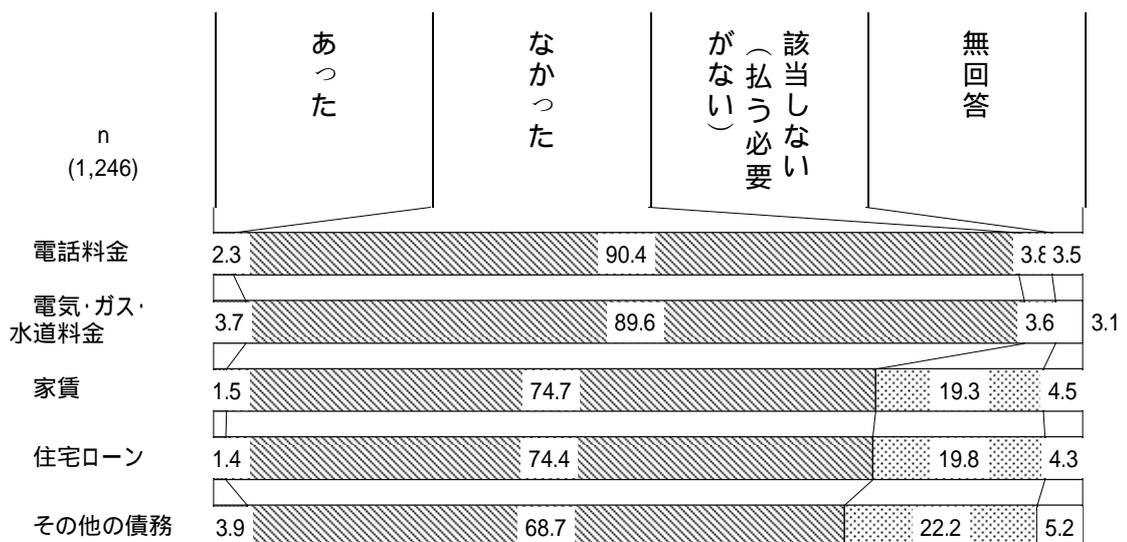
光熱水費・家賃等の滞納の経験(家計の逼迫)

問 過去1年の間に、経済的な理由で、以下の～のサービス・料金について、支払えないことがありましたか。それぞれ、あてはまる番号1つをつけてください。

未就学児



就学児



経済的な理由で行っていないこと

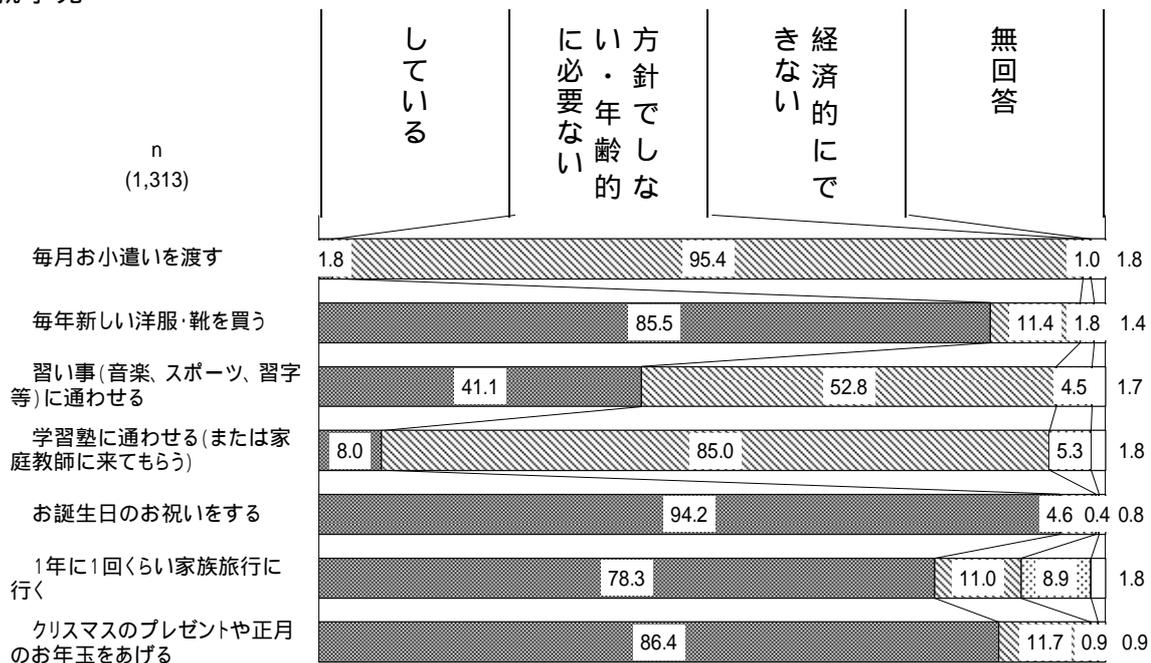
経済的な理由で行っていないことは、未就学児、就学児ともに「している」では“ お誕生日のお祝いをする ”が最も高く、次いで“ クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる ”が高くなっています。

「経済的にできない」では、“ 1年に1回くらい家族旅行に行く ”が最も高くなっています。

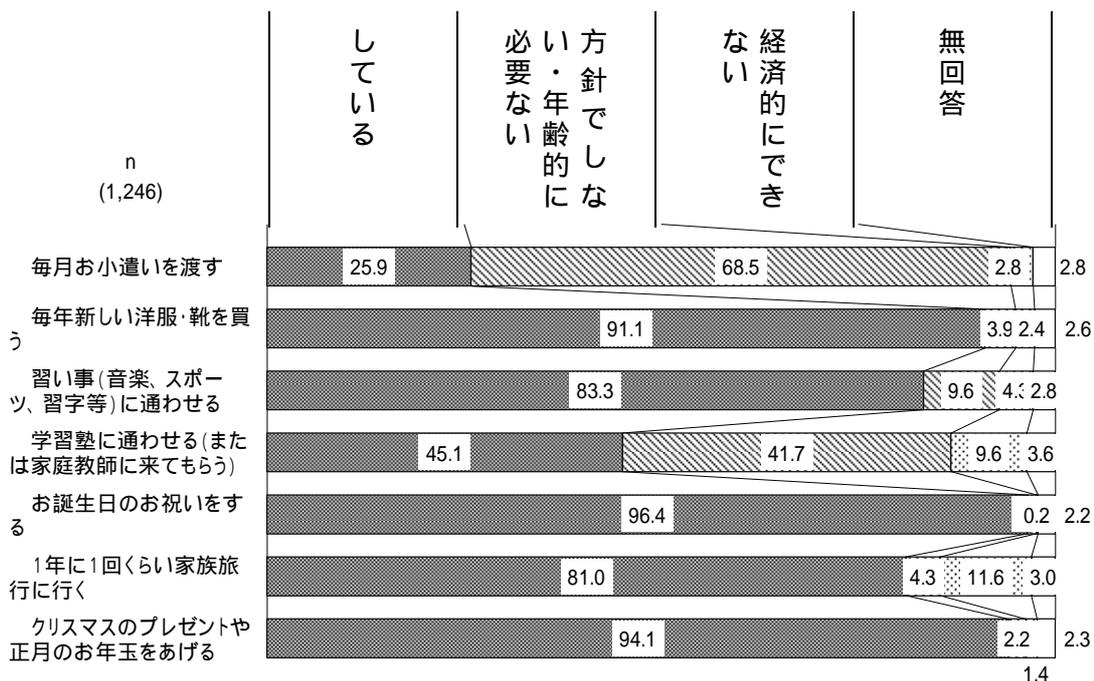
経済的な理由で行っていないこと（子どもの体験・所有物の欠如）

問 あなたのご家庭では、あて名のお子さんに次のことをしていますか。 ~  
 について、それぞれ、あてはまる番号1つに をつけてください。

未就学児



就学児



過去1年間の外出の経験

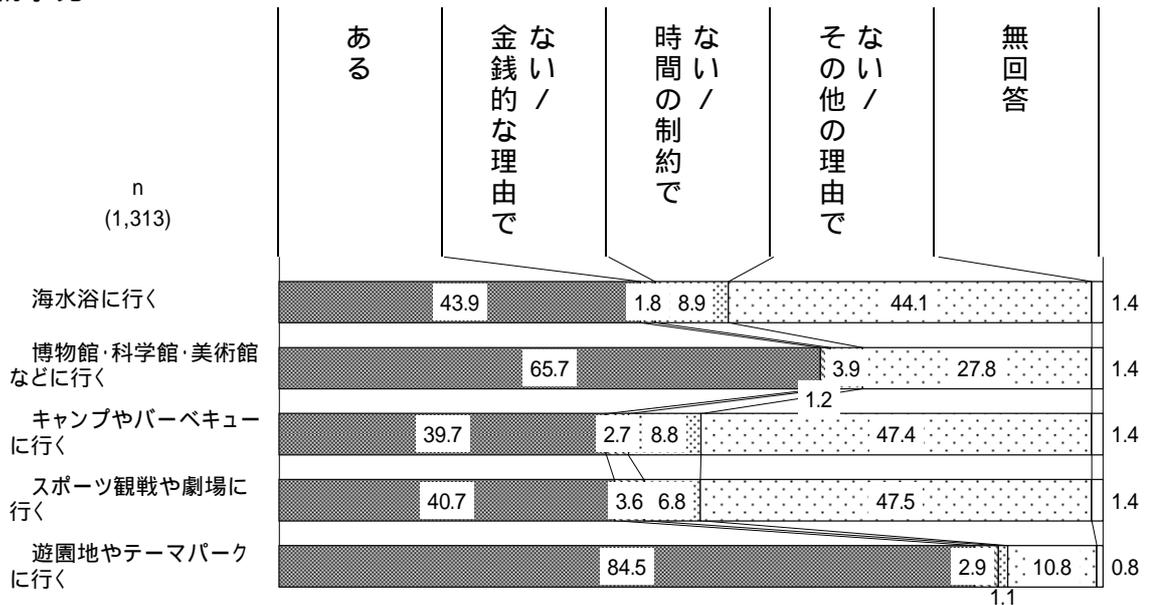
過去1年間の外出（遊園地等）の経験は、未就学児、就学児ともに「ある」では、「遊園地やテーマパークに行く」が最も高く、次いで「博物館・科学館・美術館などに行く」が高くなっています。

「ない/金銭的な理由で」は、「スポーツ観戦や劇場に行く」が高くなっています。

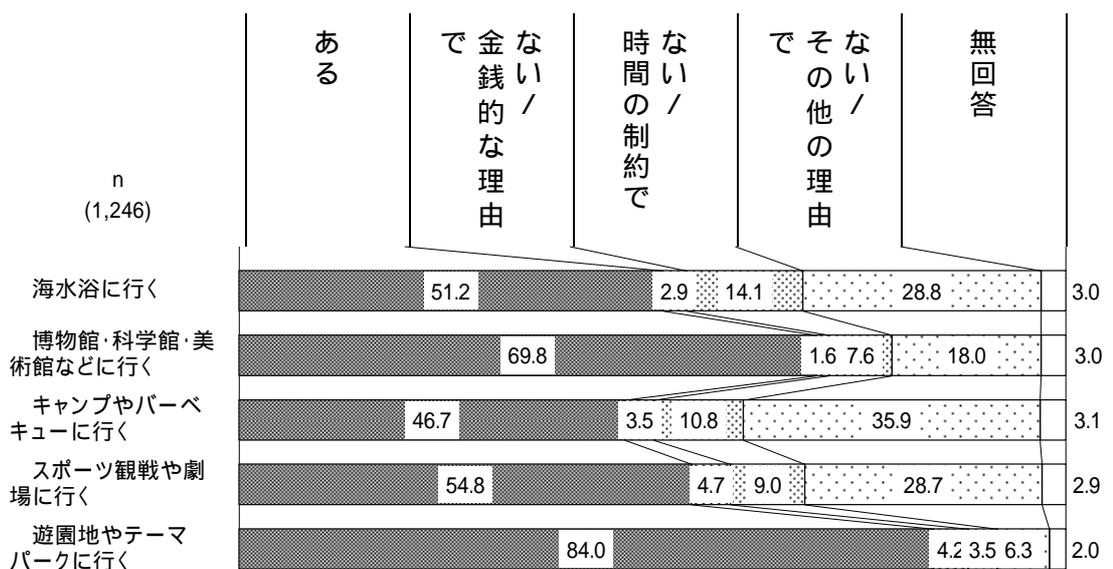
過去1年間の外出の経験（子どもの体験・所有物の欠如）

問 過去1年間において、あなたのご家庭では、あて名のお子さんと次のような体験をしましたか。それぞれ、あてはまる番号1つに をつけてください。

未就学児



就学児



生活困難度（ ～ の結果から）

本調査では、低所得、家計の逼迫、子どもの体験や所有物の欠如の3つの要素に基づいて、 ～ の設問により調査し、「生活困難」の分類を行いました。

低所得（設問 ）

子どもが1人の場合は年間収入300万円未満、子どもが2人の場合は年間収入400万円未満の方

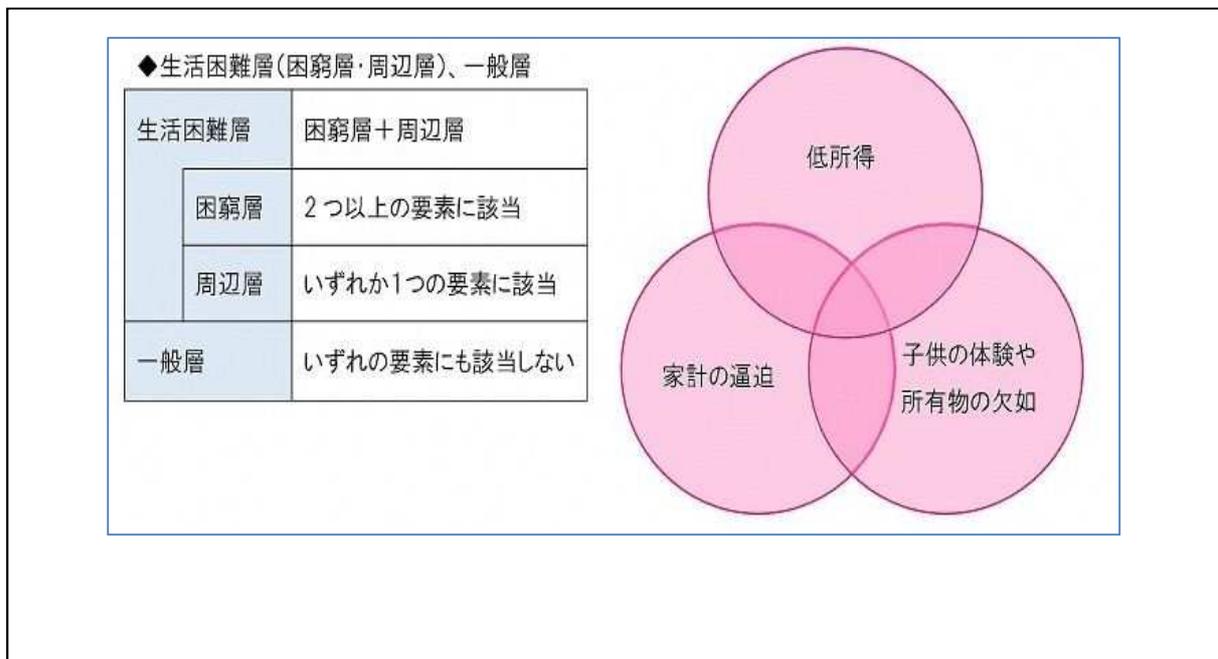
家計の逼迫（設問 ）

経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣服が買えなかった計画などの項目のうち、1つ以上が該当する方

子どもの体験・所有物の欠如（設問 ・ ）

子どもの体験や所有物などに関する項目のうち、経済的な理由で、欠如している項目が3つ以上該当する方

そして、次の図のとおり、上記1～3の2つ以上に該当する層を「困窮層」、1つに該当する層を「周辺層」と位置付けました。



その結果、未就学児の生活困難度は、「生活困難層」が 15.5%、「一般層」が 84.5%となっています。「生活困難層」の内訳をみると、「困窮層」が 4.6%、「周辺層」が 10.9%となっています。

就学児の生活困難度は、「生活困難層」が 20.0%、「一般層」が 80.0%となっています。「生活困難層」の内訳をみると、「困窮層」が 6.5%、「周辺層」が 13.5%となっています。

#### 未就学児

生活困難層		204 件	15.5 %
	困窮層	61 件	4.6 %
	周辺層	143 件	10.9 %
一般層		1,109 件	84.5 %

#### 就学児

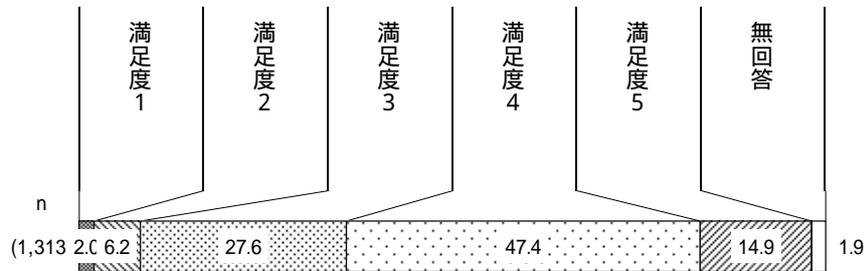
生活困難層		249 件	20.0 %
	困窮層	81 件	6.5 %
	周辺層	168 件	13.5 %
一般層		997 件	80.0 %

(11) 子育て全般について（未就学児・就学児）

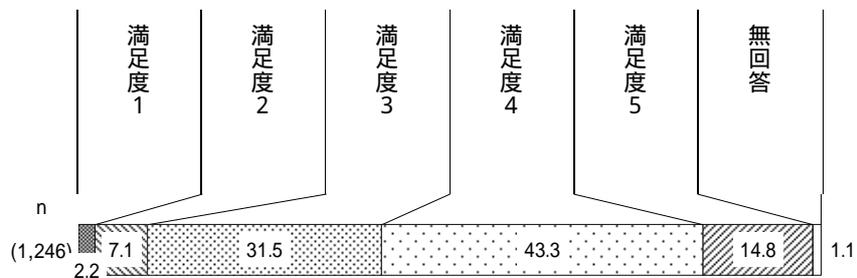
荒川区における子育ての環境や支援への満足度（5段階評価）は、いずれも「満足度4」が4割以上で最も高く、次いで「満足度3」となっています。

問 荒川区における子育ての環境や支援への満足度についてお答えください。

未就学児



就学児



# 第3章 第1期荒川区子ども・子育て支援計画の評価と今後の方向性

## 第1節 第1期計画の取り組みと評価

第1期計画では、基本理念を「みんなで支えあい 未来への夢と希望に満ちあふれた 子どもたちの笑顔でいっぱいのまち あらかわ」と定め、基本理念の実現を目指し、4つの基本目標に基づいて、幼児期の学校教育、保育、学童クラブをはじめとする様々な事業に取り組んできました。

### 基本目標1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

#### 施策1-1 親子の健康推進

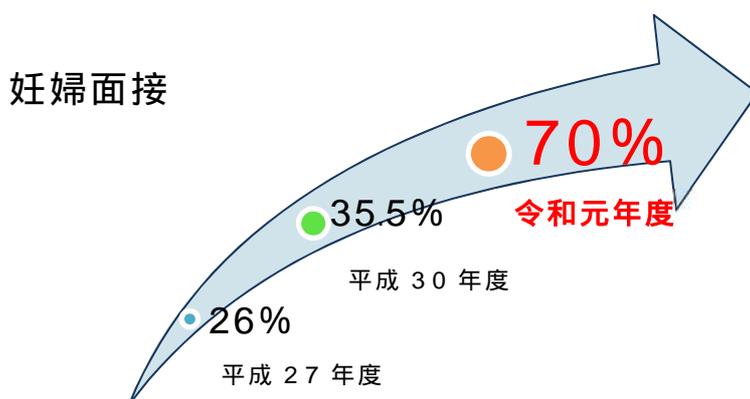
母子健康手帳交付事業及び妊婦面接（ゆりかご面接）

##### 【取り組みと評価】

- ・ 妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない支援を図るため、平成27年3月から母子健康手帳交付時にアンケートを実施し、支援の必要な方を妊娠期から把握し、対応してきました。
- ・ 平成31年4月から、ゆりかご相談員1名（5月から2名）を配置し、妊婦の全数面接（ゆりかご面接）を開始し、それぞれの家庭状況を踏まえた支援プラン（ゆりかごプラン）を作成するほか、健康部と子育て支援部が連携した支援を提供する子育て支援世代包括支援センター事業の機能整備を図りました。
- ・ 妊婦面接率は平成27年度の26%から令和元年度は約70%に上がり、早期に妊婦の状況を把握できるようになりました。

##### 【課題】

- ・ 妊婦面接率のさらなる向上のために、区民への周知、産科医療機関等との連携を強化するとともに、休日の面接日開設を継続し、働く妊婦が面接を受けやすい体制を維持していく必要があります。
- ・ 妊婦のメンタルヘルスが養育環境に大きく影響することに着目して、他部署と連携しながら妊婦の支援を強化していく必要があります。



妊婦健康診査

##### 【取り組みと評価】

- ・ 医療機関の協力により、早期対応が必要な妊婦に対して、妊婦健康診査の機会を活用して保健師が面接できる体制が構築されてきています。

### 【課題】

- ・ 支援プランを活用した妊婦健診の受診勧奨や、妊娠届出を妊娠 11 週以内の早期に行う重要性の周知に努め、支援を妊娠早期から対応できる支援体制を充実していく必要があります。

### 産後ケア事業

#### 【取り組みと評価】

- ・ 平成 29 年度から宿泊型産後ケア事業を開始し、平成 30 年度から日帰り型、令和元年度からは訪問型を開始しました。年々実績が増えており、出産後の心身ともに不安定な時期に育児指導や相談ができることで、母親の心身の安定と子どもの健やかな生育を促すための事業になっています。

### 【課題】

- ・ ゆりかご面接や子育て支援アプリ等を活用して事業の周知を図り、育児不安の解消と孤立化の予防を図っていく必要があります。

### 乳児家庭全戸訪問事業

#### 【取り組みと評価】

- ・ 妊娠届、母親学級、両親学級などあらゆる機会を活用して事業の説明を行っています。平成 30 年度は出生数が減少したため訪問件数が減少していますが、高い訪問率を維持しています。
- ・ 訪問時にはエジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を用いて、周産期うつ状態の有無を早期に把握し、早期対応や育児不安の軽減を図り、母親の産後の適切な健康管理と母親の身体と心の健康増進のための支援を行っています。

### 【課題】

- ・ 関係課との協力の下、早期に訪問が実施できるよう努めていきます。
- ・ 産後の状況に応じてゆりかごプランの改訂を行い、かかりつけ保健師による個別支援と連動させる等、切れ目ない支援を継続していく必要があります。

### 乳幼児健康診査（4 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診）及び母親への個別相談事業

#### 【取り組みと評価】

- ・ 乳幼児健康診査では、95%前後の高い受診率を維持しており、同年月齢の他児を見る機会や、交流の場となっています。
- ・ 1 歳 6 か月児健診と 3 歳児健診では、小児科診察に加え、歯科健診や心理相談、栄養相談なども同時に実施し、他職種により総合的な健診を実施しています。
- ・ 精神科医により母親への個別相談事業やグループメンタルケア事業では、健康診査等を活用することで、医療機関への受診に抵抗がある方には利用しやすい相談の場となっています。

### 【課題】

- ・ 健診未受診者に対し、子どもの状況や未受診理由等について個別に状況把握を行い、必要に応じて受診勧奨することにより受診率の向上に努めていきます。
- ・ 働いている保護者のために、引き続き土曜日の健診を実施していく必要があります。
- ・ 母親への相談事業では、子どもを連れて相談ができるように配慮するとともに、保育体制を設けることにより、母親の休息やメンタルヘルス改善に繋げていく必要があります。

## 小さく産まれた赤ちゃんの会

### 【取り組みと評価】

- ・ 低体重で出生した子どもを育てている家族に対しては、事例の個別性が高いため、個別相談ができる体制を提供するとともに、発育・発達など同じ悩みを抱える家族に対し、遊び、離乳食、予防接種などの情報提供や情報交換、思いの共有化を図ることで親子支援に繋がっています。

### 【課題】

- ・ 交流会や講演会の開催とともに、訪問等による個別の支援を連動して行うことにより、きめ細やかな支援に繋げ、孤立化予防の一端を担っていく必要があります。

## 就学児健康診断

### 【取り組みと評価】

- ・ 心身の状況を把握することで、適正な就学についての指導・治療の勧告及び保健上の必要な助言を行っています。
- ・ 受診率は95%と高い水準を保っています。

### 【課題】

- ・ 就学後の健康管理に必要な健康診断であり、さらに受診率を上げていく必要があります。

## 今後の方向性

- ・ 子育て世代包括支援センター事業の機能整備とゆりかごプランにより、妊婦のメンタル面のケアを含め、養育環境の整備及び妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない支援の充実を図っていきます。
- ・ 乳幼児健康診査や産後ケア事業、母親への個別相談事業などにより、それぞれの家庭状況に合わせて、子育て家庭に寄り添った支援を図っていきます。

## 施策 1.2 親子に対する支援

### 子育て支援情報の提供

### 【取り組みと評価】

- ・ 子育て家庭が必要な情報を必要な時に得られるよう子育て支援情報の提供を行っています。「あらかわきっずニュース」は、令和元年度からページ数を増やし、内容を充実しました。
- ・ 平成30年11月からアプリを活用した情報発信を行う「あらかわ子育てすくすくアプリ」の運用を開始し、イベント情報・施設案内など区内の子育て情報の発信を行っています。

### 【課題】

- ・ さらに登録者を増やすために内容の充実に取り組んでいく必要があります。

## あらかわキッズ・マザーズコール24及び女性相談

### 【取り組みと評価】

- ・ いつでも相談できる体制を図るために、24時間、365日の電話相談を実施しています。相談件数は高い水準で推移しています。
- ・ また問題を抱える女性からの相談に対しては、男女平等推進センターや婦人相談員が相談を受け、保護が必要な場合には、関係機関と連携を図って、安全を確保し、安心して暮らせるよう必要な支援を行っています。

#### 【課題】

- ・ 電話相談を年中無休で保護者等からの相談に応じることで子育て家庭の支援に努めていきます。
- ・ また、新たに設置する区児童相談所と連携を図っていく必要があります。

母親学級、両親学級、家庭教育学級等

#### 【取り組みと評価】

- ・ 初めて子どもを迎える初妊婦に対し、母親学級、両親学級を実施し、夫婦の子育てにおける協働意識の向上を図っています。
- ・ 家族の役割など家庭教育のあり方を学ぶ家庭教育学級や地域での子育て支援活動に繋げるための地域子育て教室を開催しています。
- ・ さらに子どもを核とした地域交流を促進するための地域の教育力向上支援事業や「親育ち」支援事業を実施することで、家庭教育の向上を図っています。

#### 【課題】

- ・ 魅力的な講座を実施し、より多く家族が参加できるよう取り組んでいく必要があります。

児童手当、子どもの医療費助成事業

#### 【取り組みと評価】

- ・ 中学校修了までの児童を養育している家族の生活の安定のために、児童手当の支給や子ども医療費の助成を行っています。

#### 【課題】

- ・ 対象児童数は年々増加しており、子育て家庭の経済的な生活の安定のため、今後も継続して実施していく必要があります。

子育て環境等の整備に対する支援

#### 【取り組みと評価】

- ・ 親子のふれあいやコミュニケーションの円滑化を図るため、親子ふれあい入浴券の配布や新生児・3歳児への絵本の贈呈を行っています。
- ・ また子育て家庭を地域で支援する子育てボランティア団体への育成支援を行うほか、乳幼児連れの保護者が容易に外出できるようあらかわベビーステーションの設置やあらかわ子育て応援店の認定など、安心して子育てができる環境の整備を支援してきました。
- ・ 図書館においても乳幼児から高齢者まで絵本や文学に親しみ、豊かな心を育むために読書環境の充実を図ってきました。平成29年3月にはゆいの森あらかわが開館し、おたのしみ会等の参加人数が増加しています。

#### 【課題】

- ・ 今後、事業の周知をさらに図り、親子で利用しやすい環境を整備していく必要があります。

子育て支援事業（ツインズサポート事業、ショートステイ事業）

#### 【取り組みと評価】

- ・ 多胎児を養育する家庭を支援するツインズサポート事業や保護者の疾病等により一時的に家庭で養育することが困難になった子どもを施設等で保護するショートステイ事業などを実施し、保護者の育児負担の軽減を図っています。
- ・ 平成28年3月から0・1歳の乳幼児ショートステイ事業を開始し、平成30年10月からは協力家庭によるショートステイ事業を開始しています。

### 【課題】

- ・ 子育て家庭が安心して子育てができるよう事業の周知と充実を図っていく必要があります。
- ・ 協力家庭によるショートステイ事業を実施することで、地域の中でよりショートステイが利用しやすくなるよう制度の拡充を図っていく必要があります。

### 今後の方向性

- ・ 子育て家庭のニーズに合ったサービスを紹介できる体制を整え、子育て家庭の育児負担の軽減を図っていきます。
- ・ 子育て家庭が地域で交流するほか、親子で外出する機会をつくるための取組を強化し、すべての子育て家庭が安心して育児ができ、子どもが健やかに成長できるよう支援していきます。

## **基本目標 2 地域力を活かし子どもが心豊かに成長できるまちづくり**

### **施策 2-1 幼児教育・保育の質の向上と充実**

#### 認可保育園の設置・運営

#### 【取り組みと評価】

- ・ 保育園については、待機児童対策が喫緊の課題です。待機児童数は、平成 26 年 4 月に 8 人となりましたが、その後利用希望者が増加し、平成 29 年 4 月に 181 人と最大の人数となりました。
- ・ 待機児童の解消に向け、新たな私立認可保育園を 19 園開設し、5 年間で保育定員を 927 人拡充したことにより、平成 31 年 4 月の待機児童数は 45 人に減少しました。
- ・ 令和元年度から区立園 5 園、私立園 21 園で 0 歳児の 11 時間保育を開始しました。

#### 【課題】

- ・ 就学前人口の動向や共働き世帯の増加、幼児教育・保育の無償化による保育需要の増加が見込まれることから、需要に基づいた定員拡大を前提にして、施設整備の検討を行っていく必要があります。
- ・ 保育の質の確保・向上に加え効率的・効果的な保育サービスの提供に向け、保育を取り巻く様々な課題への確に対応するため、各地域の保育施設同士の連携を図っていく必要があります。

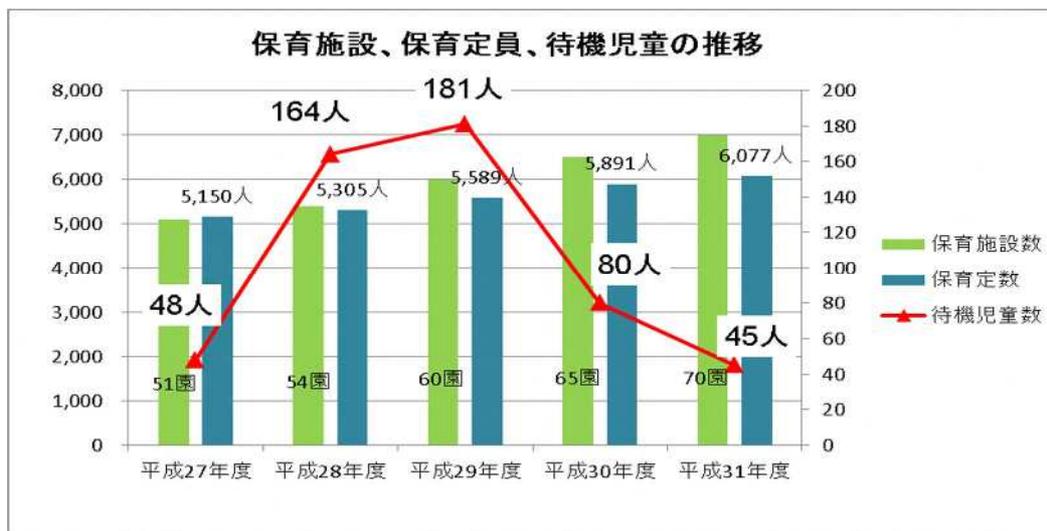
#### 認証保育所、家庭福祉員等

#### 【取り組みと評価】

- ・ 認証保育所、家庭福祉員等については、認可保育園の受け皿になっており、保護者の経済的負担を軽減するため、保育料補助を行っています。
- ・ 幼児教育・保育の無償化により、認証保育所等も無償化の対象施設になりました。

#### 【課題】

- ・ 認証保育所等における保育の質の向上を図っていく必要があります。



### 延長保育、病児・病後児保育事業

#### 【取り組みと評価】

- ・ 保護者の子育てや就労等を支援するため、延長保育や病児・病後児保育等を実施しています。
- ・ 延長保育事業は実施園を平成 27 年度の 39 園から令和元年度は 53 園と保育園の新設にあわせて増やし、病後児保育についても、平成 29 年度に新たに 1 園開設しました。

#### 【課題】

- ・ 保護者の就労状況等を勘案しながら、延長保育及び病児・病後児保育の充実を図っていく必要があります。

### 区立幼稚園、私立幼稚園等の運営

#### 【取り組みと評価】

- ・ 身近な地域で幼稚園を利用できるよう、私立幼稚園を誘致し、平成 29 年 4 月に町屋地域に友の季ひまわり幼稚園を開園しました。このことにより、区内私立幼稚園等に通う園児の比率が 50% を越えることとなりました。
- ・ 待機児童対策の観点から、平成 29 年度から長時間の預かり保育を私立幼稚園 2 園で開始しました。区立幼稚園においては令和元年度から預かり教育を 1 園でモデル実施しています。

#### 【課題】

- ・ 幼稚園利用者は減少傾向にあり、今後、各園における特色ある幼児教育の充実を図っていく必要があります。

### 多子世帯に対する負担軽減（幼児教育・保育の無償化）

#### 【取り組みと評価】

- ・ 令和元年 10 月開始の幼児教育・保育の無償化により、すべての 3～5 歳児と非課税世帯の 0～2 歳児の保育料を無償としたほか、区では給食費についても、新たな補助を開始しました。

#### 【課題】

- ・ 無償化を踏まえ、今後、さらなる幼児教育・保育の充実を図っていく必要があります。

## 今後の方向性

- ・ 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。幼児教育・保育の無償化が実施されたことを踏まえ、すべての子どもたちが適切に幼児教育を受けられるように教育環境の充実を図るとともに、保護者の就労を支援するために待機児童の解消を図っていきます。
- ・ 「未来に向けた保育施策のあり方」に沿って、全ての保育施設の連携・協力に向けて、これまでの連携体制に加え、拠点園を中心としたエリア単位で連携していく体制を構築していきます。
- ・ あわせて、公園や園庭等の相互利用など各地域の課題解決に向けた協議を行うネットワーク会議や、保育士等の資質・専門性向上に向けた公開保育・合同研修等の拠点園を中心とした取組を実施し、地域全体の保育サービスの充実に努めていきます。

### 施策 2-2 地域力を活用した在宅育児支援の充実

#### ファミリーサポートセンター事業

##### 【取り組みと評価】

- ・ 利用会員の子どもを協力会員の自宅等で預かることで保護者の育児と就労等を支援しています。
- ・ 利用会員の登録数は増加しており、需要拡大に対応するため、協力会員の確保のために養成講座等を実施してきました。

##### 【課題】

- ・ 多様化する保育需要に対応するため、協力会員の拡充などさらなる充実が必要です。

#### 一時保育事業（認可保育園、子育て交流サロン等）

##### 【取り組みと評価】

- ・ 保護者の冠婚葬祭への出席や学校行事の参加、育児疲れの解消等の理由で一時的に保育を必要とする場合に保育を行っています。
- ・ 平成 28 年度に一時保育の利用回数を月 10 日までに増やすなど充実を図っています。

##### 【課題】

- ・ 待機児童数が減少したことに伴い、一時保育の延べ利用者数は減少傾向にありますが、在宅育児家庭からは一定の高い利用ニーズがあり、充実を図っていく必要があります。

#### 子育て交流サロン事業、相談支援事業

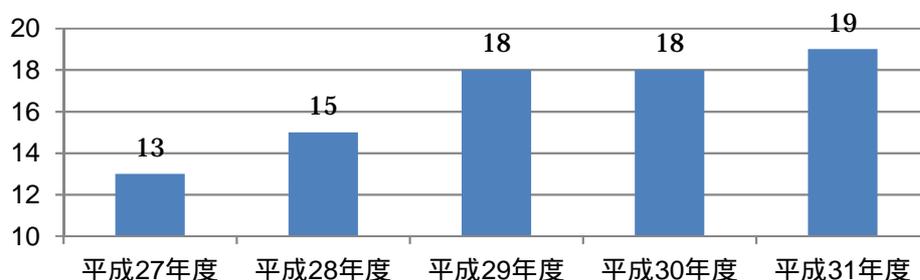
##### 【取り組みと評価】

- ・ 在宅で子育てしている保護者や子ども同士の繋がりを持つ場を提供することにより、保護者の育児不安や孤立化の解消を図るとともに、保護者同士の交流が図れる場所となっています。
- ・ 平成 28 年度に出張型サロン 2 か所を開設するほか、平成 29 年度にはゆいの森あらかわ子ども広場に子育て交流サロンを開設して 19 か所になるなど、地域の憩いの場となっています。
- ・ 子育てカウンセラーがひろば館、ふれあい館を巡回し、在宅育児家庭からの個別相談を受けているほか、ひろば館、ふれあい館で年齢別の乳幼児タイムなどを実施することにより、在宅育児家庭に地域の身近な居場所を提供しています。

【課題】

- ・ 子育て交流サロンやひろば館、ふれあい館では、引き続き在宅育児家庭への支援の充実を図っていくとともに、身近な相談場所としての役割を担っていくために、職員の相談対応力の向上を図っていく必要があります。

### 子育て交流サロン設置数



#### 産後支援ボランティア事業

【取り組みと評価】

- ・ 生後間もない子どもがいる家庭にボランティアが訪問し、家事等を支援しています。出産直後の子育て支援のニーズは高く、利用者は増加傾向にあります。

【課題】

- ・ 事業を実施する団体に適正な補助を行い、産後の育児負担の軽減を図っていく必要があります。

#### 地域子育て見守り事業

【取り組みと評価】

- ・ 在宅育児家庭が孤立しないよう、地域の民生・児童委員により地域子育て見守り事業（キッズクーポンの配布）を行っています。
- ・ 在宅育児家庭が年々減少傾向にあり、キッズクーポンの配布数も減少しています。

【課題】

- ・ 地域で在宅育児家庭を見守り、応援するため、引き続き事業を実施していく必要があります。

#### 子どもの居場所づくり及び子ども食堂事業

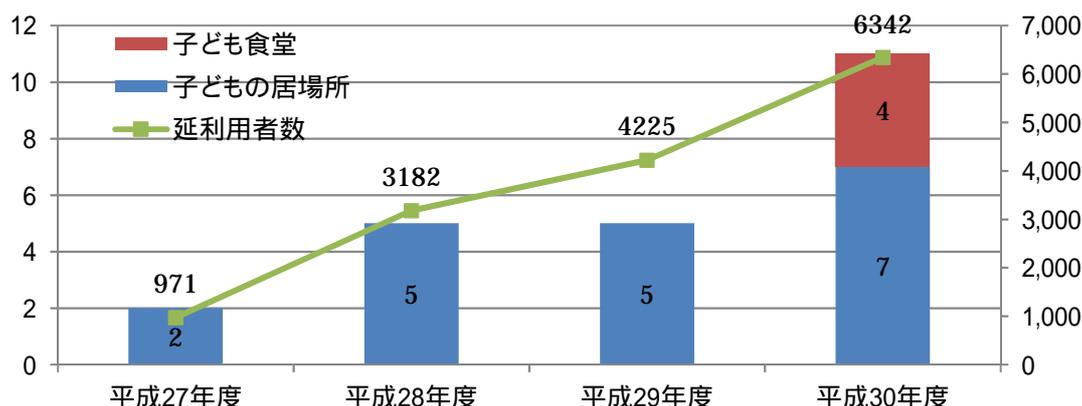
【取り組みと評価】

- ・ 平成 27 年度に地域のボランティアが中心となって子ども居場所を開設し、平成 30 年度には子どもの居場所及び子ども食堂を区内 11 か所で開催しています。令和元年度にはさらに 2 か所の子ども食堂の開設が予定されています。
- ・ 平成 29 年度に実施団体とその援助者等から構成されるあらかわ子ども応援ネットワークが結成され、ボランティア募集や食材提供の窓口、情報交換等を応援ネットワークが担っています。

【課題】

- ・ 今後、子どもの居場所等は子どもの貧困対策として取り組み、子どもが貧困状態に至る前段階での SOS を早期に発見し支援に繋ぐなど、関係各課との連携の強化を図っていくことが必要です。

## 子どもの居場所・子ども食堂



### 今後の方向性

- ・ 核家族化が進む中、身近に相談できる人がいないことで地域から孤立してしまう家庭がないよう、身近な地域で参加できる場を増やしていきます。
- ・ 地域の力を活かして社会全体で見守り、支える体制を推進していきます。

## 基本目標3 明日を担う子どもの生きる力を育むまちづくり

### 施策3-1 放課後児童に対する支援

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）、放課後子ども教室事業（にこにこすくーる）、総合的な放課後児童事業（放課後子ども総合プラン）

#### 【取り組みと評価】

- ・ 学童クラブについては、学齢児童数の増加等により、平成30年度に汐入東小学童クラブを開設し、令和2年度に尾久小学童クラブの開設を予定しています。
- ・ にこにこすくーるについては、平成28年度から区立小学校24校全校で実施しています。
- ・ 放課後子ども総合プランについては、学童クラブとにこにこすくーるを同一小学校内で設置している場合に、効率的・効果的に運営できるよう一体型で整備しています。
- ・ 平成28年度から総合プランを本格実施し、学童クラブの施設等に伴い、実施校数を増やしています。

#### 【課題】

- ・ 新設や拡張、定員の見直し等により供給体制の確保を図っていく必要があります。
- ・ また、学童クラブの整備に合わせて、総合的な放課後児童事業の充実を図っていく必要があります。

ひろば館、ふれあい館における児童事業

#### 【取り組みと評価】

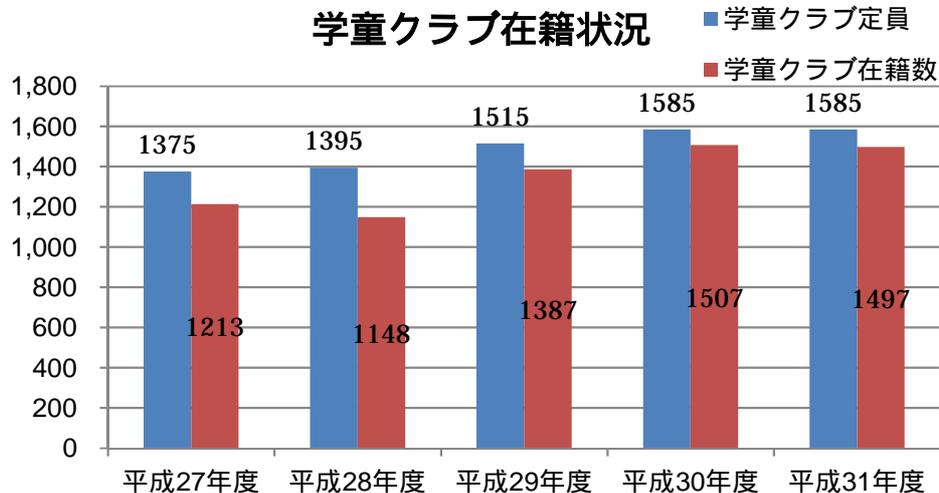
- ・ サークル活動や検定遊び等の館内活動を通じ、異学年交流や地域との交流を図っています。

#### 【課題】

- ・ 高校生以上の若者を対象にした事業についても拡充を図っていく必要があります。

## 今後の方向性

- ・ 学童クラブの需要が増加傾向にある地域においては、学童クラブ等の整備を進め、供給体制の確保を図っていきます。また、学校と連携し、安全・安心な場で多くの子どもたちが活動できる居場所を提供していきます。
- ・ 中・高校生などの若者の居場所づくりについて拡充を図っていく必要があります。



## 施策 3-2 就学児の義務教育時間外の活動・支援

### スクールソーシャルワーカーの配置

#### 【取り組みと評価】

- ・ 学校や家庭での継続的な課題を抱える児童生徒の状況を把握するため、スクールソーシャルワーカーを配置し、地域の相談機関と連携し課題の解決に取り組んでいます。
- ・ スクールソーシャルワーカー1人あたりの相談件数は概ね横ばいの傾向にありますが、相談内容の困難度は年々高くなっています。

#### 【課題】

- ・ 今後、子ども家庭総合センターとの連携を強化するために、専門的な人材を育成していく必要があります。

### あらかわ寺子屋

#### 【取り組みと評価】

- ・ 学校ごとに児童・生徒の学習状況に合わせた学習内容や時間等を企画し、補充学習指導員や教員志望の学生を活用して進めています。令和元年度にモデル校において委託で実施しています。

#### 【課題】

- ・ 年間を通じた指導員の確保が課題であり、今後、モデル校での委託実施の検証を行い、事業の継続を図っていく必要があります。

### 自然まるかじり体験塾

#### 【取り組みと評価】

- ・ 農業・漁業体験を通して、自然の恵みや食物の大切さを学んでいます。

#### 【課題】

- ・ 受け入れ先の農家の高齢化等の課題がありますが、引き続き実施できるよう受け入れ農家の確保に努めていく必要があります。

## 今後の方向性

- ・ 家庭及び学校と密接に連携を図り、子どもたちの心身の健全な育成を図っていきます。
- ・ 自然とのふれあいや様々な体験など、子どもが積極的に社会に参加できる機会の拡充を図っていきます。

## 基本目標 4 安心とゆとりを持てる子育て支援の体制づくり

### 施策 4-1 児童虐待防止を図るための取組

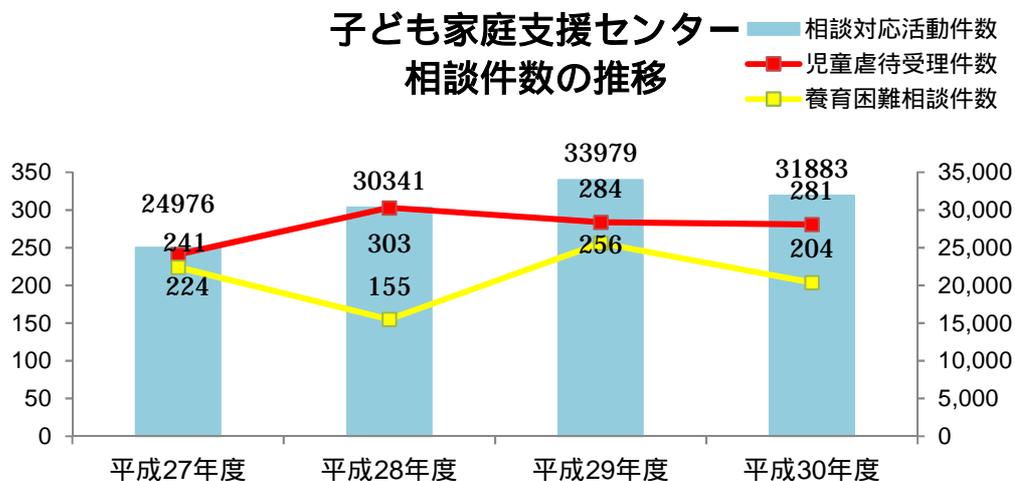
#### 要保護児童対策地域協議会

##### 【取り組みと評価】

- ・ 要保護児童の早期発見、早期対応のため、関係機関との緊密な連携をとり、情報や支援内容を共有し、要保護児童の支援を行っています。
- ・ 子ども家庭支援センターの相談件数は年間3万件を越えており、児童虐待受理件数は平成28年度に303件となりましたが、平成30年度には281件となっています。
- ・ また特定妊婦への支援や養育支援訪問事業、安心子育て支援事業など養育支援が必要な家庭に対して、育児・家事の援助を訪問により実施し、養育上の課題の解消を図っています。

##### 【課題】

- ・ 子ども家庭総合センターの開設に伴い、協議会の調整機関として関係機関との一層の連携強化を図っていくとともに、子育て世代包括支援センター事業との連携も強化していく必要があります。



#### 児童相談所の開設に向けた取組

##### 【取り組みと評価】

- ・ 児童福祉法の改正により、特別区においても児童相談所を設置できることになり、区では令和2年度の開設に向け、建設工事に着手したほか、他自治体に職員を派遣し人材の育成を図っています。

##### 【課題】

- ・ 様々な理由で親と離れて暮らさざるを得ない子どもの生活の場の確保や地域の里親への支援及び子どものケアの充実のため、区内に児童養護施設の誘致を図っていく必要があります。

## 今後の方向性

- ・ 子ども家庭支援センターと児童相談所の両機能を併せ持つ「子ども家庭総合センター」を開設し、要保護児童等の適切な保護、支援を行うとともに、児童の安定した養育環境を確保し、子どもを護る体制を整備していきます。

## 施策 4・2 子どもの貧困に対する取組

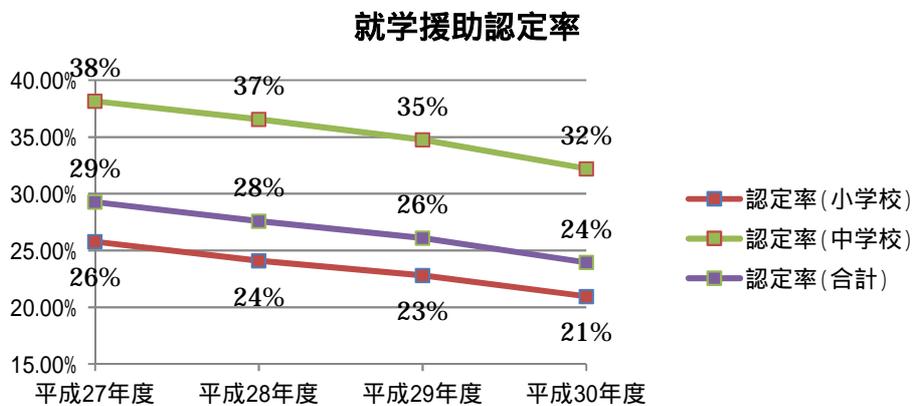
### 就学援助

#### 【取り組みと評価】

- ・ 区立小中学生の保護者のうち、生活保護受給者またはそれに準ずる者を対象に学用品及び学校給食費等を支給することで、経済的な理由によらず就学の機会を確保しています。
- ・ 平成 29 年度から中学校の入学準備金を入学前に支給し、平成 30 年度からは小学校における入学準備金を入学前に支給するなど保護者の負担軽減を図っています。

#### 【課題】

- ・ 生活保護の基準見直しの影響が就学援助に及ばないように、引き続き就学援助の適正な運営に努めていきます。



### 荒川区の奨学金支援制度

#### 【取り組みと評価】

- ・ 平成 29 年度から保育士奨学金支援制度を設け、保育士を目指す方のための返済免除型奨学資金貸付事業や奨学金を利用して保育士資格を取得し、区内私立保育園等に保育士として勤務する方のための返済支援型奨学金支援事業を実施しています。
- ・ 高校に進学する際の奨学資金貸付事業においても、返済免除の規定を設け、高校進学に対する経済的負担の軽減を図っています。

#### 【課題】

- ・ 保育士奨学金支援制度を周知し、引き続き、保育士の人材確保、離職防止を図っていく必要があります。

### 学習支援事業、次世代育成支援事業

#### 【取り組みと評価】

- ・ 子どもたちが自由に学習できる環境を整えるとともに、指導員等を配置して子どもたちの個別相談や学習指導を行うことで、基本的な学習内容の習得や学習意欲の向上を支援しています。
- ・ 学習支援事業は 1 か所での実施のため、平均利用人数が横ばいとなっています。
- ・ 次世代育成支援事業を活用した生活保護受給世帯の子どもの高校進学率は 100% となっています。

### 【課題】

- ・ 学習支援事業においては、利用対象者の年齢範囲の拡大などを検討する必要があります。
- ・ 今後、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象に、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や進路選択、将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行っていく必要があります。

### 今後の方向性

- ・ 将来の貧困を予防する観点から、高校中退を防止するための支援や中退後の継続的な支援を検討していきます。

## 施策 4・3 ひとり親家庭に対する支援

### ひとり親家庭相談、就労支援

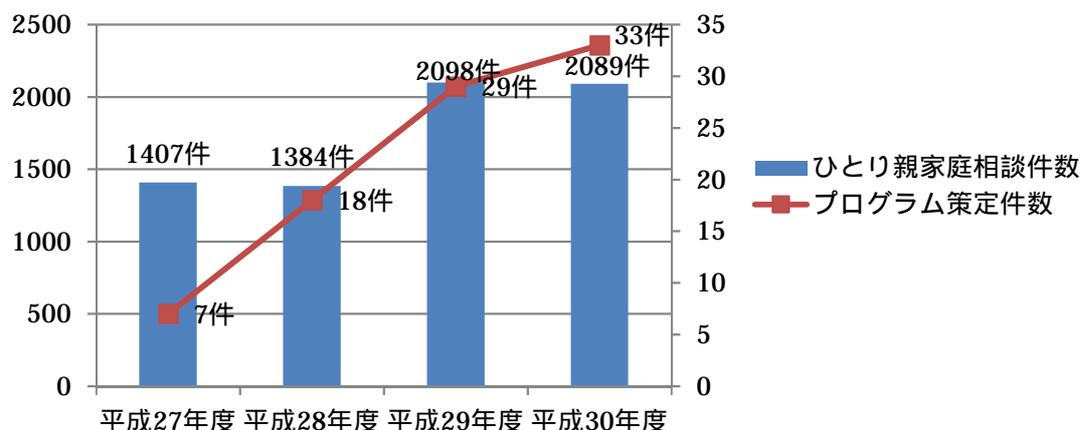
#### 【取り組みと評価】

- ・ 就労や住宅困窮など様々な相談に応じるとともに、ひとり親家庭を支援するためのサービスにつなげています。
- ・ 平成 29 年度から母子・父子自立支援員を増員し、8 月の児童扶養手当の現況届提出時期に合わせて相談支援を集中的に行ったことで、相談件数が平成 28 年度の 1,384 件から平成 29 年度の 2,098 件と大幅に増加しました。
- ・ 就業支援については、ひとり親自立支援プログラム策定員が個々の状況の応じたプログラムを策定し、資格取得に向けての講座受講料を助成する教育訓練給付金や訓練期間の生活費を補助するための江東職業訓練給付金を支給することで、自立の促進を図っています。
- ・ プログラム策定件数も平成 28 年度の 18 件から平成 29 年度の 29 件、平成 30 年度の 33 件と増加しました。

#### 【課題】

- ・ ひとり親家庭の自立の促進に向け、事業の周知を図っていく必要があります。

### ひとり親女性相談件数及びプログラム策定件数



### ひとり親家庭等への手当、医療費助成

#### 【取り組みと評価】

- ・ 児童扶養手当、児童育成手当の支給及び医療費の助成を行い、生活の安定と自立促進を図っています。

#### 【課題】

- ・ 手当等の受給者数は減少傾向にありますが、ひとり親家庭等の生活の安定を図るためには必要であり、今後も継続していくことが必要です。

#### ひとり親家庭支援事業

#### 【取り組みと評価】

- ・ 休養ホーム事業では低廉な価格で休養やレクリエーションが利用できるよう利用料を助成しています。
- ・ サポート事業では仕事を休むことが経済的に厳しいひとり親に替わり、ヘルパー等が家事や育児をサポートしています。

#### 【課題】

- ・ 荒川遊園や総合スポーツセンターが改修工事により休止しているため、休養ホームの利用施設が減少しています。
- ・ ひとり親家庭のニーズを聞きながら、引き続き利用しやすい方法などを検討していく必要があります。

#### 今後の方向性

- ・ ひとり親家庭の住宅に関する相談が多く、安定した生活を送るためには、住宅の確保が課題であり、住宅支援について様々な方法を検討していきます。
- ・ 今後もひとり親家庭への支援が行き届くよう、就労支援も含めた各事業の周知を図っていきます。

### 施策 4-4 特別な支援を必要とする子どもの育成に対する支援

#### 留守番看護師派遣事業、緊急一時保護事業

#### 【取り組みと評価】

- ・ 在宅で常時医療行為が必要な重症心身障がい児等の自宅へ看護師を派遣して、不在の家族の代わりに看護を行うことで、家庭で生活する重症心身障がい児と常に介護をしている家族の安定した地域生活を支援しています。
- ・ また保護者による介護が困難になった場合に、保護者の代わりに施設で一時的に就学年齢以上の心身障がい児の介護を行っています。
- ・ 緊急一時保護事業においては、施設の老朽化に伴い、区立施設での実施は平成 28 年度をもって終了し、民設民営のグループホームひぐらしにおいて事業を実施しています。

#### 【課題】

- ・ 事業を実施する事業者や居宅介護事業者、訪問介護支援員との連携を図るとともに、事業周知に取り組んでいく必要があります。また関係機関への緊急時の連絡体制の構築を図っていく必要があります。

#### たんぽぽセンターにおける児童発達支援

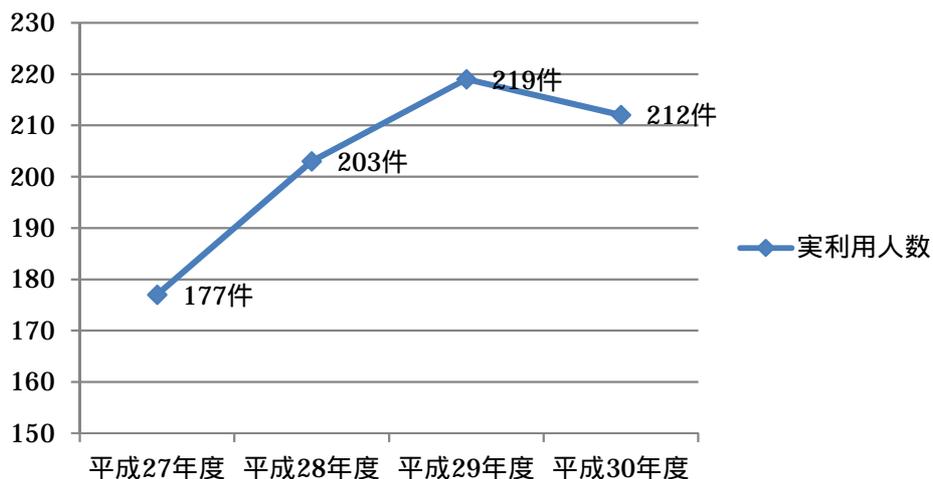
#### 【取り組みと評価】

- ・ 身体に障がいのある乳幼児や発達に遅れや偏りのある乳幼児に早期に適切な療育を行うことで、心身の発達を支援するとともに、保護者や家族の理解を深めることで適切な子育てができるように支援しています。
- ・ 特別な支援を必要とする保育園児や幼稚園児等が増えており、園訪問や電話での支援を行っています。

### 【課題】

- ・ 小集団療育クラス待機児に対して、月1回の頻度で相談会を開催し、利用の幅を広げる必要があります。
- ・ 発達障がいのある子どもがより適した教育環境で成長できるよう、発達障がいの症状等について、周囲の関係者の理解を促すとともに、切れ目なく支援できるよう健康部や子ども家庭部、教育委員会などの関係部署と連携していく必要があります。
- ・ 成長段階において、子ども本人や家族だけでは解決できない困難な状況に陥った場合に、早期に抱えている困難を解決、または提言するよう支援していく必要があります。

### たんぼぼセンターにおける児童発達支援



### 日中一時支援事業、ショートステイ事業

#### 【取り組みと評価】

- ・ 身体障害者手帳または愛の手帳所持者に特別支援学級等の下校後の活動場所を確保するとともに、社会生活に適應するための日常生活訓練や見守りを行っています。
- ・ ショートステイ事業を障がい者地域生活支援施設スクラムあらかわで実施し、家族の負担軽減と利用者の自立を図っています。

#### 【課題】

- ・ 就労している保護者が増えており、日中一時支援事業の必要性が高まっています。重度障がい児の居場所を継続的に確保するため、事業者への適正な支援が必要です。

### 就学相談

#### 【取り組みと評価】

- ・ 保護者と教育専門家等が特別な支援を必要とする子どもの可能性を十分発揮できるように、適切な教育の場について相談しています。
- ・ 相談にあたっては、子どもの状況を十分に把握するため、関係機関と連携し、情報を共有するとともに、医師や臨床発達心理士と一緒に適切な判断を行っています。

#### 【課題】

- ・ 保護者や保育・教育関係者の障がいや特別支援教育に対する理解の深まり等により就学相談件数は年々増加傾向にあり、支援体制の充実が必要です。

### 今後の方向性

- ・ たんぼぼセンターにおいては、児童発達支援センターへと充実する検討を進め、あわせて地域の中核的な療育施設としての役割を担うべく、質の向上に努めていきます。

## 施策 4・5 女性の就労や生活に対する支援

### 女性の就労支援のための取組

#### 【取り組みと評価】

- ・ 仕事と子育ての両立や社会保険等の基礎知識を学ぶために女性向けの就労支援セミナーを実施しています。平成 27 年度より子育て女性のおしごと相談デスクを設置しています。
- ・ セミナー参加者は横ばいですが、キャリアアップ講座や子育て中の母親を対象としたパソコン講座は参加者が増加傾向にあります。

#### 【課題】

- ・ 女性の年齢別労働力率は、結婚、出産、育児にあたる年齢で一旦低下する M 字カーブが描かれていますが、国勢調査を経年で比較すると、M 字の谷が浅くなっています。
- ・ 区のニーズ調査結果では、女性の就労率は前回調査と比較する高くなっており、子育てしやすい社会を実現するためには、仕事と生活の調和が必要です。

### 男女共同参画啓発・相談事業

#### 【取り組みと評価】

- ・ 女性の社会的地位の向上及び社会参画をさらに促進するため、荒川区配偶者暴力相談支援地域協議会、こころと生き方・DV 何でも相談、デート DV 講座、男女共同参画推進講座を実施しています。
- ・ 平成 28 年 3 月に女性の活躍推進計画を含んだ荒川区男女共同参画社会推進計画を改定し、男女平等推進センターを拠点に、情報の発信や学習機会の提供、区民からの相談を行っています。
- ・ 相談件数は平成 27 年度の 303 件から平成 30 年は 351 件と増加しています。

#### 【課題】

- ・ 関係機関との連携セミナーも開催回数が増えており、さらなる取組の促進が必要です。
- ・ 当事者となりうる対象に向けた講座だけでなく、DV 被害者を支援する支援者養成講座を出前方式で実施し、地域団体へ DV 被害者支援の仕組みを広げていく必要があります。

### 今後の方向性

- ・ 男女が活動しやすい環境を整備し、一人ひとりが年齢や性別に関わらずやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに健康を維持し、趣味、学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を図っていきます。

## 第2節 第2期計画の推進に向けて

### 第2期荒川区子ども・子育て支援計画の方向性

子育て家庭が安心して子どもを産み、育てられるまちの実現を目指し、保育園の新設や保育定員の拡大を図るほか、在宅育児家庭を支える一時保育や子育て交流サロンの増設など保育サービスの充実に努めてきました。引き続き、待機児童の解消に努めるとともに様々な保育ニーズへの対応を図るため、保育施設が在宅育児家庭を含むすべての子育て世代が悩みや不安を気軽に相談することができる地域の子育て拠点として機能するよう整備を図っていきます。

核家族化や地域コミュニティの希薄化など子どもと家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子どもと家庭に関する相談が増加するとともに、その内容も複雑化し困難さを増しており、子どもを護るための児童相談体制のより一層の充実が喫緊の課題になっています。区では、これまでの取組の上に、子どもと家庭の状況を見極める専門的な視点と予防的対応の充実に図り、児童相談所の設置と子どもに関わる各種事業、各種機関の連携強化を車の両輪として進める「新しい児童相談体制」を構築することとしています。

令和2年4月の荒川区子ども家庭総合センター（区児童相談所）の設置とともに、児童虐待の予防と子どもの権利擁護に重点的に取り組むため、第2期計画では新たに目標を設定し、関連事業の体系的な推進に取り組んでいきます。

また、家庭養育の推進や児童養護施設の誘致など社会的養護体制の充実に努めていきます。

子どもの貧困対策について、区では国に先駆けて、リスクを持った世帯のシグナルを早期に発見し、支援に繋げるよう地域と一緒に子どもの居場所事業などに取り組んできました。令和元年5月12日に可決した改正子どもの貧困対策推進法では、区にも計画策定の努力義務が課せられたことを踏まえ、第2期計画に「子どもの貧困対策計画」を包含し、子どもの生活及びその取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

発達障がいや発達に課題がある子どもへの支援については、ゆりかごプランや1歳6か月健診、3歳児健診を活用し、早期発見するとともに、関係各課や保育園・幼稚園・小学校等で情報共有・連携し、ライフステージに応じた支援を継続していく具体的な方策を検討していきます。

児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子ども・若者をめぐる環境の悪化やニートやひきこもり、不登校、発達障がいなど子ども・若者の抱える問題が深刻化しています。子どもが生まれてから大人になるまでのライフサイクルを見通し、区はもとより、家庭、学校、地域が一体となって、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援を重層的に行う必要があることから、第2期計画においては、子ども・若者育成支援の取組を盛り込み、「子ども・若者育成支援計画」を包含した計画とし、18歳以上の若者も対象として施策を推進していきます。

## 第4章 第2期荒川区子ども・子育て支援計画

### 第1節 基本理念

この計画は、未来の主演である子ども・若者が、心身ともに健やかに成長し、自立することを応援するための計画です。

未来を担う子どもたちは、人と人を結ぶかけがえのない存在であり、その成長していく輝きは次代への希望のひかりです。そのため、すべての家庭で、子育ての第一義的責任を持つ保護者が、必要な支援を受け、子どもを生み育てる喜びと楽しさを感じながら、安心して子育てをすることができるとともに、すべての子ども・若者が、ひとりの人間としてその意見が尊重され、健康的に、のびのびと、心豊かに学び育つことができる環境があり、それらをまちぐるみで支援することが必要です。

区民・地域・区が協力し合い、地域の宝である子ども・若者の成長を温かく見守り、その生きる力を応援するまちづくりを進めます。

そのため、本計画においては、引き続き「みんなで支え合い未来への夢と希望に満ちあふれた子どもたちの笑顔でいっぱいのもち あらかわ」を計画の基本理念に掲げるものとします。

**みんなで支え合い未来への夢と希望に満ちあふれた子どもたちの  
笑顔でいっぱいのもち あらかわ**

### 第2節 計画策定にあたっての基本目標

計画の策定にあたり、第2章で示した現状及び第3章の第1期計画の評価と今後の方向性を踏まえ、本計画においては、区児童相談所を設置し、総合的な児童相談行政を区が担い、地域全体で切れ目ない一貫した相談・支援を行うことから、7つの基本目標を設定し、施策の展開を図っていきます。

#### **基本目標1 妊娠期からの切れ目ない支援強化による養育環境の整備と生涯を通じた健康づくり**

子育て世代包括支援センター機能整備により、妊産婦や子育て家庭に寄り添った切れ目ない支援を行う仕組みを強化し、養育環境を整えます。

妊娠期を、生涯を通じた健康づくりの起点と捉え、子育て家庭全体の健康づくりを進めます。

#### **基本目標2 児童虐待の予防と子どもの権利擁護**

妊娠、出産、子育てにかかる父母の不安感や負担感が増している中で、そのような育児不安を抱え込むことは、虐待のリスクを高めることにもつながります。

妊産婦や子育て家庭に寄り添いながら切れ目なく支える仕組みを身近な場から充実します。

### 基本目標3 子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、親子の愛着形成や、子どもの発育・発達を促すための支援を行います。

### 基本目標4 子どもの生きる力と活動の支援

地域の中で、子どもが安心して過ごすことができる場所や、本来持っている力を存分に発揮し活躍できる場と機会を拡充するとともに、地域での活動に参加することを通じて、多世代と交流する機会を充実します。

地域社会の担い手の一員としての活動や多世代交流の体験を通じて、社会性、主体性、協調性などの生きる力を育むことを地域とともに支えます。

子どもの頃から地域で活動することや、地域との関わりをもつことで、地域に対する愛着を培い、地域社会で若者、大人、親へと成長し、地域の子どもの活動を支える立場として関わりを継続・循環していくことができる環境を整えます。

### 基本目標5 支援が必要な子ども・家庭への支援

支援を必要とする子どもたちが地域社会で健やかに成長するには、子どものライフステージにあわせて、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが不可欠です。

子育て家庭が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

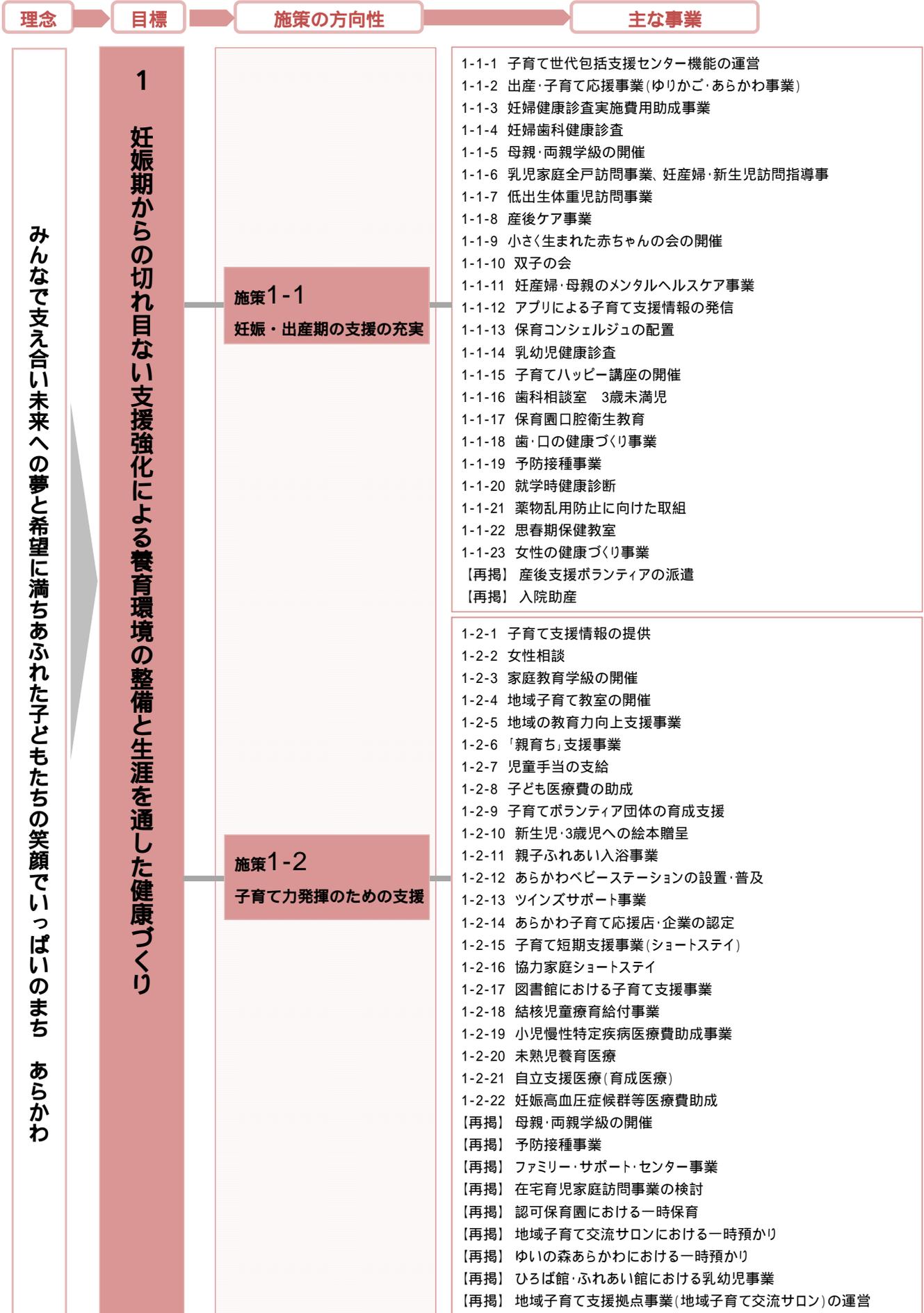
### 基本目標6 困難を抱える若者とその家族への支援

すべての子ども・若者は、年齢を重ねるごとに様々な課題を克服しながら成長していきます。しかし、個々の子ども・若者を取り巻く生活環境は異なり、それぞれの成長段階で本人やその家族だけでは解決できない困難な状況もあります。すべての子ども・若者が抱える抱えやすい困難を解決・低減することで、健やかに成長し、社会的自立をし、早期に社会の一員として活躍できるよう、様々な機関と連携を図ります。

### 基本目標7 社会の一員として地域に貢献できる環境づくり

子育てしやすい社会を実現するためには、働き方の見直しによる仕事と生活の調和が不可欠です。子育て家庭、事業主、労働者、地域住民への働きかけを行い、すべての人がワーク・ライフ・バランスを享受することにより、多様な生き方を実現できる環境づくりを推進します。

# 第3節 体系図



みんなで支え合い未来への夢と希望に満ちあふれた子どもたちの笑顔でいっぱいのもち あらかわ

2

児童虐待の予防と子どもの権利擁護

**施策2-1**  
児童相談体制の充実による虐待防止

- 2-1-1 要保護児童対策地域協議会の運営
- 2-1-2 特定妊婦への支援
- 2-1-3 養育支援訪問事業
- 2-1-4 安心子育て訪問事業
- 2-1-5 要保護児童対策事業
- 2-1-6 あらかわキッズ・マザーズコール24
- 2-1-7 荒川区子どもの悩み110番
- 2-1-8 子ども家庭総合センターにおける相談
- [再掲] 子育て世代包括支援センター機能の運営
- [再掲] 出産・子育て応援事業(ゆりかご・あらかわ事業)
- [再掲] 妊産婦・母親のメンタルヘルスケア事業
- [再掲] 乳幼児健康診査
- [再掲] スクールソーシャルワーカーの配置
- [再掲] 子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業
- [再掲] ひとり親家庭相談
- [再掲] 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- [再掲] 子育て支援カウンセラーによる相談支援
- [再掲] ひろば館・ふれあい館における乳幼児事業
- [再掲] 地域子育て支援拠点事業(地域子育て交流サロン)の運営
- [再掲] 産後支援ボランティアの派遣
- [再掲] 地域子育て見守り事業(キッズクーポン)
- [再掲] 障がい児のショートステイ事業

**施策2-2**  
子どもの権利擁護・意識の醸成

- 2-2-1 子どもの権利擁護事業
- 2-2-2 人権教育の推進
- 2-2-3 情報モラルの推進
- 2-2-4 子どもの権利についての周知

3

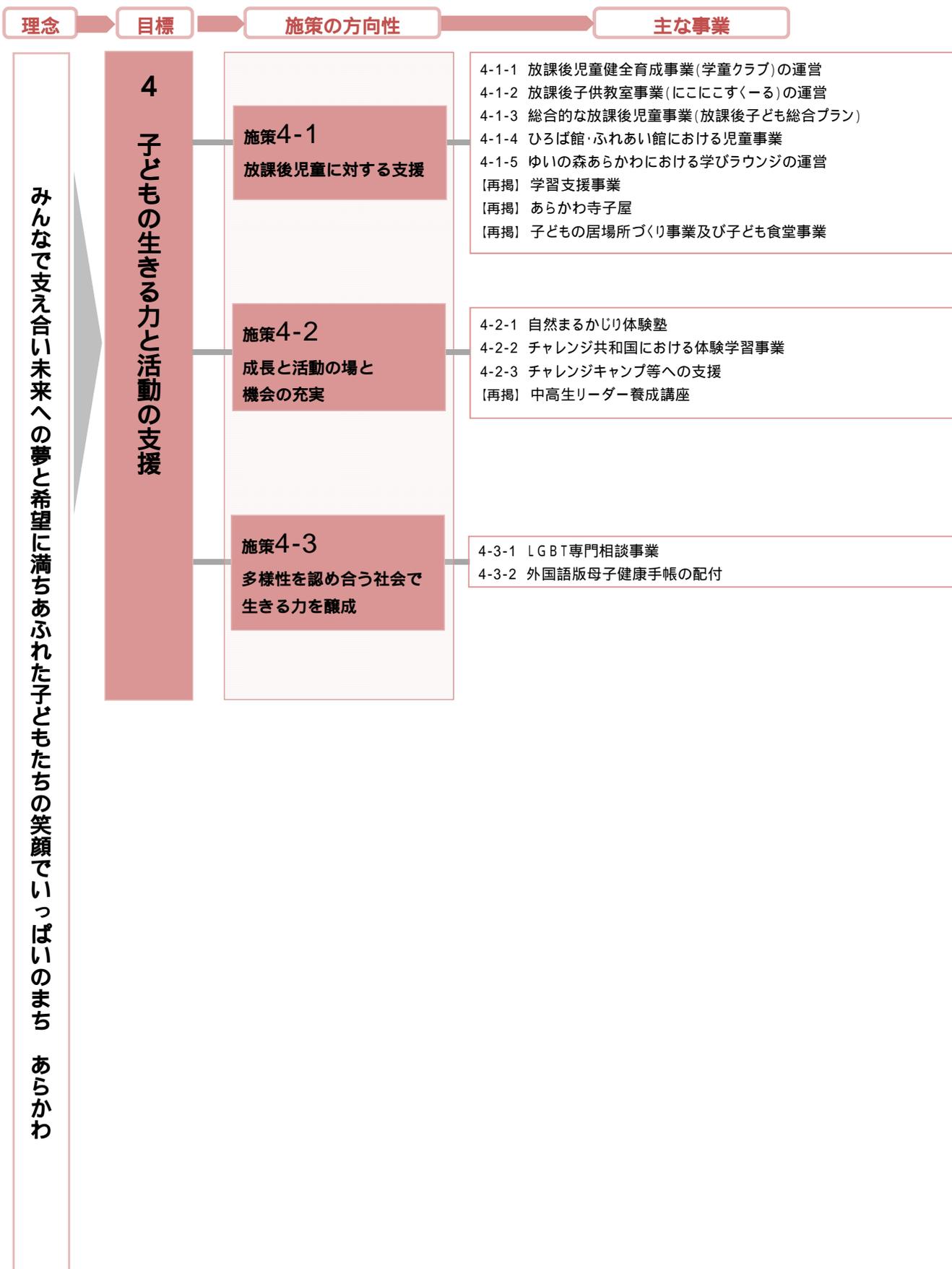
子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上

**施策3-1**  
幼児教育・保育の充実と質の向上

- 3-1-1 認可保育園の設置・運営(拠点圏)
- 3-1-2 保育施設の連携体制強化に向けた取組
- 3-1-3 東京都認証保育所の設置・運営
- 3-1-4 認証保育所等の保育料等補助
- 3-1-5 家庭福祉員等事業
- 3-1-6 延長保育事業
- 3-1-7 病児・病後児保育事業
- 3-1-8 区立幼稚園等の運営
- 3-1-9 私立幼稚園等に対する運営支援
- 3-1-10 私立幼稚園等における預かり保育への支援
- 3-1-11 私立幼稚園等保護者に対する助成
- 3-1-12 幼児教育・保育の無償化
- 3-1-13 幼児教育・保育の指導及び質の向上
- 3-1-14 保育士・幼稚園教諭の確保(宿舍借上げ支援事業を含む)
- 3-1-15 定期利用保育事業

**施策3-2**  
在宅育児家庭に対する支援の充実

- 3-2-1 ファミリー・サポート・センター事業
- 3-2-2 在宅育児家庭訪問事業の検討
- 3-2-3 子育て支援カウンセラーによる相談支援
- 3-2-4 認可保育園における一時保育
- 3-2-5 地域子育て交流サロンにおける一時預かり
- 3-2-6 ゆいの森あらかわにおける一時預かり
- 3-2-7 ひろば館・ふれあい館における乳幼児事業
- 3-2-8 地域子育て支援拠点事業(地域子育て交流サロン)の運営
- 3-2-9 産後支援ボランティアの派遣
- 3-2-10 地域子育て見守り事業(キッズクーポン)
- [再掲] アプリによる子育て支援情報の発信
- [再掲] 地域子育て教室の開催
- [再掲] 地域の教育力向上支援事業
- [再掲] 「親育ち」支援事業
- [再掲] 子育てボランティア団体の育成支援
- [再掲] 新生児・3歳児への絵本贈呈
- [再掲] 親子ふれあい入浴事業
- [再掲] あらかわベビーステーションの設置・普及
- [再掲] ツインズサポート事業
- [再掲] あらかわ子育て応援店・企業の認定



みんなで支え合い未来への夢と希望に満ちあふれた子どもたちの笑顔でいっぱいのもち あらかわ

5

支援が必要な子ども・家庭への支援

施策5-1  
子どもの貧困対策の推進

- 5-1-1 入院助産
- 5-1-2 家庭相談
- 5-1-3 認可保育園における子どもの貧困対策の取組
- 5-1-4 就学援助
- 5-1-5 スクールソーシャルワーカーの配置
- 5-1-6 学習支援事業(学びサポートあらかわ)
- 5-1-7 あらかわ寺子屋
- 5-1-8 荒川区の奨学金事業
- 5-1-9 次世代育成支援事業(学習環境整備支援)
- 5-1-10 子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業
- 〔再掲〕 児童手当の支給
- 〔再掲〕 子ども医療費の助成
- 〔再掲〕 要保護児童対策地域協議会の運営
- 〔再掲〕 特定妊婦への支援
- 〔再掲〕 養育支援訪問事業
- 〔再掲〕 要保護児童対策事業
- 〔再掲〕 子ども家庭総合センターにおける相談
- 〔再掲〕 ひとり親家庭相談
- 〔再掲〕 ひとり親家庭等への手当支給
- 〔再掲〕 ひとり親家庭医療費の助成
- 〔再掲〕 ひとり親家庭の就業支援
- 〔再掲〕 ひとり親家庭の居住支援事業
- 〔再掲〕 ひとり親家庭の親の学び直し支援事業
- 〔再掲〕 ひとり親家庭休養ホーム事業
- 〔再掲〕 ひとり親家庭サポート事業
- 〔再掲〕 東京都母子及び父子福祉資金の貸付

施策5-2  
社会的養護体制の充実

- 5-2-1 家庭養育の推進
- 5-2-2 児童養護施設の誘致
- 5-2-3 施設等退所後の自立支援

施策5-3  
ひとり親家庭の自立支援の推進

- 5-3-1 ひとり親家庭相談
- 5-3-2 ひとり親家庭等への手当支給
- 5-3-3 ひとり親家庭医療費の助成
- 5-3-4 ひとり親家庭の就業支援
- 5-3-5 ひとり親家庭の居住支援事業
- 5-3-6 ひとり親家庭の親の学び直し支援事業
- 5-3-7 ひとり親家庭休養ホーム事業
- 5-3-8 ひとり親家庭サポート事業
- 5-3-9 東京都母子及び父子福祉資金の貸付
- 〔再掲〕 女性相談
- 〔再掲〕 産後支援ボランティアの派遣
- 〔再掲〕 子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業
- 〔再掲〕 家庭相談
- 〔再掲〕 認可保育園における子どもの貧困対策の取組
- 〔再掲〕 就学援助
- 〔再掲〕 女性の就労支援のための取組
- 〔再掲〕 男女共同参画啓発・相談事業

施策5-4  
特別な支援を必要とする子どもと若者への支援

- 5-4-1 留守番看護師の派遣
- 5-4-2 障がい児者の緊急一時保護事業
- 5-4-3 発達障がいに関する取組
- 5-4-4 たんぼセンターにおける児童発達の支援
- 5-4-5 認可保育園における児童発達の支援
- 5-4-6 障がい児の移動支援
- 5-4-7 障がい児の日中一時支援事業
- 5-4-8 障がい児のショートステイ事業
- 5-4-9 就学相談
- 5-4-10 経過観察健診(心理・運動発達)
- 5-4-11 医療的ケア児への保育支援

みんなで支え合い未来への夢と希望に満ちあふれた子どもたちの笑顔でいっぱいのもち あらかわ

## 6 困難を抱える若者とその家族への支援

**施策6-1**  
中途退学・若者無業者  
(ニート)・ひきこもり対策

- 6-1-1 わかもの就労サポートデスク
- 6-1-2 若者向け就労支援セミナー
- 6-1-3 若者無業者就業促進事業
- 6-1-4 こころの健康相談
- 6-1-5 ひきこもり対策
- 6-1-6 子ども・若者応援プロジェクト
- 6-1-7 若者の居場所事業の検討
- 【再掲】 スクールソーシャルワーカーの配置
- 【再掲】 次世代育成支援事業(学習環境整備支援)
- 【再掲】 子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業
- 【再掲】 女性の就労支援のための取組
- 【再掲】 発達障がいに関する取組

**施策6-2**  
子どもの非行・犯罪防止

- 6-2-1 青少年育成地区委員会連絡協議会
- 6-2-2 社会を明るくする運動
- 【再掲】 薬物乱用防止に向けた取組
- 【再掲】 思春期保健教室

**施策6-3**  
若者の自殺予防

- 6-3-1 自殺未遂者への支援
- 6-3-2 自殺予防のための普及啓発活動
- 6-3-3 自殺予防のための人材養成

## 7 社会の一員として地域に貢献できる環境づくり

**施策7-1**  
ワーク・ライフ・バランス  
の推進

- 7-1-1 女性の就労支援のための取組
- 7-1-2 男女共同参画啓発・相談事業
- 7-1-3 両親学級(父親への育児支援)
- 7-1-4 育児休業制度の周知
- 【再掲】 LGBT専門相談事業【再掲】
- 【再掲】 認可保育園の設置・運営(拠点圏)
- 【再掲】 東京都認証保育所の設置・運営
- 【再掲】 家庭福祉員等事業
- 【再掲】 延長保育事業
- 【再掲】 病児・病後児保育事業
- 【再掲】 私立幼稚園等における預かり保育への支援
- 【再掲】 ファミリー・サポート・センター事業
- 【再掲】 在宅育児家庭訪問事業の検討
- 【再掲】 認可保育園における一時保育
- 【再掲】 地域子育て交流サロンにおける一時預かり
- 【再掲】 ゆいの森あらかわにおける一時預かり
- 【再掲】 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の運営

**施策7-2**  
子どもの社会への参加・  
参画の機会の充実

- 7-2-1 中高生リーダー養成講座
- 【再掲】 自然まるかじり体験塾
- 【再掲】 チャレンジ共和国における体験学習事業
- 【再掲】 チャレンジキャンプ等への支援

## 第4節 荒川区子ども・子育て支援計画事業

### ページの見方

#### 基本目標

荒川区における子ども・子育てを取り巻く現状と基本理念を踏まえ、7つの基本目標を設定しています。

#### 施策

各基本目標の下に2～4つの施策を設定し、施策ごとに計画期間における目標と方向性を示しています。

#### 事業

各施策に該当する事業を掲載しています。

**事業の見方(例)**

事業の概要を記載しています。

体系コード	1-1-3		所管課		健康推進課	
事業名	妊婦健康診査実施費用助成事業の実施					
内容	妊娠届出時に妊婦健康診査等の受診票を交付し、その費用の一部を助成します。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	妊娠中の妊婦の喫煙率	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	0%
	妊娠中の妊婦の飲酒率	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%	0%
今後の方向性	ゆりかご面接で把握した妊婦と家族の状況等を踏まえて、早期対応が必要な妊婦について、医療機関等と連携して、きめ細かく支援していきます。					

現状・課題を踏まえ、事業の今後の方向性を記載しています。

「子ども・子育て支援事業計画」・「子どもの貧困対策計画」・「母子保健計画」に位置付けられ、指標を設定することとされている事業については、計画期間における各年度の指標を掲載しています。  
 それ以外の事業については、計画期間における各年度の取組を掲載しています。

# 基本目標 1 妊娠期からの切れ目ない支援強化による養育環境の整備と生涯を通した健康づくり

子育て世代包括支援センター機能整備により、妊産婦や子育て家庭に寄り添った切れ目ない支援を行う仕組みを強化し、養育環境を整えます。また、妊娠期を、生涯を通した健康づくりの起点と捉え、子育て家庭全体の健康づくりを進めます。

	出産前	出産・新生児期	乳幼児期		学童期・思春期		青年期 (18歳以上)
			(0～2歳)	(3～5歳)	(6歳～12歳)	(13歳～17歳)	
妊娠・出産期の支援の充実	子育て世代包括支援センター機能の運営						
	出産・子育て応援事業（ゆりかご・あらかわ事業）						
	・妊娠届出受理、母子健康手帳交付 ・妊産婦健康診査実施費用助成事業	・乳児家庭全戸訪問事業、 ・低出生体重児訪問事業	乳幼児健康診査	就学時健康診断			
	・妊婦歯科健康診査 ・妊婦訪問指導	産後ケア事業	妊産婦・母親のメンタルヘルスケア事業	・歯科相談室	・保育園口産衛生教育	歯・口の健康づくり事業	
	母親・両親学級の開催	小さく生まれた赤ちゃんの会の開催					
	妊産婦・新生児訪問指導事業					思春期保健教育	
	双子の会					薬物乱用防止に向けた取組	
	・アプリによる子育て支援情報の発信	・子育てでハッピー講座の開催					
			保育コンシェルジュの配備				
					予防接種事業		
				女性の健康づくり事業			
子育て力発揮のための支援	・子育て支援情報の提供 ・女性相談 ・図書館における子育て支援事業						
		・家庭教育学級の開催	・地域子育て教室の開催	・地域の教育力向上支援事業	・「親子ち」支援事業	・子育てボランティア団体の育成支援	
			・児童手当の支給	・子ども医療費の助成			
		新生児・3歳児への絵本の贈呈					
		親子ふれあい入浴事業					
		あらかわベビーステーションの設置・普及					
		ツインズサポート事業					
		あらかわ子育て応援店・企業の認定					
				・子育て短期支援事業（ショートステイ）	・協力家庭ショートステイ		
	妊娠高血圧症候群等医療費助成	未熟児養育医療				結核児童療育給付事業	
			・小児慢性特定疾病医療費助成事業	・自立支援医療（育成医療）			

## 施策 1-1 妊娠・出産期の支援の充実

妊娠・出産期には、親と子に対する健診・医療等の支援やメンタル面でのサポートを行います。また、子育て期からは、子どもの成長発達への支援とともに、生涯を通した健康づくりのための健診、健康教育、情報提供を行います。このような養育環境の整備を行うことにより、児童虐待の未然防止にもつなげています。新たに整備した「子育て世代包括支援センター」の機能によって、これらの母子保健施策と子育て支援施策を一体的・包括的に提供します。

体系コード	1-1-1	所管課	子育て支援課・健康推進課			
事業名	子育て世代包括支援センター機能の運営					
内容	妊産婦及び乳幼児とその家族の生活の質の改善・向上や、胎児・乳幼児にとって良好な生育環境の実現・維持のためには、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制を作ることが大切です。そのため、これまでの支援に加えて、母子保健や子育て支援施策等を、より包括的に提供する「子育て世代包括支援センター」機能を整備しています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	この地域で子育てをしたいと思う親の割合(4か月児健診時)	92.6%	93.2%	93.8%	94.4%	95.0%
今後の方向性	子育て支援課と健康推進課を中心に、保育課等の関係部署や子ども家庭総合センターとも連携して、子育て世代包括支援センター機能をさらに充実強化していきます。					

体系コード	1-1-2	所管課	健康推進課			
事業名	出産・子育て応援事業（ゆりかご・あらかわ事業）					
内容	妊娠届時に、妊婦に対する面接（ゆりかご面接）を行い、一緒に支援プラン（ゆりかごプラン）を作成して、妊娠初期からの切れ目のない支援を開始しています。これにより、妊産婦のメンタルヘルスを含めた健康増進を図り、また、関係部署や機関と協力して、子どもが健やかに成長するための養育環境を整えます。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	面接率（％）	72%	74%	76%	78%	80%
	妊娠11週以下での妊娠届出率（％）	86.9%	88.4%	89.9%	91.4%	93%
今後の方向性	ゆりかご面接率の向上による相談支援体制の強化を図ります。また、妊娠早期からの支援開始のために、妊娠11週以下での妊娠届出率の向上を目指します。					

体系コード	1-1-3	所管課	健康推進課			
事業名	妊産婦健康診査実施費用助成事業					
内容	妊娠届出時に妊婦健康診査等の受診票を交付し、その費用の一部を助成します。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	妊娠中の妊婦の喫煙率	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	0%
	妊娠中の妊婦の飲酒率	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%	0%
今後の方向性	ゆりかご面接で把握した妊婦と家族の状況等を踏まえて、早期対応が必要な妊婦について、医療機関等と連携して、きめ細かく支援していきます。					

体系コード	1-1-4		所管課	健康推進課		
事業名	妊婦歯科健康診査					
内容	妊娠届出時に妊婦歯科健康診査の受診券を交付して、歯と口の健康状態の把握と保健指導を行います。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	妊婦歯科健康診査	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	妊婦の歯周病が、低体重児の出産や早産にも影響することから、妊娠中の歯と口の健康の重要性についての啓発に努めます。また、健診をきっかけとして、かかりつけ歯科医を持ち、生涯を通じた健康維持につながるよう支援していきます。					

体系コード	1-1-5		所管課	健康推進課			
事業名	母親・両親学級の開催						
内容	主に初妊婦に対し、妊娠・出産及び育児に対する正しい知識と技術の習得と仲間づくり、家族とともに育児を行う環境づくりを支援する目的で、母親学級を開催しています。また、夫婦の子育てに対する協働意識を高め、家族全体の育児問題対応スキルを向上させるために、両親学級を開催しています。						
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
	積極的に育児をしている父親の割合	4か月児健診	63.6%	63.6%	63.6%	63.6%	63.6%
		1歳6か月児健診	62.3%	62.3%	62.3%	62.3%	62.3%
		3歳児健診	57.9%	57.9%	57.9%	57.9%	57.9%
今後の方向性	引き続き、家庭全体で協力して育児を行う環境づくりを進めます。						

体系コード	1-1-6		所管課	健康推進課		
事業名	乳児家庭全戸訪問事業、妊産婦・新生児訪問指導事業					
内容	保護者からの出生通知票の提出等から子の出生情報を把握して、生後4カ月までの乳児のいる家庭に保健師、助産師が訪問して状況を把握し、必要な情報提供や助言を行います。また、ゆりかご面接での情報を元に、育児不安や産後うつ等の早期発見・早期対応に努めています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	訪問率(%)	91.4%	92.5%	93.6%	94.8%	96.0%
今後の方向性	関係課と協力しながら、出生情報の早期把握に努め、訪問率の向上を目指します。					

体系コード	1-1-7	所管課	健康推進課			
事業名	低出生体重児訪問等事業					
内容	低出生体重児（2000g未満）や出生後何らかの原因で入院や治療を要する児について、必要に応じて保健師が自宅や医療機関を訪問します。症状や家庭環境に応じた養育指導を行い、児の発育を促すとともに保護者の不安軽減を図ります。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	全出生中の低出生体重児の割合	9.95%	9.82%	9.68%	9.54%	9.40%
今後の方向性	妊婦の健康管理を強化し、妊婦の喫煙率や歯周病を減らすことによって、低出生体重となるリスクを減少させます。					

体系コード	1-1-8	所管課	子育て支援課			
事業名	産後ケア事業					
内容	産後4か月未満の、家族等から育児、家事等の援助を受けられず支援を必要とする母子に対して、医療機関等における宿泊及び日帰りや、利用者宅への助産師の訪問により、助産師等の専門職による心身のケアや育児支援、助言等を行い、健康推進課と連携して育児に対する不安の解消や休息を図ります。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	産後ケア事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	産後の不安を抱える母子を支援する事業として必要性が高く、保健所で開始したゆりかごプランとの関係も深いため、今後も利用者の声をききながら事業を充実していきます。					

体系コード	1-1-9	所管課	健康推進課			
事業名	小さく生まれた赤ちゃんの会の開催					
内容	小さく生まれたことによる育児上の課題や育児不安を軽減するために、講演会や個別相談、交流会を開催しています。また、これらの取組みを通して、保護者の孤立化を防止します。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	小さく生まれた赤ちゃんの会の開催	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	引き続き、事業を実施していきます。					

体系コード	1-1-10		所管課	福祉推進課		
事業名	双子の会					
内容	主任児童委員が主体となって、南千住地区、荒川・町屋地区、尾久地区の3地区において、多胎児の親を対象に子育ての情報交換の場として実施しています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	双子の会	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	情報交換とともに親の息抜きや友達作りの場となっており、定期的に保健師も参加し育児支援の機会にもなっているため、継続して実施していきます。					

体系コード	1-1-11		所管課	健康推進課			
事業名	妊産婦・母親のメンタルヘルスケア事業						
内容	ゆりかご面接や妊産婦訪問等によって、周産期うつやメンタル不調の傾向を早期に把握し、保健師による相談支援、精神科医による個別相談、グループケア等を行っています。						
計画			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	4か月児健診	84.3%	86.9%	89.6%	92.3%	95.0%
		1歳6か月児健診	82.9%	85.9%	88.9%	91.9%	95.0%
		3歳児健診	86.7%	88.7%	90.8%	92.9%	95.0%
今後の方向性	ゆりかご面接時から構築する保護者との関係づくりを元にして、早期からの支援開始に努めます。						

体系コード	1-1-12		所管課	子育て支援課		
事業名	アプリによる子育て支援情報の発信					
内容	スマートフォン用アプリ「あらかわすくすく子育てアプリ」で地域の子育て情報（イベント情報・保育園空き状況・各種手続きの案内等）の配信や、予防接種スケジュール管理機能により、子育て家庭をサポートします。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	子育てアプリによる情報発信	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	ゆりかご面接や児童手当申請時の案内を通じて登録者数の増加を促すとともに、継続的な情報発信に取り組んでいきます。					

体系コード	1-1-13	所管課	保育課			
事業名	保育コンシェルジュの配置					
内容	保育を希望する保護者の相談に応じ、各家庭の希望や状況にあわせて保育情報の紹介を行う専門の相談員である保育コンシェルジュを、令和元年度から保育課入園相談係に1名配置しています。また、乳児を連れて窓口へ来所することが困難な保護者向けに、子育て交流サロンやふれあい館へ出向き、出張相談会を実施しています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	保育コンシェルジュの配置	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	保育コンシェルジュを増員し、窓口における体制強化や出張相談会の開催場所や実施回数の拡大など、サービスの拡充を図ります。					

体系コード	1-1-14	所管課	健康推進課				
事業名	乳幼児健康診査						
内容	生後4か月、1歳6か月、3歳の時期に健康診査を行い、多職種が連携して疾病や異常の早期発見・早期治療に努めるとともに、ゆりかご面接の情報を活用して、保護者の育児困難、育児不安等を把握し、必要な支援につなげています。特に、1歳6か月健診と3歳児健診は、発達障害の早期発見の機会ともしています。また、令和元年度からは、新生児聴覚検査を導入し、健診の精度の向上に努めています。						
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
	4か月	受診率	97.6%	97.7%	97.8%	97.9%	98.0%
	1歳6か月	受診率	94.3%	94.9%	95.6%	96.3%	97.0%
	3歳	受診率	97.7%	97.7%	97.7%	97.7%	97.7%
今後の方向性	各健診の受診率の維持向上を図ります。特に1歳6か月児健診の受診率の向上に努めます。また、引き続き、健診の精度の向上を目指します。						

体系コード	1-1-15	所管課	健康推進課			
事業名	子育てハッピー講座の開催					
内容	乳幼児の成長に合わせて、4～5か月、7～9か月、11～13か月、2歳前後の4つの時期に分けて、保健師、栄養士、歯科衛生士が育児のポイントや離乳食、歯と口の衛生についての講座を実施しています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	子育てハッピー講座	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	「授乳・離乳の支援ガイド」の改訂等、新たな知見に基づき、適切に講座を実施していきます。					

体系コード	1-1-16	所管課	健康推進課			
事業名	歯科相談室					
内容	3歳未満の乳幼児を対象に、歯科健診・相談を行っています。さらに、希望者には、健診結果に基づく個別の歯みがき指導等を行い、子育て家庭全体の歯と口の健康づくりに努めています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	むし歯のない3歳児の割合	86.0%	87.0%	88.0%	89.0%	90.0%
今後の方向性	引き続き、事業を実施していきます。					

体系コード	1-1-17	所管課	保育課			
事業名	保育園口腔衛生教育					
内容	乳幼児期からむし歯の早期発見、治療につなげ、健康で丈夫な歯を保っていただけるよう保育園等在園児を対象に年2回の歯科検診を実施するとともに、生涯にわたり口腔内を健康な状態に保つ上での乳幼児期の大切さについて、児童とその保護者に理解を促し、知識を高めるため歯科医師による講習会や歯科衛生士による歯みがき指導を行っています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	保育園口腔衛生教育	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	乳幼児期における口腔ケアは、歯の疾患予防のほか、規則正しい生活習慣の確立の観点からも大変重要であるため、引き続き実施します。					

体系コード	1-1-18	所管課	学務課・健康推進課			
事業名	歯・口の健康づくり事業					
内容	学校歯科保健推進計画（第三期）に基づき、小学校1年生を対象にした巡回歯みがき指導と、小学校3年生及び5年生を対象にしたう歯及び歯周疾患予防指導を実施しています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	歯・口の健康づくり事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	今後も継続して事業を実施することにより、う歯数の減少や歯周疾患予防を啓発していきます。					

体系コード	1-1-19	所管課	健康推進課			
事業名	予防接種事業					
内容	子どもの定期・任意予防接種体制の維持と接種費用の助成を行うとともに、妊婦の風しん感染予防によって先天性風しん症候群の発生を防ぐ等、母子感染予防を通じて次世代の健康増進にも努めています。また、令和元年度からは、風しん抗体価が低いとされる特定の年代の男性を対象とした、風しん抗体検査・予防接種（風しん第5期）事業を開始しています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	1歳までにBCGを終了している者の割合	96.1%	97.0%	98.0%	99.0%	100%
	1歳6か月までに4種混合を終了している者の割合	99.0%	99.2%	99.5%	99.7%	100%
	1歳6か月までにMRを終了している者の割合	96.3%	97.2%	98.1%	99.0%	100%
今後の方向性	引き続き予防接種体制を維持するとともに、新たに定期接種化が見込まれるロタワクチンの円滑な導入や予防接種に関するわかりやすい情報提供に努めます。					

体系コード	1-1-20	所管課	学務課			
事業名	就学時健康診断					
内容	就学予定者に、通学区域または希望する各学校で健康診断を行い、心身の状況を把握することで、適正な就学についての指導、治療の勧告及び保健上必要な助言を行います。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	就学児健康診断	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	連絡のない未受診者の家庭に対しては、受診勧奨の通知の送付を行います。また、居所不明児童にならないよう、関係機関と連携しながら実態の把握に努めていきます。					

体系コード	1-1-21	所管課	健康推進課・生活衛生課			
事業名	薬物乱用防止に向けた取組					
内容	薬物乱用防止教室：小学校高学年・中学生を対象に、学校と連携して保健師や体験者等による薬物予防教育を行っています。 薬物乱用防止ポスターコンクール：区内の中学生を対象として、薬物乱用防止に関するポスター・標語を募集し、コンクールを実施して、青少年の薬物乱用防止対策の一助としています。 薬物・酒害相談：年齢を限定せず、アルコール・薬物・ギャンブル・摂食障害・ゲーム依存症等で悩んでいる区民（本人及び家族）に対して、専門医や依存症からの回復者が相談を受けています。保健師による相談は、随時受け付けています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	薬物乱用防止事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	引き続き、学校や関係機関と協力して、事業を実施します。					

体系コード	1-1-22	所管課	健康推進課・保健予防課 学務課			
事業名	思春期保健教育					
内容	HIV 予防教育では、中学生を対象に、性感染症やエイズ予防に関する健康教育を実施しています。 がん予防出前授業は、学校との連携の下、児童・生徒および保護者を対象として、学校に出向き、がん予防に関する正しい知識を伝える寸劇と、命の大切さを実感するがん体験者の話の二部構成で行っています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	思春期保健教育	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	引き続き、学校や関係機関と協力して、事業を実施します。					

体系コード	1-1-23	所管課	健康推進課			
事業名	女性の健康づくり事業					
内容	骨密度測定事業では、3歳児健診に来所した母親や、女性のがん検診受診者を対象に、骨密度測定と保健指導を行っています。 月経前症候群や妊娠に関する問題等、女性特有の健康課題についての講演会・情報提供等を行っています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	女性の健康づくり 事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	引き続き、関係各課が連携して実施します。					

## 施策1・1 再掲事業

事業名 掲載ページ  
産後支援ボランティアの派遣  
入院助産

## 施策 1-2 子育て力発揮のための支援

妊娠期からの仲間づくりや父親の子育てへの参加の意識づくり、親がリフレッシュできる場や機会をつくることで、自分や仲間との時間を持ち、親が子育て期を楽しめる環境をつくりま

す。  
親の子育てに対する意識を向上させ、自ら解決できる力を育むことができるよう講座や講演会、家庭教育学級などの取組みを通じて、親自身が学び育つための学習の場や情報の提供を図ります。

体系コード	1-2-1	所管課		子育て支援課		
事業名	子育て支援情報の提供					
内容	子育て支援情報を適時適切に、分かりやすく提供することで、「知らなくて利用できなかった」という状況の解消に努めています。 ホームページや子育て応援ブック、子育ておでかけMAP、きつずニュース、あらかわすくすく子育てアプリ(母子モ)等の様々なツールを活用して、対象者や時代に即した情報提供を行っています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	子育て支援情報の提供	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	スマートフォンなどの普及を踏まえて、より効果的な情報提供が求められていることから、発行内容の見直し、電子化も含めて、個別のニーズに的確に対応する仕組みづくりを進めていきます。					

体系コード	1-2-2	所管課		総務企画課 他		
事業名	女性相談					
内容	男女平等推進センター等の相談員や婦人相談員が、問題を抱える女性からの相談に対応し、助言を行い、保護が必要な場合には婦人相談員が関係機関との連携を図って安全を確保し、安心して暮らせるよう必要な支援を行います。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	女性相談	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	相談者が疾病や長期の暴力被害を受けた影響がある場合、児童がいる場合、外国籍の場合など、それぞれの状況に応じた適切な支援を行うため、配偶者暴力相談支援地域協議会や要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関と一層の連携を図っていきます。また、十代の若年女性からの相談が増加傾向にあることから、研修等により、婦人相談員の対応スキルを向上させ、ノウハウを蓄積していきます。					

体系コード	1-2-3	所管課	生涯学習課			
事業名	家庭教育学級の開催					
内容	乳幼児や青少年の健全育成の基盤となる家庭や家族の役割など家庭教育のあり方を学ぶ講座を開催し、家庭の教育力の向上を支援します。 乳幼児コース・小中学生コースと、小中学校PTAとの連携講座を実施します。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	家庭教育学級の開催	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	社会状況の変化や参加者のニーズを踏まえた講座を開催し、家庭の教育力の向上に資する学習の機会を提供していきます。あわせて、関連機関と連携した講座の実施や、必要な情報を幅広く提供していきます。					

体系コード	1-2-4	所管課	生涯学習課			
事業名	地域子育て教室の開催					
内容	子育て中の保護者同士が、地域の中でつながる講座や、子育て支援活動のための人材を育成する講座を実施し、地域の教育力の向上を図ります。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	地域子育て教室の開催	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	引き続き、母親、父親それぞれからの視点を踏まえた講座を実施することで、保護者自身がパワーアップし、問題解決につながるような講座を実施していきます。また、地域社会全体で子どもたちを大切に育む気持ちを育み、地域の教育力が向上するための講座を実施し、地域で活動中の区民、関係団体などと連携した事業を充実していきます。					

体系コード	1-2-5	所管課	生涯学習課			
事業名	地域の教育力向上支援事業					
内容	子ども、親、近隣の住民が出会う場、交流する場づくりを新規で行う団体等の事業を支援することで、子どもを核とした地域交流を促進し、地域の教育力向上を推進します。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	地域の教育力向上支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	より多くの団体の子どもを核とした事業を補助し、効果的な地域交流を推進するとともに、補助終了後も団体の自主的な活動とネットワーク化を支援していきます。					

体系コード	1-2-6	所管課	生涯学習課			
事業名	「親育ち」支援事業					
内容	区内の子育てサークル・保育園保護者会・幼稚園PTA等が、子育てに関する学習会等を開催する際に、企画・運営・周知などの相談及び講師・託児謝礼の補助等の支援を行うことで、家庭の教育力の向上を図ります。(年2回まで)					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	「親育ち」支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	より多くの保護者が子育てに不安感を持つことなく、家庭の教育向上力が図られるよう、既存サークル活動促進のための支援を行うとともに、事業の周知を図ることで新規サークル・団体の立ち上げ支援を行い、事業の拡大を図ります。					

体系コード	1-2-7	所管課	子育て支援課			
事業名	児童手当の支給					
内容	15歳になった最初の3月31日までの子どもを養育している保護者に対し児童手当または特例給付を支給します。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	児童手当の支給	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、今後も継続して実施していきます。					

体系コード	1-2-8	所管課	子育て支援課			
事業名	子ども医療費の助成					
内容	子どもの健やかな育成を図るため、保険診療を受けた時の自己負担分の医療費を助成します。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	子ども医療費の助成	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、今後も継続して実施していきます。					

体系コード	1-2-9	所管課	子育て支援課			
事業名	子育てボランティア団体の育成支援					
内容	子育て支援事業等を行うボランティア団体に、その実施経費の一部を補助することで、子育て家庭を地域で支援する仕組みを作ります。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	子育てボランティア団体の育成支援	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	ボランティア団体からの提案・意見をくみ取ることさらなる事業の充実を図るとともに、当事業を積極的に周知し、子育てボランティア団体の育成を目指します。					

体系コード	1-2-10	所管課	子育て支援課・健康推進課			
事業名	新生児・3歳児への絵本贈呈					
内容	出生届出時、3歳児健診時に絵本を配布し、親子の絆とコミュニケーションを深める一助とします。5冊の絵本のなかから好きな絵本1冊を選んでもらいます。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	新生児・3歳児への 絵本贈呈	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	健診未受診者には配布できていないため、区報やホームページ等で周知を図っていきます。					

体系コード	1-2-11	所管課	子育て支援課			
事業名	親子ふれあい入浴事業					
内容	年6回の定められた日に親子での区内の公衆浴場の利用を無料にしています。保育園、幼稚園、小学校、ひろば館等で入浴券を配布し、家庭内では経験できない親子のふれあいの場を提供することで、家族のコミュニケーションの円滑化を図ります。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	親子ふれあい入浴事 業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	引き続き親子のふれあいの場を提供する機会として、本事業についてホームページや区報等で積極的に周知していきます。					

体系コード	1-2-12	所管課	子育て支援課			
事業名	あらかわベビーステーションの設置・普及					
内容	授乳・オムツ交換スペースが備わっている施設を「あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）」として認定することで、乳幼児連れの保護者が容易に外出できるよう支援を行います。 乳幼児を持つ保護者が気軽に利用できるよう、新たな設置場所を検討し、施設数をさらに増やしていきます。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	ベビーステーション の設置・普及	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	外出先で困ることがないように区施設・応援店等へ設置検討を呼びかけるとともに、子育て応援サイト・子育てアプリ等で情報提供を図っていきます。					

体系コード	1-2-13	所管課	子育て支援課			
事業名	ツインズサポート事業					
内容	多胎児を養育する家庭の経済的負担を軽減するため、年額 20,000 円を上限に、タクシー利用料（全額）と一時保育等の在宅育児支援事業利用料（1/2）を補助します。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	ツインズサポート事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	多胎児を養育する親に対する事業であり必要性が高いため、今後も継続していきます。					

体系コード	1-2-14	所管課	子育て支援課			
事業名	あらかわ子育て応援店・企業の認定					
内容	地域の商店・企業からの申請に基づき、子育て応援店・企業として認定することで、子育て家庭が地域で見守り支えられる社会を目指します。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	あらかわ子育て応援店・企業の認定	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	既存店舗の周知を図るとともに、新たな協力店舗の開拓に取り組みます。					

体系コード	1-2-15	所管課	子ども家庭総合センター			
事業名	子育て短期支援事業（ショートステイ）					
内容	乳児院及び母子生活支援施設で、保護者の育児疲れや疾病等により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった0歳から中学生までの子どもに、必要な保護を行うことで、子どもと家庭の福祉の向上を図ります。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ利用日数	211	212	213	214	216
	施設数（カ所）	2	2	2	2	2
今後の方向性	家庭における養育が一時的に困難となったときの預け先として、ショートステイ事業を関係機関に周知し、ショートステイを必要とする保護者が利用しやすくなるよう、窓口の充実を図ります。					

体系コード	1-2-16	所管課	子ども家庭総合センター			
事業名	協力家庭ショートステイ					
内容	保護者の育児疲れや疾病等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった2歳から中学生までの子どもを、自宅で短期間預かる「協力家庭」において、必要な保護を行うことで、子どもと家庭の福祉の向上を図ります。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ利用日数	290	290	291	291	290
	登録家庭数	14	14	15	15	16
今後の方向性	平成30年度から事業を開始しましたが、今後はさらに協力家庭を広く地域に向けて募集することで、協力家庭数を増やし事業の拡大を図ります。					

体系コード	1-2-17	所管課	ゆいの森課・地域図書館課 健康推進課			
事業名	図書館における子育て支援事業					
内容	これから出産を迎える方とその家族を対象に、読み聞かせを通して親子のふれあいの大切さを学び、やがて子どもが一人で読書するための土壌づくりになるよう、読み聞かせの実演や本選びの講習を行います。また、赤ちゃんへの「ブックスタート」として、保健所で実施している4か月健診時等に図書館職員が出向き、赤ちゃんと保護者を対象に、読み聞かせを行ったり、おすすめえほんのブックリスト配布などを行います。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	図書館における子育て支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	引き続き、子どもの読書習慣の形成に大きく関わる保護者に対して、出産前の段階から子どもの読書活動の大切さを啓発していきます。					

体系コード	1-2-18	所管課	保健予防課			
事業名	結核児童療育給付事業					
内容	保護者が荒川区に住所を有する18歳未満の児童で、結核にかかっている方のうち、その治療のため医師が長期の入院を必要と認めた方で、療育機関に入院する方を対象に医療費の一部助成を行っています。また、対象の方には、療養生活に必要な日用品と学校教育を受けるのに必要な学用品の一部助成をします。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	結核児童療育給付事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	結核により入院を要するようになる前に、発見できるように結核の周知に努めていきます。					

体系コード	1-2-19	所管課	健康推進課			
事業名	小児慢性特定疾病医療費助成事業					
内容	小児慢性特定疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健やかな成長のために、小児慢性特定疾病医療に要する医療費の一部を助成して、保護者の負担軽減を図ります。令和2年7月から開始予定です。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	小児慢性特定疾病 医療費助成事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	事業を円滑に開始し、申請に対しては迅速で適正な審査が行われるように努めます。また、ゆりかご面接等を通して事業の周知を図るとともに、必要に応じてかかりつけ保健師による個別支援を合わせて行います。					

体系コード	1-2-20	所管課	健康推進課			
事業名	未熟児養育医療					
内容	出生児体重が2,000g以下等、医師が入院養育が必要と認めた場合に、指定養育医療機関での入院医療の一部を助成しています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	未熟児養育医療	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	ゆりかご面接等を通して事業の周知を図るとともに、必要に応じてかかりつけ保健師による個別支援を合わせて行います。					

体系コード	1-2-21	所管課	保健予防課			
事業名	自立支援医療（育成医療）					
内容	保護者が荒川区に住所を有する18歳未満の児童で、身体に障がいがある方、または、現存する疾患が、当該障がいまたは疾患に係る医療を行わないときは、将来において障がいを残すと認められる方で、手術等によって障がいの改善が見込まれる方を対象に、指定自立支援医療機関（育成医療）医療保険各法による医療給付を優先し、その残額から自己負担額を控除した額を助成しています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	自立支援医療 （育成医療）	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	自立支援医療（育成医療）の対象となる医療においては、乳幼児・子ども医療費助成制度を使用せず、自立支援医療（育成医療）の申請をするよう説明していきます。					

体系コード	1-2-22	所管課	健康推進課			
事業名	妊娠高血圧症候群等医療費助成					
内容	妊産婦や胎児の死亡等の原因となる妊娠高血圧症候群等について、妊婦が早期に適切な医療を受けることができるよう、必要な医療給付を行います。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	妊娠高血圧症候群等 医療費助成	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	ゆりかご面接等を通して事業の周知を図るとともに、必要に応じてかかりつけ保健師による個別支援を合わせて行います。					

## 施策 1・2 再掲事業

事業名	掲載ページ
母親・両親学級の開催	
予防接種事業	
ファミリー・サポート・センター事業	
在宅育児家庭訪問事業の検討	
認可保育園における一時保育	
地域子育て交流サロンにおける一時預かり	
ゆいの森あらかわにおける一時預かり	
ひろば館・ふれあい館における乳幼児事業	
地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン）の運営	

## 基本目標 2 児童虐待の予防と子どもの権利擁護

妊娠、出産、子育てにかかる父母の不安感や負担感が増している中で、育児不安を抱え込むことは、虐待のリスクを高めることにもつながります。そのため、妊産婦や子育て家庭に寄り添いながら切れ目なく支える仕組みを身近な場から充実します。

	出産前	出産・新生児期	乳幼児期		学童期・思春期		青年期 (18歳以上)	
			(0～2歳)	(3～5歳)	(6歳～12歳)	(13歳～17歳)		
児童虐待の予防と子どもの権利擁護	児童相談体制の充実による虐待予防  子どもの権利擁護・意識の醸成	特定妊婦への支援	養育支援訪問事業					
			要保護児童対策事業					
			安心子育て訪問事業		荒川区子どもの悩み110番			
			子ども家庭総合センターにおける相談					
			あらかわキッズ・マザーズコール24					
			要保護児童対策地域協議会の運営					
			子どもの権利擁護事業					
						人権教育の推進		
						情報モラルの推進		
						子どもの権利についての周知		

### 施策 2-1 児童相談体制の充実による虐待予防

子育てに関する相談については、子ども家庭総合センターをはじめ、保健所、保育園、こども園、幼稚園、学校、教育センター等、様々な窓口があります。区民にとって相談のハードルを低くするために、身近な相談窓口で気軽に相談できる環境を整えていきます。

相談窓口では、子育て支援サービスはもとより、それ以外のサービスも含め、支援を求めている人に合ったサービスを組み合わせることでコーディネートします。専門知識が必要なケースについては、適切な機関につなげていく必要があるため、職員の専門性の向上を図っていきます。

体系コード	2-1-1	所管課	子ども家庭総合センター			
事業名	要保護児童対策地域協議会の運営					
内容	要保護児童・要支援児童・特定妊婦に対し、早期に適切な支援を図るため、子ども家庭総合センターを調整機関として、児童相談所、警察、学校、幼稚園、保育園、民生・児童委員、保健所や医療機関などの関係機関で構成された情報等の共有や連携を行うための協議会です。					
計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	要保護児童対策地域協議会の運営	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	対象者の早期発見、早期対応のため、関係機関との緊密な連携をとり、情報や支援内容を共有し、協議会の相談支援スキルを高めるよう、効果的な会議運営を行っていきます。					

体系コード	2-1-2	所管課	健康推進課 子ども家庭総合センター			
事業名	特定妊婦への支援					
内容	保健所及び子ども家庭総合センターが、それぞれ把握した特定妊婦の情報を毎月開催される特定妊婦進行管理会議において共有し、支援状況を確認しています。対象者のリスクを把握して適切に支援するため、保健所のかかりつけ保健師による訪問・連絡を行うとともに、子ども家庭総合センターのケースワーカーによる関係機関等との定期的な確認など状況把握に努めています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	特定妊婦への支援	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	関係機関で情報共有をし、出産後迅速に支援を行えるよう調整を図っています。 今後は子育て世代包括支援センター事業として、妊娠期に全員面接（ゆりかご面接）を行うことにより、より早期に特定妊婦を把握し、サポートを開始できるよう努めていきます。					

体系コード	2-1-3	所管課	健康推進課・子ども家庭総合センター			
事業名	養育支援訪問事業					
内容	養育支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。 対象家庭の状況は複雑化してきており、その選定や支援内容について、随時見直しを行い、関係機関で情報を共有しています。					
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ訪問回数	1,215	1,223	1,233	1,249	1,269
今後の方向性	真に支援が必要な家庭へ迅速に支援を行うとともに、支援終了後の見守り等の方法について検討していきます。					

体系コード	2-1-4	所管課	子ども家庭総合センター			
事業名	安心子育て訪問事業					
内容	育児不安を抱えているが十分な支援が届いていない家庭に、傾聴や家事・育児を協働で行うボランティアを派遣する事業を行う地域団体に対し、運営費を補助することで、育児不安の解消を図ります。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	安心子育て訪問事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	区とボランティア団体が連携し、ボランティアの育成を図るとともに、育児不安を抱える家庭を積極的に支援していきます。					

体系コード	2-1-5	所管課	子ども家庭総合センター			
事業名	要保護児童対策事業					
内容	乳幼児の母親に、グループミーティング「はーふタイム」を毎月行うことで、育児ストレスの軽減を図ります。 これらの事業については、個々の参加者ごとに抱えている課題が違うため、各参加者のニーズを見極める必要があります。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	要保護児童対策事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	事業の継続実施とともに、「はーふタイム」で育児ストレスがより軽減できるよう、よりよい運営方法について検討していきます。					

体系コード	2-1-6	所管課	子ども家庭総合センター			
事業名	あらかわキッズ・マザーズコール24					
内容	妊婦及び18歳未満の乳幼児を持つ保護者からの電話相談に、看護師等が365日24時間体制で応じることで、妊娠や育児に関する不安の解消を図ります。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	あらかわキッズ・マザーズコール24	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	引き続き、年中無休で保護者等への相談に応じることにより、子育て家庭への支援に努めていきます。					

体系コード	2-1-7	所管課	教育センター			
事業名	荒川区子どもの悩み110番					
内容	荒川区在住、もしくは、荒川区内の学校に通っている小・中学生からの相談（友達や家族のこと、勉強や進路、いじめなどの学校生活に関すること、学校へ行きたくないといったこと等）を受けています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	荒川区子どもの悩み110番	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	引き続き、巡回相談や来所相談では補いきれない対象者に対して、匿名性等のメリットを生かして、相談を受けていきます。					

体系コード	2-1-8	所管課	子ども家庭総合センター			
事業名	子ども家庭総合センターにおける相談支援					
内容	子どもと家庭に関する相談に関し、それぞれの状況に応じた専門的かつ総合的な支援を行います。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	子ども家庭総合センターにおける相談支援	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	法的権限を適正に行使していくとともに、地域における関係機関との連携強化により、支援が必要な家庭を早期に発見・把握し、迅速に対応していくなど、それぞれの家庭に合った支援を実施していきます。					

## 施策2-1 再掲事業

事業名	掲載ページ
子育て世代包括支援センター機能の運営	
出産・子育て応援事業（ゆりかご・あらかわ事業）	
妊産婦・母親のメンタルヘルスケア事業	
乳幼児健康診査	
スクールソーシャルワーカーの配置	
子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業	
ひとり親家庭相談	
子育て短期支援事業（ショートステイ）	
子育て支援カウンセラーによる相談支援	
ひろば館・ふれあい館における乳幼児事業	
地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン）の運営	
産後支援ボランティアの派遣	
地域子育て見守り事業（キッズクーポン）	
障がい児のショートステイ事業	

## 施策 2-2 子どもの権利擁護・意識の醸成

子どもの虐待や子どもの性の商品化、性犯罪等の根絶のためには、社会全体の人権意識の向上が不可欠です。このため、人権啓発事業において「子どもの権利の視点」を重視して取り組んでいきます。

体系コード	2-2-1		所管課	子育て支援課		
事業名	子どもの権利擁護事業					
内容	児童福祉審議会に専門部会を設置し、弁護士等が子どもからの相談及び意見表明を受け止め、子どもの立場に寄り添い、対応していきます。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	権利擁護相談	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	東京都が実施している子どもの権利擁護事業を参考に、区としての事業を実施していくとともに、教育センターや人権相談などの関係機関と連携し、子どもの意見表明権を保障する仕組みを構築していきます。					

体系コード	2-2-2		所管課	生涯学習課		
事業名	人権教育の推進					
内容	<p>基本的人権を尊重することの大切さを正しく理解し、人権にかかわる諸問題を知ると共に、知識の修得のみにとどまらないよう実際の態度や行動につながるような体験型の学習等を取り入れながら人権意識の浸透を目指します。</p> <p>近年は、人権侵害の対象となりやすい「子ども」を対象としたテーマを設定し「子どもの貧困問題」や、開設予定の「児童相談所と連携した区民の取組」等の講座を開催しています。</p>					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	人権教育の推進	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	機会の平等や個人の人権といった普遍的な視点とともに、家庭、学校、地域社会におけるより身近で緊急な課題を取り上げることで、人権意識を喚起し、課題解決に向けた取り組みを促していきます。					

体系コード	2-2-3		所管課	児童青少年課 他		
事業名	情報モラルの推進					
内容	インターネットや SNS の安易な利用により犯罪に巻き込まれる事件や SNS を利用したいじめなどから子どもたちを守る必要があります。子どもたちやその保護者に対して、インターネットや SNS の利用におけるメリット及びデメリットを十分に理解するよう啓発を行っていきます。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	情報モラルの推進	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	子どもたちがインターネットや SNS 等の様々な情報メディアから得る情報のうち、危険なものを見極め、自分に必要なものを取捨選択し、活用する力を身につけ、向上させていきます。					

<b>体系コード</b>	2-2-4	<b>所管課</b>	健康推進課			
<b>事業名</b>	子どもの権利についての周知					
<b>内容</b>	<p>妊娠期から子育て期にかけて、ゆりかご面接や乳幼児健診事業等を通して、保護者に対して、子どもの権利の周知を行います。これにより、新たに子どもを迎え入れる家庭において、子どもの権利について知り、これを守っていく環境整備を図ります。</p>					
<b>計画</b>		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	子どもの権利についての周知	実施	実施	実施	実施	実施
<b>今後の方向性</b>	継続的に事業を実施していきます。					

### 基本目標 3 子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、親子の愛着形成や、子どもの発育・発達を促すための支援を行います。

	出産前	出産・新生児期	乳幼児期		学童期・思春期		青年期
			(0～2歳)	(3～5歳)	(6歳～12歳)	(13歳～17歳)	(18歳以上)
子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上	幼児教育・保育の充実と質の向上		<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育園の設置・運営(拠点園)</li> <li>・東京都認証保育所の設置・運営</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期保健教育</li> <li>・HIV予防教育</li> <li>・薬物乱用防止教育</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん予防出前授業</li> <li>・歯と口の健康づくり事業</li> </ul>
			保育施設の連携体制強化に向けた取組				
			認証保育所等の保育料等補助				
			家庭福祉員等事業				
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育事業</li> <li>・病児、病後児保育事業</li> </ul>				
			区立幼稚園等の運営				
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園等/運営支援</li> <li>・預かり保育への支援</li> <li>・保護者に対する助成</li> </ul>				
			幼児教育・保育の無償化				
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育・保育の指導及び質の向上</li> <li>・保育士、幼稚園教諭の確保(宿舍借上げ支援事業を含む)</li> </ul>				
			定期利用保育事業				
子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上	在宅育児家庭に対する支援の充実		産後支援ボランティアの派遣				
			地域子育て交流サロンの運営				
			地域子育て見守り事業(キッズクーポン)				
			認可保育園における一時保育				
			地域子育て交流サロンにおける一時預かり				
			ゆいの森あらかわにおける一時預かり				
			ひろば館・ふれあい館における乳幼児事業				
			ファミリー・サポート・センター事業				
			子育て支援カウンセラーによる相談支援				
			在宅育児家庭訪問事業の検討				

#### 施策 3-1 幼児教育・保育の充実と質の向上

就学前児童の教育・保育施設の整備や子育て支援事業を充実させるとともに、質の高い教育・保育の提供に向けた人材育成や民間事業者の支援にも積極的に取り組んでいきます。

体系コード	3-1-1		所管課	保育課			
事業名	認可保育園の設置・運営（拠点園）						
内容	保育が必要な乳幼児を認可保育園で1日最大11時間、保護者に代わって保育します。認可保育園や認証保育所の新設等により保育定員の拡大に努めています。						
計画			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	0歳の人口		1,651	1,671	1,696	1,730	1,773
	1～2歳の人口		3,379	3,268	3,294	3,338	3,396
	3～5歳の人口		5,212	5,127	4,905	4,783	4,695
	利用者数 0歳 (人)	認可保育園	317	322	327	334	343
		地域型保育事業	6	6	6	7	7
		認証保育所	52	52	53	54	55
		家庭福祉員	7	7	7	7	7
		合計	382	387	393	402	412
	0歳の保育利用率		23.16%				
	利用者数 1～2歳 (人)	認可保育園	1,606	1,561	1,574	1,599	1,631
		地域型保育事業	37	36	36	36	37
		認証保育所	143	136	137	139	142
		家庭福祉員	50	50	50	50	50
		合計	1,836	1,783	1,797	1,824	1,860
	1～2歳の保育利用率		54.34%				
	利用者数 3～5歳 (人)	認可保育園	3,043	2,993	2,863	2,792	2,741
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認証保育所	5	5	5	5	5
		家庭福祉員	0	0	0	0	0
		合計	3,048	2,998	2,868	2,797	2,746
3～5歳の保育利用率		58.48%					
(区内施設数 人)	認可保育園	57	58	58	58	58	
	家庭的保育事業	6	6	6	6	6	
	認証保育所	11	11	11	11	11	
	家庭福祉員	21	21	21	21	21	
	合計 家庭福祉員含まず	74	75	75	75	75	
0歳の待機児童数(人)		0	0	0	0	0	
1～2歳の待機児童(人)		0	0	0	0	0	
3～5歳の待機児童(人)		0	0	0	0	0	
保育利用率とは利用者数を人口で割った数値であり、記載の数値は平成31年4月1日時点のもの。							
今後の方向性	<p>地域別・年齢別のニーズを適宜把握し、不足が生じる地域には認可保育園の新設等の対応を図っていきます。</p> <p>また、区における保育に関する現況と課題を踏まえ、保育施設が質の高い保育サービスの提供に向けて役割を果たしていくためには、全ての保育施設が協力・連携していく必要があります。そのために、これまでの連携体制に加え、拠点園を中心としたエリア単位で連携していく体制を構築し、連携強化、保育の質の向上、地域の子育て拠点としての支援等の取組を実施していきます。</p>						

体系コード	3-1-2	所管課	保育課			
事業名	保育施設の連携体制強化に向けた取組					
内容	「未来に向けた保育施策のあり方」に沿って、公園や園庭等の相互利用など各地域の課題解決に向けた協議を行うネットワーク会議や、保育士等の資質・専門性向上に向けた公開保育・合同研修等の取組を実施します。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	保育施設の連携体制強化 に向けた取組	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	保育の質の確保・向上に加え、効率的・効果的な保育サービスの提供に向け、拠点園が中心となって保育施設の連携・協力に向けた取組を実施していきます。					

体系コード	3-1-3	所管課	保育課			
事業名	東京都認証保育所の設置・運営					
内容	東京都が独自の設置基準をもって認証する「認証保育所」の運営費等を補助し、0歳児保育や13時間以上の開所など多様な保育ニーズに対応し、待機児童の解消を図ります。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	園数	11	11	11	11	11
	確保量（定員）	247	247	247	247	247
今後の方向性	認証保育所は認可保育園だけでは対応できない保育需要に応えるため必要な施設であり、引き続き保育の充実や健全な保育所運営に向けて運営支援します。					

体系コード	3-1-4	所管課	保育課			
事業名	認証保育所等の保育料等補助					
内容	認証保育所、家庭福祉員、グループ型家庭的保育、定期利用保育、指導監督基準を満たした認可外保育施設を利用する保護者を対象に、保育の必要性等の支給基準を満たした場合に、月額6～6.7万円を上限として保育料等の一部を補助します。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	補助事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	認証保育所等を利用する保護者の経済的負担軽減のため、引き続き認証保育所等の保育料等補助を実施していきます。					

体系コード	3-1-5		所管課	保育課		
事業名	家庭福祉員等事業					
内容	<p>保育が必要な乳幼児を、家庭福祉員等が保護者に代わって保育します。家庭福祉員とは、家庭的な環境のなかでの保育サービスを提供する保育士等です。</p> <p>また、グループ型家庭的保育は、連携保育所の支援を受けながら家庭的保育者が2人以上で保育を行います。複数者による保育と連携保育所による延長保育等が特徴です。</p>					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	家庭福祉員数	21	21	21	21	21
	確保量（定員）	69	69	69	69	69
今後の方向性	<p>地域の需給バランスを踏まえて、新規の家庭福祉員を募集していきます。また、家庭福祉員の意向を踏まえながら、地域型保育事業への認可化移行に向けた支援も実施していきます。</p>					

体系コード	3-1-6		所管課	保育課		
事業名	延長保育事業					
内容	<p>通常の利用日・時間以外の日・時間に、保育園等で保育を行うことにより、保護者の子育てや就労等を支援します。</p> <p>【認可保育園】 満1歳以上の在園児を対象に、11時間保育に加え1時間の延長保育を行うほか、帰宅時における交通災害等、予期せぬ延長保育の需要には延長保育の空き枠を活用したスポット延長を行っています。</p> <p>【認証保育所】 在園児を対象に、区内全ての認証保育所が20時以降までの延長保育を行っています。</p> <p>【家庭福祉員等】 保育時間は、原則16時30分または17時までとしていますが、保護者の就労状況や家庭福祉員の状況等を踏まえ、双方の合意が成立した場合には延長保育を実施します。</p>					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	利用者(人)	752	764	764	763	763
	確保量（人）	1,578	1,600	1,600	1,600	1,600
今後の方向性	<p>保護者の子育てや就労等の支援に大きく寄与しているため、引き続き一定量を確保していきます。</p>					

<b>体系コード</b>	3-1-7	<b>所管課</b>		保育課		
<b>事業名</b>	病児・病後児保育事業					
<b>内容</b>	<p>病後児保育については、南千住・町屋の2地域、3施設で実施しています（うち、町屋地域の1施設は病児保育を兼ねています）。</p> <p>事業の実施にあたっては、看護師や保育士の常時配置や医療機関との連携体制確保といった条件に加え、専用保育室の整備等施設面における基準を満たす必要があります。</p>					
<b>計画</b>		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	利用者数（人）	604	593	583	581	582
	施設数（カ所）	3	3	3	3	3
<b>今後の方向性</b>	<p>区としては、子育てや就労等を支援するため、地域バランスも勘案しつつ、事業者の意向等を踏まえながら、定員の拡大などのサービス拡充に向けた取組みを進めていきます。</p>					

<b>体系コード</b>	3-1-8	<b>所管課</b>		学務課・指導室		
<b>事業名</b>	区立幼稚園等の運営					
<b>内容</b>	<p>教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えることで、心身の発達の助長を図ります。</p>					
<b>計画</b>		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	区立幼稚園等の運営	実施	実施	実施	実施	実施
<b>今後の方向性</b>	<p>義務教育及びその後の教育の基礎を創る大切な時期であるため、遊びの中での興味や関心に沿った活動からそれらを活かした学びへ、さらには、教科等を中心とした学習へ、幼児期から学童期への流れを意識して、教育内容や方法を充実させていきます。</p> <p>預かり教育や幼小連携の事業のモデル実施を行うなど、区立幼稚園等のあり方を検討しながら、時勢にあった運営を行っていきます。</p>					

体系コード	3-1-9		所管課	子育て支援課			
事業名	私立幼稚園等に対する運営支援						
内容	幼児教育を担う私立幼稚園に対し、適切な教育環境を整えて幼児の健やかな成長と心身の発達を図るため、事業費の一部を補助しています。						
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
	3～5歳の人口	5,212	5,127	4,905	4,783	4,695	
	利用者数(人)	1,574	1,548	1,481	1,444	1,418	
	施設数 (園数)	区内	6	6	6	6	6
		区外 (代理申請園)	15	15	15	15	15
合計		21	21	21	21	21	
今後の方向性	子どもの将来のために重要な幼児教育を担う私立幼稚園に対しては、引き続き教育環境の整備や事業の実施のための支援を継続していきます。						

体系コード	3-1-10		所管課	子育て支援課		
事業名	私立幼稚園等における預かり保育への支援					
内容	各園において平日の教育時間終了後や夏休み・冬休み等の長期休業期間中に実施する預かり保育の運営費に対する補助を行うことで、幼児教育の振興と充実を図ります。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ利用者数(人) 区内の私立幼稚園等のみ	22,110	24,542	27,242	28,604	29,748
	施設数(カ所) 区内の私立幼稚園等のみ	6	6	6	6	6
今後の方向性	幼児教育・保育の無償化により、保護者に対する預かり保育料補助が開始となったため、今後も利用者数の伸びが継続すると見込まれます。各園に対して、引き続き運営費への補助を実施していきます。					

体系コード	3-1-11		所管課	子育て支援課		
事業名	私立幼稚園等の保護者に対する助成					
内容	すべての園児を対象に、入園料、保育料及び給食費に対する補助を実施し、保護者の負担軽減と就園機会の拡大を図ります。また、保育の必要性の認定を受けた園児については、預かり保育料に対する補助も実施しています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	私立幼稚園等の 保護者に対する助成	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	入園料補助(70,000円上限)は、今後も継続していきます。幼児教育・保育の無償化により保育料補助が全世帯月額27,500円上限となったため、区内園に通う子どもの保育料が無償となったほか、給食費についても無償としています。預かり保育料に対する補助も含め、国や他自治体の動向を踏まえ、事業を進めていきます。					

体系コード	3-1-12	所管課	子育て支援課・保育課・学務課			
事業名	幼児教育・保育の無償化					
内容	令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が開始となり、幼稚園・保育園等に通うすべての3~5歳児及び非課税世帯の0~2歳児の保育料が無償化しています。					
計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	幼児教育・保育の無償化	実施	実施	実施	実施	実施
	給食費補助	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	国の無償化に都・区の上乗せ補助や給食費補助を加えた現行の制度により、保護者に対する大幅な負担軽減が実施できています。今後、国や他自治体の動向を踏まえながら実施していきます。					

体系コード	3-1-13	所管課	保育課・子育て支援課			
事業名	幼児教育・保育の指導及び質の向上					
内容	区では子ども子育て支援法に基づく指導検査のほか、区立園長OB等による日常的な巡回指導を行い、保育の質の向上を図っています。					
計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	指導検査・巡回	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	<p>私立保育園及び認可外保育施設について、児童相談所設置後には児童福祉法を根拠とした指導検査権限が東京都から区に移行するため（公設公営、公設民営は除く）指導検査体制を適切に整備し、検査を実施していきます。</p> <p>私立幼稚園についても、子ども・子育て支援法に基づく指導検査を行うこととなったため、指導検査体制を整備し、実施していきます。</p>					

体系コード	3-1-14	所管課	保育課・子育て支援課			
事業名	保育士・幼稚園教諭の確保(宿舍借上げ支援事業を含む)					
内容	<p>常勤の保育従事職員を居住させるために宿舍を借り上げる私立認可保育園、小規模保育事業、家庭的保育事業、認証保育所、家庭福祉員、グループ型家庭的保育事業の運営事業者を対象に、1戸あたり月額家賃82,000円を上限として、7/8を区から補助しています。</p> <p>私立幼稚園についても、幼稚園教諭を確保するため宿舍借上げにかかる経費を補助します。</p>					
計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	保育士・幼稚園教諭の確保	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	私立施設における保育士及び幼稚園教諭の人材確保と離職防止に大きく寄与することから、引き続き実施します。					

<b>体系コード</b>	3-1-15		<b>所管課</b>	保育課		
<b>事業名</b>	定期利用保育事業					
<b>内容</b>	定期利用保育は、主に認可保育所の空きスペース（教室）を活用し、不承諾となっている児童を一年度限定で保育するものです。区では平成 29 年度から実施しており、令和元年度は上智聖ローザ保育園で実施しています。					
<b>計画</b>		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	定期利用保育事業	実施	実施	実施	実施	実施
<b>今後の方向性</b>	事業者の意向とともに保育士の確保といった課題もありますが、今後も保育需要を踏まえ整備が必要な場合には、認可保育園の新規開設の機会を捉え、定期利用保育の拡充を図っていきます。					

### 施策 3-2 在宅育児家庭に対する支援の充実

子育て中の親子が、身近な場所で気軽に相談や交流ができ、ニーズに応じて適切なサービスにつながるができるなど、安心して子育てができる環境を整えます。そして、在宅子育て家庭等の孤立化の予防や子育てに対する不安感の軽減を図り、喜びと楽しさをもって子育てをできるよう支援します。

体系コード	3-2-1		所管課	子育て支援課		
事業名	ファミリー・サポート・センター事業					
内容	登録した保護者（利用会員）と登録した援助者（協力会員）、事務局が事前打合せをした上で、利用会員の子どもを、残業や通院時などを理由に一時的協力会員の自宅で預かることで、保護者の育児と就労等を支援します。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	未就学児(人)	5,630	5,588	5,591	5,546	5,570
	小学生(人)	2,192	2,176	2,177	2,159	2,168
今後の方向性	核家族化が進む中で、地域でお互いに支えあう相互援助活動が必要であり、多様化する保育需要に対応するためにもさらなる充実を図ります。需要拡大に対応できるよう協力会員の増加を図っていきます。					

体系コード	3-2-2		所管課	子育て支援課		
事業名	在宅育児家庭訪問事業の検討					
内容	在宅育児家庭の子育ての負担や不安感を軽減するために、既存事業との整理を図り、訪問事業の実施に向けた検討を行います。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	在宅育児家庭訪問事業	検討	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
今後の方向性	訪問による支援を行うことで、子育ての負担感を軽減するとともに、ストレスによる児童虐待の未然防止を図っていきます。					

体系コード	3-2-3		所管課	児童青少年課		
事業名	子育て支援カウンセラーによる相談支援					
内容	在宅育児家庭を中心に、子育て中の保護者の相談を受けるため、カウンセラーが、ひろば館・ふれあい館等を巡回します。 子育て情報の提供、保護者同士で子育ての悩みを共有・解決するためのミニ講座・ミニワークを開催するほか、個別相談を希望する保護者には、日時、場所を設定して面接を行い、児童虐待の防止やストレスの軽減を図っています。 学童クラブやにこにこすくーの巡回では、特別な支援を必要とする児童の支援に関する専門的助言等を行い、一人ひとりにあったきめ細かな支援につなげます。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	子育て支援カウンセラーによる相談支援	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	全ひろば館・ふれあい館の乳幼児タイムでの巡回相談（各館年3回ずつ）と個別相談、全学童クラブ・にこにこすくーの春期・夏期の定期巡回、個別の保育相談を通じて、保護者や職員の相談を受けています。引き続き、関係機関と連携して、子育て中の保護者を支援していきます。					

体系コード	3-2-4		所管課	保育課		
事業名	認可保育園における一時保育の実施					
内容	保護者の冠婚葬祭への出席、地域・学校等の行事への参加、研修・講習への参加や育児疲れの解消等の理由で、一時的に保育を必要とする場合に預かりを行うことで、家庭における子育てを支援します。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ利用者数(人)	4,741	4,660	4,581	4,560	4,566
	施設数(力所) 専用スペースのある施設数	13	14	14	14	14
今後の方向性	在宅育児家庭に対する支援の充実のため、引き続き、地域の需給バランスを踏まえた上で、新規園開設時等に合わせた一時保育室の整備を行っていきます。また、利用方法についても、区民の意見等も踏まえながら、より利用しやすい方法について検討を進めていきます。					

体系コード	3-2-5		所管課	子育て支援課		
事業名	地域子育て交流サロンにおける一時預かり					
内容	一部の地域子育て交流サロンで週1回2時間の理由を問わない一時預かりを行うことで、家庭における育児を支援します。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ利用人数(人)	1,502	1,765	1,816	1,825	1,833
今後の方向性	引き続き、利用者の利便性向上に努め、家庭における育児を支援していきます。					

体系コード	3-2-6		所管課	ゆいの森課		
事業名	ゆいの森あらかわにおける一時預かり					
内容	ゆいの森あらかわで乳幼児の一時預かりを行うことで、ゆいの森あらかわを利用する子育て世代の生涯学習を支援します。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ利用人数(人)	2,716	2,728	2,728	2,764	2,779
今後の方向性	利用者のさらなる利便性の向上について検討します。					

体系コード	3-2-7	所管課	児童青少年課・区民施設課			
事業名	ひろば館・ふれあい館における乳幼児事業					
内容	乳幼児事業や親子の交流事業等の児童館事業を実施することで、地域の身近な居場所を提供します。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	ひろば館・ふれあい館における乳幼児事業	実施	実施	実施	実施	実施
	ひろば館施設数(カ所)	3	3	2	2	2
	ふれあい館施設数(カ所)	13	13	15	15	15
今後の方向性	ひろば館では、年齢別の乳幼児タイムなど、乳幼児やその保護者が気軽に来館できるプログラムを実施しています。引き続き、地域の身近な居場所として、出産前から乳幼児期までの期間を対象としたプログラムを実施していきます。また、出産前を含めた乳幼児の母親を対象としたモデル事業の実施についても検討していきます。					

体系コード	3-2-8	所管課	子育て支援課 ・保育課・学務課・ゆいの森課			
事業名	地域子育て支援拠点事業(地域子育て交流サロン)の運営					
内容	主に在宅育児中の保護者とその子どもが、いつでも気軽に訪れ、同世代の親子同士で交流できる場を提供し、常駐している保育士等による相談・助言などを通じて不安や悩みの解消を図ります。令和元年度は19カ所で実施しています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	延べ利用者数(人) 子どもの利用者数	85,530	84,752	84,543	84,848	85,802
今後の方向性	<p>今後は、空白地帯へ新たなサロンを誘致するなど、在宅育児支援の更なる充実を図っていきます。</p> <p>ゆいの森の遊びラウンジについては、今後も、親子で楽しく参加できる講座やイベントを実施するなど、事業をさらに充実していきます。</p>					

体系コード	3-2-9	所管課	子育て支援課			
事業名	産後支援ボランティアの派遣					
内容	赤ちゃんの入浴や買い物の手伝い等を行う地域や学生のボランティアを派遣することで、産後家庭の子育ての負担軽減を図る事業を実施するボランティア団体に対し、運営費を補助します。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	産後支援ボランティアの派遣	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	引き続き、事業を実施するボランティア団体に対して適正な補助を行い、産後家庭の負担軽減を図っていきます。					

体系コード	3-2-10	所管課	子育て支援課			
事業名	地域子育て見守り事業（キッズクーポン）					
内容	地域の民生・児童委員及び主任児童委員が、子育て応援券（キッズクーポン）を配付することにより、地域の子育て状況を把握するとともに、子育て家庭が孤立しないよう見守ります。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	地域子育て見守り事業（キッズクーポン）	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	対象者の転入・転出の把握が困難なことや、外国人世帯の増加等の課題を整理し、民生委員や保護者の意見を聞きながら、より効果的な実施方法を検討していきます。					

### 施策3-2 再掲事業

事業名	掲載ページ
アプリによる子育て支援情報の発信	
地域子育て教室の開催	
地域の教育力向上支援事業	
「親育ち」支援事業	
子育てボランティア団体の育成支援	
新生児・3歳児への絵本贈呈	
親子ふれあい入浴事業	
あらかわベビーステーションの設置・普及	
ツインズサポート事業	
あらかわ子育て応援店・企業の認定	

## 基本目標 4 子どもの生きる力と活動の支援

地域の中で、子どもが安心して過ごすことができる場所や、本来持っている力を存分に発揮し活躍できる場と機会を拡充するとともに、地域での活動に参加することを通じて、多世代と交流する機会を充実します。

地域社会の担い手の一員としての活動や多世代交流の体験を通じて、社会性、主体性、協調性などの生きる力を育むことを地域とともに支えます。また、子どもの頃から地域で活動することや、地域との関わりをもつことで、地域に対する愛着を培い、地域社会で若者、大人、親へと成長し、地域の子どもの活動を支える立場として関わりを継続・循環していくことができる環境を整えます。

	出産前	出産・新生児期	乳幼児期		学童期・思春期		青年期 (18歳以上)
			(0～2歳)	(3～5歳)	(6歳～12歳)	(13歳～17歳)	
子どもの生きる力と活動の支援	放課後児童に対する支援				<ul style="list-style-type: none"> <li>学童クラブの運営</li> <li>にこにこすくーるの運営</li> <li>放課後子ども総合プラン</li> </ul>		
	成長と活動の場と機会の充実				<ul style="list-style-type: none"> <li>ひろば館・ふれあい館における児童事業</li> <li>ゆいの森あらかわにおける学び라운ジの運営</li> </ul>		
	多様性を認め合う社会で生きる力を養成	外国語版母子健康手帳の配布				LGBT専門相談事業	

### 施策 4-1 放課後児童に対する支援

小学校に通う子どもが、放課後の時間を安心して健やかに過ごせる居場所を確保します。また、大人の目が入った見守りを地域とともに展開し、子どもたちのゆるやかな成長や自立に向けた支援を行います。

体系コード	4-1-1	所管課	児童青少年課			
事業名	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の運営					
内容	共働き家庭等の小学生を対象に、放課後に適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童健全育成事業を実施し、児童の健全な育成を図ります。 児童数や共働き家庭の増加等を踏まえると、今後も学童クラブの需要は増加することが見込まれます。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	利用者数（人）	1,657	1,705	1,764	1,810	1,832
	施設数（クラブ）	27	28	28	28	28
今後の方向性	学齢児童数の増加等により、平成 27 年度以降、利用者数の増加が続いていますが、学童クラブを新設するなど供給体制の確保に取り組んでいます。今後も学童クラブの需要が増加傾向にある地域においては、引き続き供給体制の確保に努めていきます。					

体系コード	4-1-2	所管課	児童青少年課			
事業名	放課後子ども教室事業（にこにこすくーる）の運営					
内容	<p>小学校の全児童を対象に、放課後の安全な活動拠点を設け、地域の協力を得ながら体験活動の場を提供する放課後子ども教室事業を実施し、次代を担う人材育成を図ります。</p> <p>家族形態の変容等により異学年や家族以外の大人と交流する機会が減少しており、学校という安全な場で、多くの子どもが様々な人と交流できる環境を整える必要があります。</p>					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	登録者数（人）	5,005	5,052	5,157	5,222	5,278
	施設数（校）	24	24	24	24	24
今後の方向性	平成 28 年度から区立小学校 24 校全校でにこにこすくーるを実施しています。引き続き、学校と連携して、子どもたちの安全・安心な居場所を提供していきます。					

体系コード	4-1-3	所管課	児童青少年課			
事業名	総合的な放課後児童事業（放課後子ども総合プラン）の実施					
内容	<p>学童クラブとにこにこすくーるについて、同一小学校内で一体型を中心に整備し、効率的・効果的に運営する総合的な放課後児童事業「放課後子ども総合プラン」を推進していきます。</p>					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	総合プラン一体型(校)	17	16	16	16	16
	総合プラン連携型(校)	6	7	7	8	9
	にこにこすくーる(連携なし)(校)	4	4	4	3	2
	学童クラブ(連携なし)(カ所)	5	5	5	3	2
今後の方向性	放課後子ども総合プランは、平成 28 年度から本格実施し、学童クラブの新設等に伴い実施校数を増やしています。今後も、総合的な放課後児童事業の充実に努めていきます。					

体系コード	4-1-4	所管課	児童青少年課・区民施設課			
事業名	ひろば館・ふれあい館における児童事業					
内容	サークル活動・検定遊び等の館内活動、子どもたちの自主的・主体的活動支援、地域の子どもまつりへの参加等を行うことで、異学年交流や地域との交流を図ります。 時代に即した児童館事業の展開や中・高校生の居場所づくりのため、事業内容の拡充を図ります。					
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	ひろば館・ふれあい館 における児童事業	実施	実施	実施	実施	実施
	ひろば館施設数(カ所)	3	3	2	2	2
	ふれあい館施設数(カ所)	13	13	15	15	15
今後の方向性	児童の健全育成を図るとともに、子どもたちの社会性を育むための「遊ぶ」環境を充実するため、普段家庭ではなかなかできないようなスポーツや創作活動など子どもが自主的に参加しやすい事業を実施していきます。					

体系コード	4-1-5	所管課	ゆいの森課			
事業名	ゆいの森あらかわにおける学び라운ジの運営					
内容	小学生以上の子どもを対象に、体験キットやワークショップを実施することにより、子どもたちが学び、夢や生きる力を育む多様な発見・体験の場を提供します。さらに、自主的な学習やミーティング等に利用できる場として提供することで、休日や放課後の子どもたちの安全な居場所を提供します。					
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	ゆいの森あらかわに おける学び라운ジ の運営	実施	実施	実施	実施	実施
	今後も子どもたちが多様な遊びや体験、発見を通じて、自身の持つ力や可能性を伸ばす場の充実を図るため、科学や芸術、ものづくり等をテーマとしたワークショップや体験キットを活用した家庭や学校ではできない体験的遊び・学びを提供していきます。					

## 施策4-1 再掲事業

事業名 掲載ページ  
 学習支援事業  
 あらかわ寺子屋  
 子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業

## 施策 4-2 成長と活動の場と機会の充実

子どもたちが身近な場所で外遊びができる環境や、自然と触れあえる場を拡充します。また、外遊びを支える人材を育成するとともに、子どもやその保護者が気軽につどい、遊ぶきっかけをつくる活動を支援します。

体系コード	4-2-1		所管課	児童青少年課		
事業名	自然まるかじり体験塾					
内容	<p>区の交流都市である千葉県鴨川市で農家にホームステイし、農家の生活や農作業、漁業体験をすることで、自然の恵みや食物の大切さを学びます。</p> <p>ここ数年は、実施人数を 40 人程度としており、参加者数もそれに近い数字で推移しています。</p>					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	自然まるかじり 体験塾	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	<p>子どもの頃の自然体験が豊富なほど、意欲・関心や規範意識が高い傾向にあるという調査結果も発表されているため、今後も自然体験事業を継続させていきます。</p>					

体系コード	4-2-2		所管課	生涯学習課		
事業名	チャレンジ共和国における体験学習事業					
内容	<p>直接体験の機会の提供と、異なる学校・年齢の子ども同士の交流を目的に火起こしや野外炊飯、科学実験などを実施しています。</p>					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	チャレンジ共和国に おける体験学習事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	<p>より多くの子どもたちが学校や家庭では経験できない直接体験を行うことができるよう、関係団体や機関と連携し、効果的な内容・参加しやすい日時での実施を図っていきます。</p>					

体系コード	4-2-3		所管課	生涯学習課		
事業名	チャレンジキャンプ等への支援					
内容	<p>チャレンジ共和国に参加した小中学生を対象に、学んだことを実地で体験し、生きる力を養うことを目的にハイキングや野外炊飯、キャンプファイヤーなどを実施しています。</p>					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	チャレンジキャンプ 等への支援	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	<p>より多くの子どもたちが参加することができるよう、関係団体と連携し、魅力的な内容・参加しやすい日時での実施を図っていきます。</p> <p>併せて、SNS等を活用した周知も引き続き強化していきます。</p>					

### 施策 4-2 再掲事業

事業名

掲載ページ

中高生リーダー養成講座

### 施策 4-3 多様性を認め合う社会で生きる力を醸成

1人1人が自分らしく、他の人たちとともに助け合い、他人を思いやることができる社会とすることで、子どもたちの生きる力を醸成していきます。

<b>体系コード</b>	4-3-1	<b>所管課</b>		総務企画課		
<b>事業名</b>	LGBT専門相談事業					
<b>内容</b>	<p>LGBT専門相談員が、LGBT（性的少数者）に関する問題全般について、相談に対応し、助言を行います。</p> <p>LGBTに関する正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための教育や啓発活動を進めるほか、支援等に取り組んでいます。</p>					
<b>計画</b>		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	LGBT専門相談	実施	実施	実施	実施	実施
<b>今後の方向性</b>	LGBTに関する正しい情報を提供し、理解促進のための啓発講座の実施、当事者や周囲の人のための支援として相談事業を実施していきます。					

<b>体系コード</b>	4-3-2	<b>所管課</b>		健康推進課		
<b>事業名</b>	外国語版母子健康手帳の配付					
<b>内容</b>	<p>日本語以外の言語を使用する方に対して、外国語で記載された母子健康手帳を配付しています。英語、中国語、ハングル、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語の9か国語に対応しています。</p>					
<b>計画</b>		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	外国語版母子健康手帳の配布	実施	実施	実施	実施	実施
<b>今後の方向性</b>	配付を継続するとともに、タブレットの活用によるコミュニケーション力の向上など、支援の充実強化に努めます。					

## 基本目標 5 支援が必要な子ども・家庭への支援

支援を必要とする子どもたちが地域社会で健やかに成長するには、子どものライフステージにあわせて、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが不可欠です。子育て家庭が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

	出産前	出産・新生児期	乳幼児期		学童期・思春期		青年期 (18歳以上)	
			(0～2歳)	(3～5歳)	(6歳～12歳)	(13歳～17歳)		
支援が必要な子ども・家庭への支援	子どもの貧困対策の推進	入院助産	認可保育園における子どもの貧困対策の取組		学習支援事業(学びサポートあらかわ)			
		家庭相談						
						就学援助	スクールソーシャルワーカーの配置	あらかわ寺子屋
						荒川区の奨学金事業		次世代育成支援事業(学習環境整備支援)
社会的擁護体制の充実			家庭養育の推進		子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業			
			児童養護施設の誘致		児童養護施設等退所後の自立支援			
ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭相談							
	・ひとり親家庭等への手当支給 ・医療費の助成							
	・就業支援事業 ・居住支援事業 ・親の学び直し支援事業							
特別な支援を必要とする子どもと若者への支援	・ひとり親家庭養育ホーム事業 ・サポート事業							
	東京都母子及び父子福祉資金の貸付							
	留守番看護師の派遣							
	児童発達支援(たんぼほセンター・認可保育園)		・障がい児者の緊急一時保護事業 ・日中一時支援事業 ・ショートステイ事業					
	発達障がいに関する取組							
・医療的ケア児への対応(保育支援、訪問支援、児童性特定疾病自立支援事業)								
経過観察健診(心理・運動発達)			就学相談					
移動支援								

### 施策 5-1 子どもの貧困対策の推進

配慮が必要な子どもが日常過ごす場や地域の中で安心して過ごすことができ、自分らしい生き方が実現できるよう、子どもに関わる支援者のスキルアップを図るとともに、活動や参加の場を確保していきます。

子どもの将来が生まれ育った家庭の状況に左右されないことがないよう、ひとり親家庭や生活困窮家庭等の子どもの学習の機会を提供するとともに、多様な大人や年長者との交流の機会を提供することを通じて、子どもが社会の中で生きる力を育み、自立へと向かう支援を行います。

体系コード	5-1-1	所管課	子育て支援課			
事業名	入院助産					
内容	<p>経済的な理由で病院または助産所に入院できない妊婦に、出産に係る費用を助成することで、安心して助産を受けられる環境を提供します。</p> <p>また、経済的に困窮している妊婦は特定妊婦として要保護児童対策地域協議会において、産後も状況を把握する必要があるため、保健所等との連携を図ります。</p>					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	入院助産	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	<p>相談対応する中で、経済的なことに留まらず、養育について不安なこと等を聞き取り、保健所や子ども家庭総合センターと連携を図りながら、安全・安心な出産ができるよう支援していきます。</p>					

体系コード	5-1-2	所管課	子育て支援課			
事業名	家庭相談					
内容	<p>離婚や親権、子どもの養育費等の問題について、家庭裁判所の元調停委員である家庭相談員が相談に応じ、助言等を行うことで、問題解決の一助とします。</p>					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	家庭相談	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	<p>離婚してひとり親家庭となった際に経済的に厳しい状況に陥ることで、子どもの養育に影響が生じる恐れがあるため、生活費や養育費を確保できるよう、助言を行います。また、ひとり親家庭になった場合の支援についても母子・父子自立支援員と連携しながら情報提供を行います。</p>					

体系コード	5-1-3	所管課	保育課			
事業名	認可保育園における子どもの貧困対策の取組					
内容	<p>日常的に親子と接する保育園は「貧困の最初の砦」として、問題を抱える家庭や虐待の早期発見等において極めて重要な役割を担っているため、子育て相談専門員を保育課に配置し、問題を抱える園児の観察等を行うことで、継続的な支援を行います。</p> <p>認可保育園の増加に伴い運営主体も多様になってきているため、各園の状況を十分把握した上で、適切に対応していきます。</p>					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	認可保育園における子どもの貧困対策の取組	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	<p>公私立各認可保育園と連携を強化するで、引き続き問題を抱える子どもの早期発見、観察等の継続的な支援を行っていきます。</p>					

体系コード	5-1-4	所管課	学務課			
事業名	就学援助					
内容	区立の小中学生の保護者のうち、生活保護受給者またはそれに準ずる者を対象に、学用品費及び学校給食費等を支給することで、教育の機会均等と義務教育の円滑な実施を図ります。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	就学援助	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	今後も児童生徒をとりまく環境や景気の動向を見ながら、適切に運用していきます。					

体系コード	5-1-5	所管課	教育センター			
事業名	スクールソーシャルワーカーの配置					
内容	<p>家庭や学校、友人、地域社会など、児童・生徒を取り巻く環境が複雑に絡み合って発生する問題行動等のうち、学校だけでは解決困難なケースについて、より効果的な取組を進めるため、専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、家庭訪問や電話相談、関係機関との連携により、相談・支援活動を行い解決にあたります。</p> <p>家庭環境に問題のある児童・生徒は、学力や健康面でも問題を抱える割合が高く、今後も家庭や学校と密接に連携を図り、丁寧な対応を進めていく必要があります。</p>					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	配置予定人数(人)	3	3	3	3	3
今後の方向性	学校を巡回相談している心理専門相談員(スクールカウンセラー)や教育相談室の心理相談員と連携を図りながら、学校や子ども家庭総合センター等の関係機関とネットワークを構築し、適切な支援ができる体制の強化を図っていきます。					

体系コード	5-1-6	所管課	子育て支援課			
事業名	学習支援事業(学びサポートあらかわ)					
内容	小学校5年生から中学生までを対象に、子どもたちが自由に学習できる環境を整えるとともに、指導員等を配置して子どもたちの個別相談や学習指導を行うことで、基礎的・基本的な学習内容の習得や、学習意欲の向上を支援します。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	学習支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	実施場所が1カ所であることや、登録制ではあるが自由参加であること等から、平均利用人数はおおよそ横ばいとなっていますが、子どもの貧困対策の一環でもある当事業は、今後も継続する必要があるため、学校や生活保護ケースワーカー等への周知を図ります。また、コーディネーターを担える人材の確保も困難であるため、今後の事業展開について検討していきます。					

体系コード	5-1-7	所管課	指導室			
事業名	あらかわ寺子屋					
内容	<p>始業前や放課後などの補充学習を、全区立小中学校で「あらかわ寺子屋」事業として実施し、授業時間以外の学習時間を確保するとともに、主体的に学習する習慣を身に付けさせることで、児童・生徒の基礎的・基本的な学力の定着を確実に図ります。</p> <p>学校ごとに児童・生徒の学習状況に合わせた学習内容や学習時間等を企画し、教員志望等の学生（ティーチングアシスタント）や退職教員を含む教員免許保持者（補充学習指導員）を活用するなどして充実を図っています。</p> <p>子どもたちの学力の向上とともに、教育における脱格差社会への取組として、さらに内容を充実していきます。</p>					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	あらかわ寺子屋	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	<p>タブレットPCを活用し、ドリルコンテンツを用いた基礎学力の定着など、指導内容の充実をさせるとともに、指導力のある補充学習指導員の確保に引き続き取り組んでいきます。</p>					

体系コード	5-1-8	所管課	子育て支援課・保育課・学務課			
事業名	荒川区の奨学金事業					
内容	<p>平成 29 年度から保育士奨学金支援制度を設け、保育士を目指す方のための返済免除型奨学資金貸付事業や奨学金を利用して保育士資格を取得し、区内私立保育園等に保育士として勤務する方のための返済支援型奨学金支援事業を実施しています。</p> <p>高校に進学する際の奨学資金貸付事業においても、返済免除の規定を設け、高校進学に対する経済的負担の軽減を図っています。</p>					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	奨学金事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	<p>引き続き、奨学金支援制度の利用を促進できるよう、学校や保育園、幼稚園等への周知を図っていきます。</p>					

体系コード	5-1-9	所管課	生活福祉課			
事業名	次世代育成支援事業（学習環境整備支援）					
内容	<p>生活保護受給世帯の次世代育成の観点から、学習塾などへの通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座の受講などに対し、実費額を学習環境整備支援費として支給します。</p> <p>対象は、在宅での学習環境を整える必要があると認められる小学生・中学生で、上限額は年間で、中学校3年生が20万円、小学校1年生から中学校2年生までが10万円、高校1～2年生が15万円、高校3年生が20万円です。そのほか、大学等への進学を目指す高校3年生の大学等受験料を大学等進学支援費として、上限8万円支給しています。</p>					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	次世代育成支援事業 （学習環境整備支援）	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	<p>生活保護受給世帯の教育に係る経済的負担軽減のため、引き続き推進していきます。</p>					

体系コード	5-1-10	所管課	子育て支援課			
事業名	子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業					
内容	<p>子どもの居場所づくり事業は、支援が必要な子どもを対象に居場所を提供し、食事の提供や学習支援などの事業を実施する団体に対し運営費を補助することで、子どもの自立や健やかな成長を促します。</p> <p>子ども食堂事業は、子どもとその保護者を対象に、身近な地域で食事を通して交流する場を提供する団体に対し運営費を補助することで、栄養のある食事の提供による子どもの成長や保護者の負担軽減を図ります。</p>					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	実施団体数が年々増加傾向にあり、ボランティア等の担い手の不足が懸念されるため、社会福祉協議会と連携し人材の確保を行うほか、わかりやすい制度づくりを行い、安定的な運営を図ります。					

## 施策5-1 再掲事業

事業名	掲載ページ
児童手当の支給	
子ども医療費の助成	
要保護児童対策地域協議会の運営	
特定妊婦への支援	
養育支援訪問事業	
要保護児童対策事業	
子ども家庭総合センターにおける相談	
ひとり親家庭相談	
ひとり親家庭等への手当支給	
ひとり親家庭医療費の助成	
ひとり親家庭の就業支援	
ひとり親家庭の居住支援事業	
ひとり親家庭の親の学び直し支援事業	
ひとり親家庭休養ホーム事業	
ひとり親家庭サポート事業	
東京都母子及び父子福祉資金の貸付	

## 施策 5-2 社会的養護体制の充実

児童虐待など様々な理由から親と暮らすことのできない子どもたちが、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを受け、健やかに育ち自立できるよう、社会的養護の充実・強化に取り組みます。

体系コード	5-2-1		所管課	子ども家庭総合センター		
事業名	家庭養育の推進					
内容	里親制度の普及啓発事業の実施や里親支援の充実など、里親登録の拡大及びファミリーホームの推進に向けた取組を積極的に進めていきます。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	里親登録の拡大	実施	実施	実施	実施	実施
	ファミリーホーム 設置の拡大	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	フォスタリング業務（リクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における研修、マッチング、支援）の効果的な実施について検討していきます。					

体系コード	5-2-2		所管課	子ども家庭総合センター		
事業名	児童養護施設の誘致					
内容	虐待を受けた子どもなど専門的なケアが必要な子どもの受入れや、里親の支援などを行うため、児童養護施設の誘致に取り組みます。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	児童養護施設の誘致	準備	準備	準備	開設	運営
今後の方向性	子どもの権利擁護の観点から、できるだけ小規模で家庭的な養育の実施を条件とするほか、地域の子育て支援機能としてのショートステイ事業や里親支援事業の実施が可能な事業者を誘致していきます。					

体系コード	5-2-3		所管課	子ども家庭総合センター		
事業名	児童養護施設等退所後の自立支援					
内容	児童養護施設等退所者が社会で自立し、地域で安定的に生活できるよう、就労支援や生活支援を実施していきます。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	児童養護施設等退所 後の自立支援	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	児童養護施設等退所者のニーズに応えられるよう、事業内容や実施方法等について検討していきます。					

### 施策 5-3 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭のその人らしい自立を支援するために、個々の状況を適切に捉え、必要な時期に必要な社会資源や支援制度等が活用できるよう情報提供を充実し、ひとり親家庭の困難さに寄り添った総合的・包括的な相談支援を行います。

ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、関係機関との連携強化を図り、個々の状況に応じた自立支援プログラム等を活用し、有効な就労支援を行います。

体系コード	5-3-1	所管課	子育て支援課			
事業名	ひとり親家庭相談					
内容	就労や住宅困窮、養育についての悩みなど様々な相談に応じるとともに、それらを支援するためのサービスにつなげます。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	ひとり親家庭相談	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	ひとり親になる前から情報の提供を行い、生活が急激に困窮することのないよう支援を行うとともに、経済的な自立を目指すひとり親家庭への就労・資格取得支援にも努めます。					

体系コード	5-3-2	所管課	子育て支援課			
事業名	ひとり親家庭等への手当支給					
内容	子どもを養育しているひとり親家庭等の親等に、児童育成手当（育成手当）や児童扶養手当を支給することで、児童の福祉の増進を図ります。 また、児童扶養手当支給対象者には、申し出により都営交通無料乗車券の配布や粗大ごみ処理手数料の免除などを行います。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	ひとり親家庭等への手当支給	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、今後も継続して実施していきます。					

体系コード	5-3-3	所管課	子育て支援課			
事業名	ひとり親家庭医療費の助成					
内容	子どもを養育しているひとり親家庭等が保険診療を受けた時、自己負担分の医療費の一部を助成します。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	ひとり親家庭医療費の助成	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、今後も継続して実施していきます。					

体系コード	5-3-4	所管課	子育て支援課			
事業名	ひとり親家庭の就業支援事業					
内容	ひとり親自立支援プログラム策定員が自立・就労支援のため個々の状況に応じたプログラムを策定します。また、資格取得に向けての講座受講料を助成する教育訓練給付金や、訓練期間の生活費を補助するための高等職業訓練給付金を支給することで、自立の促進を図ります。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	ひとり親家庭の 就業支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	ひとり親家庭のライフプランを見据えて、総合的な支援を行う就業支援専門員を配置し、マザーズハローワークや就労支援コーナーあらかわと連携しながら、就労支援の充実を図っていきます。					

体系コード	5-3-5	所管課	子育て支援課			
事業名	ひとり親家庭の居住支援事業					
内容	ひとり親家庭の生活の安定とその後の自立を支援するために、民間賃貸住宅の入居にあたり、保証料を補助することで経済的負担の軽減を図っています。 また、ひとり親家庭の住まいに関する相談が多いことから、東京都の住宅施策の活用等、居住支援に関する検討を行っていきます。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	ひとり親家庭の 入居者支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
	ひとり親家庭の 居住支援事業	検討	検討	検討	検討	検討
今後の方向性	ひとり親家庭の経済的な安定と早期の自立を促すために、関係部署との調整を図りながら、積極的に推進していきます。					

体系コード	5-3-6	所管課	子育て支援課			
事業名	ひとり親家庭の親の学び直し支援事業					
内容	高等学校卒業認定資格取得のための通信・通学費用を助成しています。 より良い条件での就職に結びつく可能性を広げるための支援を行う必要があります					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	ひとり親家庭の親の 学び直し支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	ひとり親家庭の経済的な安定を図るため、また、子どもの貧困対策の一環として、積極的に推進していきます。					

体系コード	5-3-7	所管課	子育て支援課			
事業名	ひとり親家庭休養ホーム事業					
内容	指定宿泊・日帰り施設を低廉な価格で利用できるよう助成することで、ひとり親家庭の休養及びレクリエーションの充実を図ります。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	ひとり親家庭 休養ホーム事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	今後も継続して事業を実施するほか、ひとり親家庭を総合的に支援できるような事業を検討していきます。					

体系コード	5-3-8	所管課	子育て支援課			
事業名	ひとり親家庭サポート事業					
内容	技能習得のための通学、就職活動、残業時等、一時的に育児や家事ができない時にベビーシッターまたはホームヘルパーを派遣します。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	ひとり親家庭 サポート事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	ひとり親家庭の生活支援策の重要な事業であるため、対象家庭に周知が行き届くよう工夫していきます。					

体系コード	5-3-9	所管課	子育て支援課			
事業名	東京都母子及び父子福祉資金の貸付					
内容	子どもの就学支度資金・修学資金のほか、転宅資金等は無利子で貸し付けることで、ひとり親家庭の自立を支援します。平成30年4月から大学院への進学費用にも貸付対象を拡大しています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	東京都母子及び 父子福祉資金の貸付	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	ひとり親家庭の経済的安定を図るとともに、子どもの貧困対策として効果的な事業であるため、一層の周知を図っていきます。					

### 施策5-3 再掲事業

事業名	掲載ページ
女性相談	
産後支援ボランティアの派遣	
子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業	
家庭相談	
認可保育園における子どもの貧困対策の取組	
就学援助	
女性の就労支援のための取組	
男女共同参画啓発・相談事業	

## 施策 5-4 特別な支援を必要とする子どもと若者への支援

障がい等により配慮が必要な状態にある子どもを早期に必要な支援につなげ、子ども・若者の発達を促し生活上の困難を軽減するだけでなく、虐待やいじめなど二次的な障がいを防ぎます。

育児への不安や難しさを抱える保護者の心情に配慮し、ゆるやかで保護者が相談しやすい環境を提供するとともに、関係各機関が連携し、支援が必要な親子が早期に支援につながるよう支援体制を充実します。

体系コード	5-4-1		所管課	障害者福祉課		
事業名	留守番看護師の派遣					
内容	在宅で医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に、医師の指示書に基づき介護者に代わり看護及び医療行為を行う看護師を派遣することで、健康の保持と安定した地域生活の確保、及び介護者の負担軽減を図ります。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	留守番看護師の派遣	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	訪問看護事業所や居宅介護事業所と連携を図り、また、研修会等を通じて、関係機関等の事業についての理解を深めることで、重症心身障がい児者の支援体制の強化を図ります。					

体系コード	5-4-2		所管課	障害者福祉課		
事業名	障がい児者の緊急一時保護事業					
内容	介護者が疾病等緊急時やレスパイト（介護者の旅行や休養等）により介護できないとき、一時的に保護することで、障がい児者及び介護者の負担軽減を図ります。 平成 29 年度から、実施施設を民間施設に変更して実施しています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	障がい児者の緊急一時保護事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	引き続き、実施を通じて、障がい児者及び介護者の負担軽減を図ります。					

体系コード	5-4-3	所管課	健康推進課・障害者福祉課・保育課・教育センター 等			
事業名	発達障がいに関する取組					
内容	1歳6か月健診においてスクリーニングを行い、必要に応じて医療機関やたんぼぼセンター等の療育機関につないでいるほか、心理職の職員が保護者に専門的な助言を行っています。また、子どもの発達の状況に応じて、保育園では保育相談専門員が、幼稚園・小中学校では特別支援教育支援員等が支援を実施しています。					
計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	発達障害支援	検討	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
今後の方向性	<p>様々な特性のある発達障がいに対して、関係各課で連携・情報共有しながら、ライフステージに応じた必要な支援を切れ目なく継続していく必要があります。</p> <p>ゆりかご面接を活用しながら、ゆりかごプランや1歳6か月健診等により、早期発見・早期療育につなげ、保育園・幼稚園、小中学校、高校、そして就労までの一貫した支援を継続していくための連携体制の強化や、シート等を活用した情報共有の具体的な方策について、児童発達障がいセンターの設置を視野に入れ、関係各課によるPTにおいて検討を行っていきます。</p>					

体系コード	5-4-4	所管課	障害者福祉課			
事業名	たんぼぼセンターにおける児童発達の支援					
内容	<p>身体に障がいのある乳幼児や発達に遅れや偏りのある乳幼児に、早期に適切な療育を行うことで、心身の全体的な発達を助長します。</p> <p>また、保護者や家族の理解を深めることで適切な子育てができるように支援します。</p>					
計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	たんぼぼセンターにおける児童発達の支援	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	<p>通所利用の障がい児等やその家族に対する支援を行うとともに、施設の有する専門的な機能を活かし、地域の障がい児等やその家族、障がい児等を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育施設の役割を強化していきます。</p>					

体系コード	5-4-5	所管課	保育課			
事業名	認可保育園における児童発達の支援					
内容	区内全認可保育園で原則2人まで障がい児等の特別な支援を必要とする子どもの受入れを行うとともに、保育相談専門員が巡回することで、対象園児や園、保育士へのサポート体制を確保します。					
計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	確保数 (認可園×2名/園)	114	116	116	116	116
今後の方向性	<p>障がい児等の子どもの園あたりの受入人数拡大や、重度の障がいのある子どもについては障害者福祉課と連携するなど、保育場所の確保について検討していきます。</p> <p>また、受入体制の強化や関係機関との具体的な連携策を検討し、障がい児等へのさらなる支援につなげていきます。</p>					

体系コード	5-4-6	所管課	障害者福祉課			
事業名	障がい児の移動支援					
内容	「身体障害者手帳」または「愛の手帳」所持者及びそれに準ずる障がい児者が、外出する際、移動を支援することで、通院、通学、社会参加等を促します。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	障がい児の移動支援	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	障がい児者が外出する際の移動を支援することにより、外出が困難な障がい児者の向上に寄与したと考え、利用者が増加傾向であることも踏まえ、今後も同様に実施していきます。					

体系コード	5-4-7	所管課	障害者福祉課			
事業名	障がい児の日中一時支援事業					
内容	「身体障害者手帳」または「愛の手帳」所持者に、特別支援学級等下校後の活動場所を確保するとともに、社会生活に適應するための日常生活訓練や見守りを行うことで、日中監護する者のいない障がい児者等や日常的に介護する家族の休息を図ります。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	障がい児の日中一時支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	一定数の需要があるため、2か所の事業者に委託して事業を実施します。					

体系コード	5-4-8	所管課	障害者福祉課			
事業名	障がい児のショートステイ事業					
内容	障がい支援区分1以上の障がい児者を、障がい者地域生活支援施設スクラムあらかわで、定員12人の短期入所事業を行い、家族の負担軽減と利用者の自立を図ります。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	障がい児のショートステイ事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	疾病等の事由により家庭における介護が困難となった場合などに、短期入所事業を利用することで、家族の負担軽減が図れており、今後も同様に実施します。					

体系コード	5-4-9		所管課	教育センター		
事業名	就学相談					
内容	<p>小学校・中学校の保護者と教育専門家等が、特別な支援を必要とする子どもの可能性を十分発揮できるように、適切な教育の場（通常学級、特別支援学級、特別支援学校）についての相談を実施します。</p> <p>相談にあたっては、子どもの状況を十分に把握するため、関係機関と連携し、情報を共有するとともに、医師や臨床発達心理士を就学相談委員会の委員に加え、適切な判断を行うほか、入学する学校への効果的な支援方法等についても引き継ぎます。</p> <p>特別支援学校への就学が適していると判断された児童・生徒が、区立の特別支援学級へ就学するケースや、区立特別支援学級への就学が適切と判断された児童・生徒が通常学級を希望するケースが増えています。今後は、特別支援学級の増設や発達障がい児の増加に伴う特別支援教室の整備など、特別支援教育の様々な教育環境について検討する必要があります。</p>					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	就学相談	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	療育センター、幼保、小中学校の情報共有と切れ目のない相談体制を構築していきます。					

体系コード	5-4-10		所管課	健康推進課		
事業名	経過観察健診（心理・運動発達）					
内容	<p>身体発育、精神・神経・運動発達に関する所見・相談について、小児科医・小児神経医・理学療法士・臨床心理士・栄養士・保健師等の様々な専門職により経過観察を行います。</p>					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	経過観察健診（心理・運動発達）	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	<p>成長・発達の課題は適切な育児・療育により改善できることがあるため、専門職と保護者で児の成長発達を認め分かち合う姿勢で事業を行い保護者の育児支援・孤立予防の一貫としていきます。</p>					

体系コード	5-4-11		所管課	健康推進課・保育課		
事業名	医療的ケア児への対応					
内容	<p>医療的ケア児への訪問支援：医療的ケアが必要な児が、入院治療から円滑に在宅医療に移行し地域生活が営めるように、東京都重症心身障害児等在宅療育支援事業等と連携して、保健師が訪問支援等を行っています。</p> <p>小児慢性特定疾病自立支援事業：小児慢性特定疾病に罹患している児と保護者を対象に、児童の自立促進を図るための相談や講演会を行います。令和2年度7月以降に開始。</p> <p>医療的ケア児への保育支援：医療的ケアが必要な未就学児の保育について、今後、園舎への整備や居宅訪問型事業（地域保育事業）の活用等を検討します。</p>					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	医療的ケア児への対応	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	引き続き相談・支援を行うとともに、庁内関係部署等と情報の共有化などの連携を図ります。					

## 基本目標 6 困難を抱える若者とその家族への支援

すべての子ども・若者は、年齢を重ねるごとに様々な課題を克服しながら成長していきます。しかし、個々の子ども・若者を取り巻く生活環境は異なり、それぞれの成長段階で本人やその家族だけでは解決できない困難な状況もあります。子ども・若者が抱えている困難は、過去から蓄積されたいくつもの困難が複合的に重なり合い、継続していく傾向があります。

そのため、子ども・若者が抱えやすい困難を解決・低減することで、健やかに成長し、社会的自立を目指し、早期に社会の一員として活躍できるよう、各種機関や地域と連携を図ります。

		出産前	出産・新生児期	乳幼児期		学童期・思春期		青年期
				(0～2歳)	(3～5歳)	(6歳～12歳)	(13歳～17歳)	(18歳以上)
困難を抱える若者とその家族への支援	中途退学・若年無業者(ニート)・ひきこもり対策						<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかもの就労サポートデスク</li> <li>・若者向け就労支援セミナー</li> <li>・若年無業者就業促進事業</li> </ul>	
	子どもの非行・犯罪防止						<ul style="list-style-type: none"> <li>こころの健康相談</li> <li>ひきこもり対策</li> <li>子ども・若者応援プロジェクト</li> <li>若者の居場所事業の検討</li> </ul>	
	若者の自殺予防						<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年育成地区委員会連絡協議会</li> <li>社会を明るくする運動</li> </ul>	
							<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺未遂者への支援</li> <li>自殺予防のための普及啓発活動</li> <li>自殺予防のための人材養成</li> </ul>	

### 施策 6-1 中途退学・若年無業者(ニート)・ひきこもり対策

何らの要因で、中途退学した者や、働くことに悩みを抱える者、家族以外との接触ができなくなった若者に対し、様々な機関と連携し、再び社会の一員として自立できるよう取り組みます。

体系コード	6-1-1	所管課	就労支援課			
事業名	わかもの就労サポートデスク					
内容	正社員就労を希望する若年者に、相談員が個別相談や個別指導を実施しています。厚生労働省東京労働局が、平成 26 年 9 月に若者の就労を支援する専門ハローワーク「日暮里わかものハローワーク」を、日暮里駅前に設置しています。					
計画		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	わかもの就労サポートデスク	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	国の就職氷河期世代への支援と合わせ、若年者の正社員就労への支援を図ります。					

体系コード	6-1-2		所管課	就労支援課		
事業名	若者向け就労支援セミナー					
内容	正社員就労を希望する若年者に、適性検査や職場でのコミュニケーション方法などのセミナーを実施しています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	若者向け就労支援セミナー	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	国の就職氷河期世代への支援と合わせ、若年者の正社員就労への支援を図ります。					

体系コード	6-1-3		所管課	就労支援課		
事業名	若年無業者就業促進事業					
内容	就業意欲があるが、ひきこもり等の状態にある若年者に対し、個別相談に加えて訪問型支援や合宿型就労訓練を実施しています。また対象者の保護者向けセミナーも実施しています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	若年無業者就業促進事業	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	国の就職氷河期世代への支援と合わせ、若年者の正社員就労への支援を図ります。					

体系コード	6-1-4		所管課	健康推進課		
事業名	こころの健康相談					
内容	精神的不安や悩み、思春期のこころの不調等について、専門の精神科医が予防・治療・社会復帰等について相談を受けています。なお、保健師による相談は随時受けています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	こころの健康相談	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	精神科医療機関に受診するまでに至らない相談を気軽にできるよう、事業の周知に努めます。					

<b>体系コード</b>	6-1-5	<b>所管課</b>	福祉推進課・健康推進課・障害者福祉課 他			
<b>事業名</b>	ひきこもり対策					
<b>内容</b>	<p>各所管課へ本人や家族からひきこもりに関する相談等があった場合には、「仕事・生活サポートデスク」に引き継ぐワンストップ態勢で支援し、精神保健福祉士や社会福祉士等の専門の資格を持つ相談員が具体的な状況に応じて、適切な支援が受けられるよう関係機関につないでいます。</p> <p>また、窓口や電話相談から、当事者の会の紹介や情報提供を充実し、関連情報の周知を行うとともに、庁内の連携を図りながら継続して支援を行っています。</p>					
<b>計画</b>		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	ひきこもり対策	実施	実施	実施	実施	実施
<b>今後の方向性</b>	<p>ひきこもり支援にあたっては当事者本人に直接アプローチするまでに時間を要することから、家族との信頼関係を築きながら、個別の状況に応じた支援を行っていきます。誰もが気軽に相談できる窓口の周知を図っていきます。</p>					

<b>体系コード</b>	6-1-6	<b>所管課</b>	子育て支援課・総務企画課			
<b>事業名</b>	子ども・若者応援プロジェクト					
<b>内容</b>	<p>若者の社会的自立を図るためには、20歳前後の若者が抱えやすい困難を解決、低減する支援が必要です。特に、里親や児童養護施設退所後の支援や引きこもりなどで社会との接点がない若者に対する新たな支援策の実施に向けた検討を行っていきます。</p>					
<b>計画</b>		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	応援プロジェクト	検討	検討	実施	実施	実施
<b>今後の方向性</b>	<p>社会全体で若者の自立を応援できる仕組みづくりを構築し、区政に関心がある方々から広く支援を受けるとともに、区に対する愛着醸成や地域の活性化、社会貢献につながる仕組みとしていきます。</p> <p>関係各課と連携し、早期の事業化を図っていきます。</p>					

体系コード	6-1-7		所管課			
事業名	若者の居場所事業の検討					
内容	<p>中学校卒業以降になると地域とのつながりが薄くなり、若者の状況を把握することが難しくなります。不登校や中学・高校卒業後の若者が主体的に活動できる場所や気軽に立ち寄り過ごすことができる、家庭・学校に続く第3の居場所をつくることにより、社会に関わっていく若者たちの活動支援、若者同士の交流促進を図るとともに、居場所が困難に対する早期発見や支援機関等につなぐ役割をします。</p>					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	若者の居場所事業 の検討	検討	検討	検討	検討・実施	検討・実施
今後の方向性	<p>居場所が果たすべき具体的な機能や設置場所などについて、関係諸機関と調整しながら検討していきます。</p>					

## 施策6-1 再掲事業

事業名 掲載ページ

スクールソーシャルワーカーの配置

次世代育成支援事業（学習環境整備支援）

子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業

女性の就労支援のための取組

発達障がいに関する取組

## 施策 6-2 子どもの非行・犯罪防止

子どもの非行や犯罪を防ぐには、各家庭における教育や地域における見守りが重要です。非行や犯罪に陥った子ども・若者が一早く地域社会に復帰できるよう必要な支援を行います。

体系コード	6-2-1	所管課	児童青少年課			
事業名	青少年育成地区委員会連絡協議会					
内容	<p>青少年育成地区委員会連絡協議会は、区内 5 地区の各地区委員会が地域社会の力を結集し、地域における青少年の健全育成を図ることを目的に設置されている機関です。</p> <p>役割は、各地区委員会の協議・調整、地区委員会の運営について区との連絡・調整、青少年の表彰等の合同事業を行っており、具体的には、青少年表彰、自然まるかじり体験塾、わがまちあんしん 110 番等を実施しています。</p>					
計画		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	青少年育成地区委員会 連絡協議会	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	荒川区の青少年育成行政を支える団体であり、今後も各地区の活動を支援していきます。					

体系コード	6-2-2	所管課	児童青少年課			
事業名	社会を明るくする運動					
内容	<p>「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において、力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動です。</p> <p>荒川区推進委員会では、国や都の方針を踏まえ、その年の実施要領を審議・決定しています。その要領に基づき、強調月間である 7 月を中心に、各地区で駅頭・街頭宣伝活動やパレードを実施し、啓発物品やチラシを配布しています。</p>					
計画		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	社会を明るくする運動	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	犯罪や少年非行の予防への地域の取り組みを進めていきます。					

## 施策 6・2 再掲事業

事業名 掲載ページ

薬物乱用防止に向けた取組

思春期保健教室

### 施策 6-3 若者の自殺予防

様々な悩みを抱えた者が、誰にも相談できずに、自らの命を絶つことのないよう本人やその家族への支援、行政や医療機関、各種民間団体等の関係者が連携して支えます。

また、支援を必要とする若者が、悩みの相談や支援を受けやすくするための相談体制・支援を行います。

体系コード	6-3-1	所管課		障害者福祉課		
事業名	自殺未遂者への支援					
内容	救命医療機関に搬送された自殺未遂者について、医療機関、関係機関と連携し、本人の病状やニーズを把握し、健康管理、福祉サービス、就労や経済的な支援を行い、自殺の再企図を防ぎます。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	自殺未遂者への支援	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	今後とも、救命医療機関や庁内関係機関と連携し、総合的な支援を行います。					

体系コード	6-3-2	所管課		障害者福祉課		
事業名	自殺予防のための普及啓発活動					
内容	区役所区民ギャラリー、図書館、首都大学東京健康福祉学部等と連携し、自殺対策特別展示やイベントに出展する他、こころと命のカードの配布、自殺対策講演会を実施し、広く区民に周知を図ります。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	自殺予防のための普及啓発活動	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	関係機関と連携し、9月と3月の自殺対策強化月間を中心に情報提供を行います。					

体系コード	6-3-3	所管課		障害者福祉課		
事業名	自殺予防のための人材養成					
内容	区職員や関係機関職員を対象に「命の門番」ともいえるゲートキーパー研修を実施しており、身近な人のSOSのサインに気づき、必要な機関に繋げることができる人材の育成を行います。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	自殺予防のための人材養成	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	一般区民と区民団体にも研修の受講を積極的に働きかけます。					

## 基本目標 7 社会の一員として地域に貢献できる環境づくり

子育てしやすい社会を実現するためには、働き方の見直しによる仕事と生活の調和が不可欠です。子育て家庭、事業主、労働者、地域住民への働きかけを行い、すべての人がワーク・ライフ・バランスを享受することにより、多様な生き方を実現できる環境づくりを推進します。

		出産前	出産・新生児期	乳幼児期		学童期・思春期		青年期
				(0～2歳)	(3～5歳)	(6歳～12歳)	(13歳～17歳)	(18歳以上)
社会の一員として地域に貢献できる環境づくり	ワーク・ライフ・バランスの推進	女性の就労支援のための取組						
		男女共同参画啓発・相談事業の実施						
		育児休業制度の周知						
	両親学級(父親への育児支援)							
	子どもの社会への参加・参画機会の充実						中高生リーダー養成講座	

### 施策 7-1 ワーク・ライフ・バランスの推進

家族、地域、事業者（産業）が連携して、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を進めることで、男女がともに地域でいきいきと働きながら子育てを担いあう環境づくりを推進します。

体系コード	7-1-1	所管課	就労支援課			
事業名	女性の就労支援のための取組					
内容	<p>就労を希望する女性に、仕事と子育ての両立を考えるセミナーや社会保険等の基礎知識を学ぶセミナー、PCの基礎技術を身につける講座などを実施しています。また相談窓口を設置し、仕事と家庭の両立の相談や、ブランクの不安解消のための支援を行っています。</p> <p>厚生労働省東京労働局が、26年9月に子育て中の女性の就労を支援する専門ハローワーク「マザーズハローワーク日暮里」を、日暮里駅前に設置しています。</p>					
計画		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	女性の就労支援のための取組	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	働き方改革により、女性の社会進出がさらに進んでいくことや、仕事と家庭の両立を目指す区民ニーズが高いことから、支援を継続していきます。					

体系コード	7-1-2	所管課	総務企画課			
事業名	男女共同参画啓発・相談事業					
内容	各種講座・講演の実施や情報誌・啓発チラシ等の作成・配布、カウンセラーによる相談窓口等により、地域における男女共同参画社会の意識啓発に努めています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	男女共同参画啓発 ・相談事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	ワーク・ライフ・バランス啓発講座の実施等、個人や事業者に対する普及啓発を実施していきます。					

体系コード	7-1-3	所管課	健康推進課			
事業名	両親学級（父親への育児支援）					
内容	初めて親となる方を対象に、育児問題解決能力や夫婦の子育てにおける協働意識の向上を図るため、両親学級を実施しています。 父になる方を対象に沐浴実習、妊婦体験を行うとともに、心理士による「子どもの泣きと夫婦間のコミュニケーション」に関する講話により、夫婦間協力についても考える機会となっています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	両親学級 （父親への育児支援）	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	土曜日・日曜日に年16回の開催を継続し、参加しやすい体制を継続します。					

体系コード	7-1-4	所管課	子育て支援課			
事業名	育児休業制度の周知					
内容	育児・介護休業法では、1歳未満の子を養育するにあたり、保護者は就業先に申し出ることにより育児休業を取得でき、就業先は当該育児休業申出を拒むことができないこととなっています。ニーズ調査結果では、両親がフルタイムの世帯における女性の育児休業取得率は8割を超えていますが、男性の取得率は1割に満たない状況です。男性の育児休業取得を促すよう、制度の周知を図っていきます。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	育児休業制度の周知	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	育児休業制度について、区報やホームページ、アプリ等で周知するとともに、ゆりかご面談時において、妊娠期及び出産後の働き方について説明するなどきめ細かく対応していきます。					

## 施策7-1 再掲事業

事業名	掲載ページ
LGBT専門相談事業	
認可保育園の設置・運営（拠点園）	
東京都認証保育所の設置・運営	
家庭福祉員等事業	
延長保育事業	

病児・病後児保育事業

私立幼稚園等における預かり保育への支援

ファミリー・サポート・センター事業

在宅育児家庭訪問事業の検討

認可保育園における一時保育

地域子育て交流サロンにおける一時預かり

ゆいの森あらかわにおける一時預かり

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の運営

## 施策 7-2 子どもの社会への参加・参画の機会の充実

地域の中で、子どもが主体的に関わり運営、企画する活動の場や機会を拡充することにより、地域活動に参画する子どもが増え、地域に愛着を持ち、主体性を持って地域活動に取り組む意識が醸成され、今の、そして次代の地域社会の担い手への成長につなげていきます。

体系コード	7-2-1	所管課		生涯学習課		
事業名	中高生リーダー養成講座					
内容	中学生・高校生を対象に地域のリーダーとしての資質向上を目指し、レクリエーションの実践方法やプログラム企画等を学ぶ講座を実施しています。					
計画		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	中高生リーダー 養成講座	実施	実施	実施	実施	実施
今後の方向性	より多くの子どもたちが参加することができるよう、関係団体と連携し、魅力的な内容・参加しやすい日時での実施を図っていきます。 併せて、SNS等を活用した周知も引き続き強化していきます。					

## 施策 7-2 再掲事業

事業名	掲載ページ
自然まるかじり体験塾	
チャレンジ共和国における体験学習事業	
チャレンジキャンプ等への支援	

## 第5節 子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと確保方策

### 1 幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン）等の提供区域

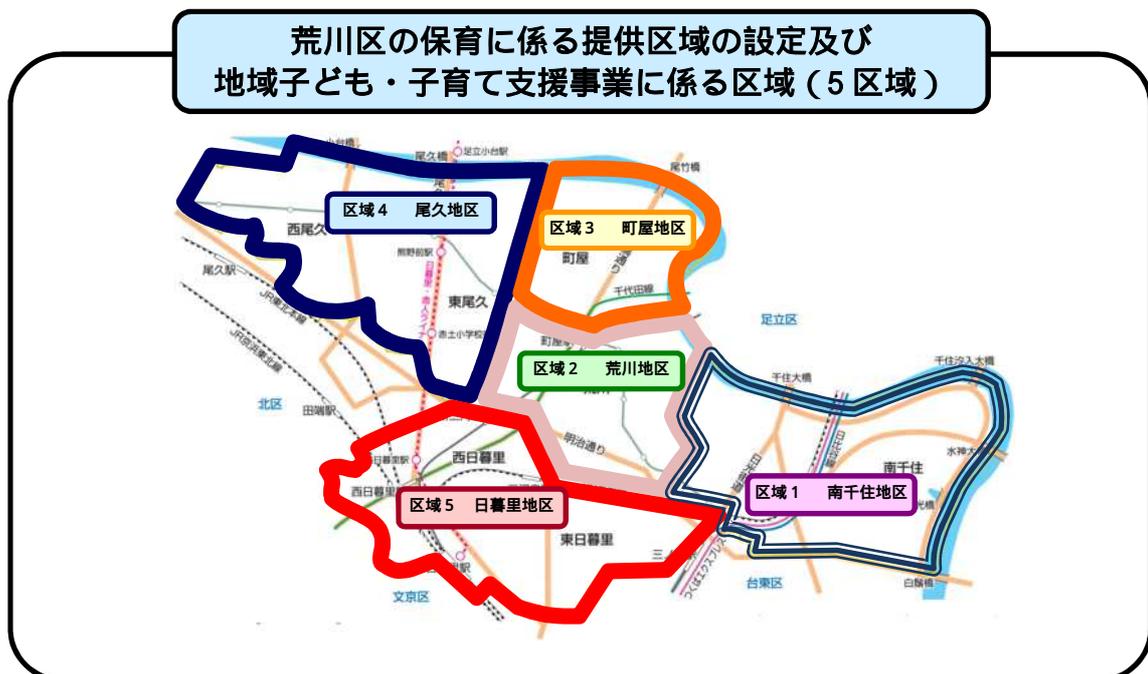
(1) 幼児期の学校教育及び地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン）以外）のための区域（1区域）

広域利用等、下記の5区域とは異なる提供体制を確保していくため、1区域とします。



(1) 保育及び地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン事業）のための区域（南千住、荒川、町屋、尾久、日暮里の5区域）

身近な地域で利用できる提供体制を確保していくため、南千住、荒川、町屋、尾久、日暮里の5区域とします。



## 2 子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

### 幼児期の学校教育

【提供区域：区全域】

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)
必要 利用 定員 総数 (量 の見 込み)	1号認定	1,782	1,753	1,679	1,636	1,606
	2号認定	283	278	265	259	255
	合計	2,065	2,031	1,944	1,895	1,861
	うち他の 市区町村の児童	137	137	137	137	137
確保 量	1号認定	979	979	1,099	1,039	1,039
	2号認定					
	施設型給付を 受けない幼稚園	1,040	980	800	800	800
	他の市区町村	486	520	513	536	510
	合計	2,505	2,479	2,412	2,375	2,349
-	440	448	468	480	488	

幼児期は、義務教育及びその後の教育の基礎を創る大切な時期であるため、遊びのなかでの興味や関心に沿った活動からそれらを活かした学びへ、さらには、学童期における教科等を中心とした学習への流れを意識して、教育内容や方法を充実させていく必要があります。

区立幼稚園等は、預かり教育や幼小連携の事業のモデル実施を行うなど、区立幼稚園等の役割を検討しながら運営を行っていきます。

私立幼稚園に対しては、引き続き教育環境の整備や事業の実施のための支援を継続していく必要があります。

保育

【提供区域：区全域】

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)
必要 利用 定員 総数 (量 の見 込み)	2号認定	3,048	2,998	2,869	2,797	2,745
	3号認定 (0歳児)	382	387	393	401	411
	3号認定 (1・2歳児)	1,836	1,776	1,790	1,814	1,845
	合計	5,266	5,161	5,052	5,012	5,001
確保 量	2号認定	3,403	3,463	3,523	3,523	3,523
	3号認定 (0歳児)	540	546	546	546	546
	3号認定 (1・2歳児)	2,164	2,200	2,200	2,229	2,229
	合計	6,107	6,209	6,269	6,298	6,301
、	2号認定	355	465	654	726	778
	3号認定 (0歳児)	158	159	153	145	135
	3号認定 (1・2歳児)	328	424	410	415	384
	合計	841	1,048	1,217	1,286	1,297

これまでの保育園整備により、当面は保育需要を満たすと想定しますが、引き続き、地域別・年齢別のニーズを適宜把握し、不足が生じる地域には認可保育園の新設等の対応を図っていきます。

また、区における保育に関する現況と課題を踏まえ、保育施設が質の高い保育サービスの提供に向けて役割を果たしていくためには、全ての保育施設が協力・連携していく必要があります。そのために、これまでの連携体制に加え、拠点園を中心としたエリア単位で連携していく体制を構築し、連携強化、保育の質の向上、地域の子育て拠点としての支援等の取組を実施していきます。

【提供区域：南千住地域】

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)
必要 利用 定員 総数 (量の 見込み)	2号認定	897	882	845	823	807
	3号認定 (0歳児)	92	93	95	97	99
	3号認定 (1・2歳児)	492	475	479	485	494
	合計	1,481	1,450	1,419	1,405	1,400
確保 量	2号認定	918	918	918	918	918
	3号認定 (0歳児)	145	145	145	145	145
	3号認定 (1・2歳児)	573	573	573	573	573
	合計	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636
,	2号認定	21	36	73	95	111
	3号認定 (0歳児)	53	52	50	48	46
	3号認定 (1・2歳児)	81	98	94	88	79
	合計	155	186	217	231	236

【提供区域：荒川地域】

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)
必要 利用 定員 総数 (量 の見 込み)	2号認定	373	367	351	342	336
	3号認定 (0歳児)	53	54	55	56	57
	3号認定 (1・2歳児)	260	252	254	257	262
	合計	686	673	660	655	655
確保 量	2号認定	511	511	571	571	571
	3号認定 (0歳児)	68	68	68	68	68
	3号認定 (1・2歳児)	285	285	285	314	314
	合計	864	864	924	953	953
、	2号認定	138	144	220	229	235
	3号認定 (0歳児)	15	14	13	12	11
	3号認定 (1・2歳児)	25	33	31	57	52
	合計	178	191	264	298	298

【提供区域：町屋地域】

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)
必要 利用 定員 総数 (量 の見 込み)	2号認定	403	386	365	356	350
	3号認定 (0歳児)	49	49	50	51	52
	3号認定 (1・2歳児)	227	209	212	219	228
	合計	679	644	627	626	630
確保 量	2号認定	505	505	505	505	505
	3号認定 (0歳児)	70	70	70	70	70
	3号認定 (1・2歳児)	307	307	307	307	307
	合計	882	882	882	882	882
、	2号認定	102	119	140	149	155
	3号認定 (0歳児)	21	21	20	19	18
	3号認定 (1・2歳児)	80	98	95	88	79
	合計	203	238	255	256	252

【提供区域：尾久地域】

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)
必要 利用 定員 総数 (量 の見 込み)	2号認定	680	688	668	652	639
	3号認定 (0歳児)	87	88	89	91	93
	3号認定 (1・2歳児)	412	418	416	416	414
	合計	1,179	1,194	1,173	1,159	1,146
確保 量	2号認定	689	689	689	689	689
	3号認定 (0歳児)	101	101	101	101	101
	3号認定 (1・2歳児)	420	420	420	420	420
	合計	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210
,	2号認定	9	1	21	37	50
	3号認定 (0歳児)	14	13	12	10	8
	3号認定 (1・2歳児)	8	2	4	4	6
	合計	31	16	37	51	64

【提供区域：日暮里地域】

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)
必要 利用 定員 総数 (量 の見 込み)	2号認定	695	675	640	624	613
	3号認定 (0歳児)	101	103	104	106	110
	3号認定 (1・2歳児)	445	422	429	437	447
	合計	1,241	1,200	1,173	1,167	1,170
確保 量	2号認定	780	840	840	840	840
	3号認定 (0歳児)	156	162	162	162	162
	3号認定 (1・2歳児)	579	615	615	615	615
	合計	1,515	1,617	1,617	1,617	1,617
,	2号認定	85	165	200	216	227
	3号認定 (0歳児)	55	59	58	56	52
	3号認定 (1・2歳児)	134	193	186	178	168
	合計	274	417	444	450	447

利用者支援事業（新規事業）

【提供区域：区全域】

（カ所）

実施時期 （年度）	1年目 （令和2年度）	2年目 （令和3年度）	3年目 （令和4年度）	4年目 （令和5年度）	5年目 （令和6年度）
実施力所数	3	3	3	3	3

基本型を実施する子育て支援課と母子保健型を実施する健康推進課を中心に、保育課（保育コンシェルジュ）や関係部署と連携を図り、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っていきます。  
児童相談所とも連携し、子育て世代包括支援センター機能の充実を図っていきます。

地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン）

【提供区域：区全域】

（人）

実施時期 （年度）	1年目 （令和2年度）	2年目 （令和3年度）	3年目 （令和4年度）	4年目 （令和5年度）	5年目 （令和6年度）
量の見込み	85,530	84,752	84,543	84,848	85,802
確保量	85,530	84,752	84,543	84,848	85,802
施設数（カ所）	19	19	19	19	19

新たな施設の開設に伴い、利用者数は年々増加しています。

今後は、空白地帯へ新たなサロンを誘致するなど、在宅育児支援の更なる充実を図っていきます。

【提供区域：南千住地域】

（人）

実施時期 （年度）	1年目 （令和2年度）	2年目 （令和3年度）	3年目 （令和4年度）	4年目 （令和5年度）	5年目 （令和6年度）
量の見込み	17,729	16,459	15,571	14,977	14,560
確保量	17,729	16,459	15,571	14,977	14,560
施設数（カ所）	6	6	6	6	6

## 【提供区域：荒川地域】

(人)

実施時期 (年度)	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)
量の見込み	45,139	45,578	46,314	46,824	47,717
確保量	45,139	45,578	46,314	46,824	47,717
施設数(力所)	3	3	3	3	3

## 【提供区域：町屋地域】

(人)

実施時期 (年度)	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)
量の見込み	6,725	6,803	6,808	7,035	7,262
確保量	6,725	6,803	6,808	7,035	7,262
施設数(力所)	3	3	3	3	3

## 【提供区域：尾久地域】

(人)

実施時期 (年度)	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)
量の見込み	7,516	7,485	7,429	7,447	7,500
確保量	7,516	7,485	7,429	7,447	7,500
施設数(力所)	4	4	4	4	4

## 【提供区域：日暮里地域】

(人)

実施時期 (年度)	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)
量の見込み	8,421	8,427	8,421	8,565	8,763
確保量	8,421	8,427	8,421	8,565	8,763
施設数(力所)	3	3	3	3	3

妊婦健康診査（妊婦健診）

（受診者数：人 受診回数：回）

実施時期 （年度）		1年目 （令和2年度）	2年目 （令和3年度）	3年目 （令和4年度）	4年目 （令和5年度）	5年目 （令和6年度）
量の見込み	受診者数	1,912	1,941	1,980	2,029	2,085
	健診回数	20,638	20,948	21,367	21,899	22,503
確保量		20,717	21,028	21,449	21,983	22,590

ゆりかご面接で把握した妊婦と家族の状況等を踏まえ、早期対応が必要な妊婦について、医療機関等と連携して、きめ細かく支援していくとともに、母子保健システムの利活用により、妊婦健診の受診結果等に基づく健康支援を充実させます。

乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問指導事業）

（人）

実施時期 （年度）	1年目 （令和2年度）	2年目 （令和3年度）	3年目 （令和4年度）	4年目 （令和5年度）	5年目 （令和6年度）
量の見込み	1,568	1,587	1,611	1,644	1,684
確保量	1,568	1,587	1,611	1,644	1,684

関係課の協力の下、早期に訪問が実施できるよう努めます。出生通知票の提出のない方に対しては、はがきや電話で勧奨を行い、状況の把握と支援に努めます。外国人に対しては、通訳アプリや通訳ボランティアを活用し、不安なく育児が行えるよう支援していきます。

養育支援訪問事業

（人回）

実施時期 （年度）		1年目 （令和2年）	2年目 （令和3年）	3年目 （令和4年）	4年目 （令和5年）	5年目 （令和6年度）
量の見込み	健康推進課 実施分	619	626	635	648	664
	子ども家庭支援 センター実施分	596	597	598	601	605
	合計	1,215	1,223	1,233	1,249	1,269
確保量	健康推進課 実施分	619	626	635	648	664
	子ども家庭支援 センター実施分	596	597	598	601	605
	合計	1,215	1,223	1,233	1,249	1,269

真に支援が必要な家庭へ迅速に支援を行うとともに、支援終了後の見守り等の方法について検討していきます。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

（人）

実施時期 （年度）	1年目 （令和2年度）	2年目 （令和3年度）	3年目 （令和4年度）	4年目 （令和5年度）	5年目 （令和6年度）
量の見込み	501	502	504	505	506
確保量	883	883	913	913	943

家庭における養育が一時的に困難となったときの預け先として、ショートステイ事業を関係機関に周知し、ショートステイを必要とする保護者が利用しやすくなるよう、窓口の充実を図ります。

ファミリー・サポート・センター事業

（人）

実施時期 （年度）		1年目 （令和2年度）	2年目 （令和3年度）	3年目 （令和4年度）	4年目 （令和5年度）	5年目 （令和6年度）
量の見込み	低学年	1,767	1,754	1,755	1,741	1,748
	高学年	425	422	422	418	420
	合計	2,192	2,176	2,177	2,159	2,168
確保量		2,701	2,760	2,819	2,878	2,936
-		509	584	642	719	768

核家族化が進む中で、地域でお互いに支えあう相互援助活動が必要であり、多様化する保育需要に対応するためにもさらなる充実が必要です。需要拡大に対応できるよう協力会員の増加を図っていきます。

一時預かり事業

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)
量の見込み	私立幼稚園等 (預かり保育)	39,670	43,184	45,776	46,832	47,800
	認可保育園 (一時保育)	4,741	4,660	4,581	4,560	4,566
	ファミリー サポート センター	5,630	5,588	5,591	5,546	5,570
	地域子育て交流 サロン (一時預かり)	4,218	4,493	4,544	4,589	4,612
	合計	54,259	57,925	60,492	61,527	62,548
確保量	私立幼稚園等 (預かり保育)	39,670	43,184	45,776	46,832	47,800
	認可保育園 (一時保育)	16,701	16,701	17,873	17,873	17,873
	ファミリー サポート センター	6,938	7,089	7,240	7,391	7,543
	地域子育て交流 サロン (一時預かり)	7,350	7,500	7,500	7,500	7,500
	合計	70,659	74,474	78,389	79,596	80,716
-	16,400	16,459	17,897	18,069	18,168	

私立幼稚園等では、近年、預かり保育の利用実績が伸び続けています。幼児教育・保育の無償化により、保護者に対する預かり保育料補助が開始となったため、今後も利用者数の伸びが継続すると見込まれます。各園に対しては、引き続き運営費に対する補助を実施していきます。

認可保育園では、在宅育児家庭に対する支援の充実のため、引き続き、一時保育の需要動向や開設場所の地域バランスを踏まえた上で、一時保育の環境整備を行っていきます。また、利用方法についても、区民の意見等も踏まえながら、より利用しやすい方法について検討を進めていきます。

ファミリーサポートセンター事業では、核家族化が進む中で、地域でお互いに支えあう相互援助活動が必要であり、多様化する保育需要に対応するためにもさらなる充実が必要です。需要拡大に対応できるよう協力会員の増加を図っていきます。

子育て交流サロンでの一時預かり事業は、ニーズの高まりにより、年々利用者数が増加しています。引き続き、利用者の利便性向上に努め、家庭における育児を支援していきます。

延長保育事業

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)
量の見込み	認可保育園	740	752	752	752	752
	認証保育所	11	11	11	10	10
	家庭福祉員等	1	1	1	1	1
	合計	752	764	764	763	763
確保量	認可保育園	1,446	1,469	1,469	1,469	1,469
	認証保育所	110	110	110	110	110
	家庭福祉員等	22	21	18	16	16
	合計	1,578	1,600	1,597	1,595	1,595
・	認可保育園	706	717	717	717	717
	認証保育所	99	99	99	99	99
	家庭福祉員等	21	20	17	15	15
	合計	826	836	833	831	831

保護者の子育てや就労等の支援に大きく寄与しているため、引き続き一定量を確保していきます。

病児・病後児保育事業

(人)

実施時期 (年度)	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)
量の見込み	604	593	583	581	582
確保量	3,516	3,516	3,516	3,516	3,516
-	2,912	2,923	2,933	2,935	2,934

区としては、子育てや就労等を支援するため、開設状況の地区バランスも勘案した上で、事業者の意向等を踏まえながら、事業拡大に向けた取組みを進めていきます。

放課後児童事業

(1) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

【提供区域：全域】

(人)

実施時期 (年度)	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)
量の見込み	1,657	1,705	1,764	1,810	1,832
確保量	1,695	1,795	1,835	1,835	1,835
-	38	90	71	25	3

学齢児童数の増加等により、平成27年度以降、利用者数の増加が続いていますが、学童クラブを新設するなど供給体制の確保に取り組んでいます。今後も学童クラブの需要が増加傾向にある地域においては、引き続き供給体制の確保に努めていきます。

(2) 放課後子ども教室事業（にこにこすくーる）

（校）

実施時期 （年度）	1年目 （令和2年度）	2年目 （令和3年度）	3年目 （令和4年度）	4年目 （令和5年度）	5年目 （令和6年度）
南千住地域	6	6	6	6	6
荒川地域	5	5	5	5	5
町屋地域	4	4	4	4	4
尾久地域	4	4	4	4	4
日暮里地域	5	5	5	5	5
実施校数	24	24	24	24	24

平成 28 年度から区立小学校 24 校全校でにこにこすくーるを実施しています。引き続き、学校と連携して、子どもたちの安全・安心な居場所を提供していきます。

(3) 総合的な放課後児童事業（放課後子ども総合プラン）

（校）

実施時期 （年度）	1年目 （令和2年度）	2年目 （令和3年度）	3年目 （令和4年度）	4年目 （令和5年度）	5年目 （令和6年度）
総合プラン 実施校数	20	20	20	21	22
（一体型）	17	16	16	16	16
（連携型）	6	7	7	8	9

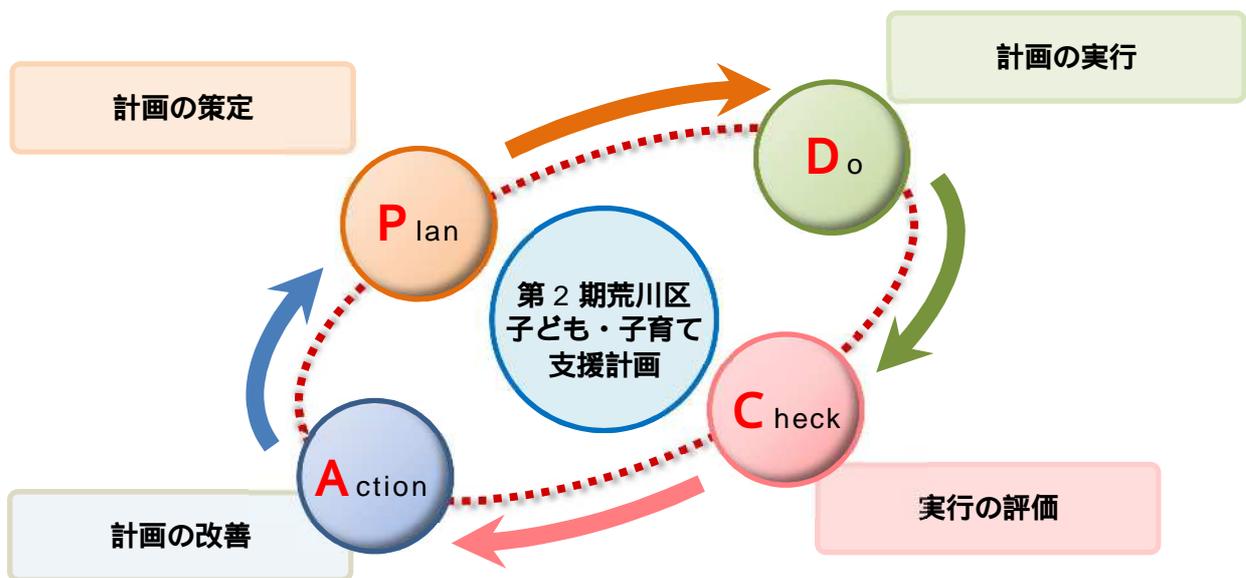
放課後子ども総合プランは、平成 28 年度から本格実施し、学童クラブの新設等に伴い実施校数を増やしています。今後も、総合的な放課後児童事業の充実に努めていきます。

## 第5章 第2期荒川区子ども・子育て支援計画の推進状況の把握

### 第1節 計画の推進状況の把握

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

具体的には、以下の図の様にP D C Aサイクルに基づいて、計画内容と実際の利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。



### 第2節 地域・関係団体・関係機関との連携・協働

「第2期荒川区子ども・子育て支援計画」で掲げた施策を着実に推進し、それぞれの目標を達成するには、保護者とその家族、事業者、関係団体や地域との連携・協働が不可欠です。

また、日々、多くの課題が発生するなか、区内部においても、関係部署が適切に情報を管理し、必要に応じて共有していくことが、その解決にとって重要です。

区がつなぎ役となり、それぞれの人や関係機関が、子育てに関する役割分担を行うことで、効果的な子育て支援が可能となります。